

厚木市複合施設等整備基本計画

厚 木 市

令和2年1月

目 次

章の構成		ページ
第 1 章 基本計画の目的		1
1 基本計画の目的 2 基本計画の対象区域 3 複合施設整備の背景 4 基本計画の位置付け		
第 2 章 複合施設整備の基本理念		19
1 複合施設整備の基本理念 2 複合施設整備の基本方針 3 複合施設の主要機能の役割 4 複合施設の主要機能の連携		
第 3 章 複合施設の主要機能の考え方と規模		27
1 連携機能 2 図書館機能 3 （仮称）未来館機能 4 市庁舎機能 5 消防本部機能 6 国県の行政機関等の機能		
第 4 章 複合施設の建築計画		59
1 複合施設の敷地条件 2 複合施設の建物構成 3 複合施設全体に共通する考え方 4 複合施設への利用者動線 5 複合施設の防災計画 6 複合施設の設備・環境計画		
第 5 章 複合施設の事業計画		73
1 複合施設の概算建築事業費 2 複合施設の整備手法 3 複合施設の整備スケジュール（目標）		
第 6 章 周辺整備の考え方		83
1 周辺道路整備の考え方 2 周辺施設の整備スケジュール 3 周辺施設整備の考え方 4 現本庁舎敷地の跡地利用の考え方		
その他参考資料		101

第1章 基本計画の目的

1 基本計画の目的

本市では、本厚木駅東口の厚木バスセンター東側区域である中町第2-2地区（以下「2-2地区」といいます。）周辺において、多くの利用者の皆様が気軽に立ち寄り、充実した時間を過ごすことができる第三の場所「サードプレイス」を創出していくことを目指しています。

サードプレイスの創出を実現するため、図書館、（仮称）未来館¹、市庁舎等からなる複合施設（以下「複合施設」といいます。）を整備する方針を定め、各施設の基本構想を策定したところです。

各施設の基本構想を受け、複合施設及びその周辺環境（以下「複合施設等」といいます。）の整備に向け、規模、機能、概算事業費、整備スケジュールなどの基本的な考え方を整理し、今後の設計、整備に取り組む上での方針を示すものとして、厚木市複合施設等整備基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定するものです。

基本計画の目的

複合施設の規模、機能、概算事業費、整備スケジュールや周辺環境の整備に向けた基本的な考え方を整理し、今後の設計、整備に取り組む上での方針を定めること。

¹（仮称）未来館は、これまで（仮称）こども未来館として、現在の子ども科学館の機能を向上させ、子どもを中心に幅広い年齢層が気軽に立ち寄ることができ、学びや体験機能が充実した施設とすることを検討してきましたが、対象者を子どもに限定することなく、幼児から大学生や一般まで幅広い世代を対象とした施設とすることを明確にするため、基本計画以降は、名称を（仮称）未来館とします。

2 基本計画の対象区域

(1) 基本計画の対象区域

基本計画の対象区域は、本市の交通や商業、行政の拠点である本厚木駅東口に位置する2-2地区周辺の約4ヘクタールとします。

位置	神奈川県厚木市中町一丁目
基本計画の対象面積	約 4ha
地域地区	商業地域 ² 、一部に高度利用地区 ³ の設定、防火地域 ⁴ 、 駐車場整備地区 ⁵
法定容積率・建ぺい率	400%・80%
その他	都市再生緊急整備地域 ⁶



² 地域地区における用途地域の一つで、主に商業等の業務の利便の増進を図る地域

3 地域地区の一つで、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区

⁴ 地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防除する地域

5 地域地区の一つで、主に商業地域や近隣商業地域内で自動車交通が著しく集中する地区又は当該地区の周辺地域内などで、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保することを目的に市町村が指定する地区

6 都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域で、都市開発事業などにより緊急かつ重点的に市街地整備を推進し都市再生の拠点となるべき地域

(2) 対象区域の特徴

ア 中心市街地の核

本市は、昼夜間人口比率が115.6%（国勢調査（平成27(2015)年））と町村を除く全国813市区の中で16位、県内19市では最も高く、昼間は、夜間（約22.5万人）と比べ約3.5万人多い約26.1万人の人口を抱えています。また、小田急小田原線本厚木駅は、乗降客数が約15.5万人／日（小田急電鉄株式会社発表（平成30(2018)年度））であり、小田急線全70駅のうち6番目に多く、乗換えのない関東大手私鉄の鉄道駅の中では最も多い駅となっています。

このような特徴を持つ本厚木駅東口に隣接する基本計画の対象区域は、小田急線や相模川からの視認性が高く、市内外から多くの人々が通勤や通学で訪れる本市の中心市街地の核となる区域です。

イ 交通アクセス性

基本計画の対象区域は、地下では本厚木駅前東口地下道により本厚木駅と接続されています。また、市内全域を結ぶ公共交通として約1.7万人／日（厚木市調査（平成26(2014)年））が利用する厚木バスセンター、本厚木駅周辺では最大の駐車場である中町立体駐車場、企業、大学、観光会社等のバスが約600台／月（厚木市調査（平成30(2018)年度））利用する中町大型バス発着場などが整備されています。対象区域は、鉄道、バス、自動車など、様々な交通手段により容易なアクセスが可能な区域であり、本市の重要な交通結節点となっています。

ウ 拠点性

基本計画の対象区域内には、保健福祉センターや厚木シティプラザに加え、商業施設である厚木ガーデンシティビルが立地しています。また、隣接地には、あつぎ市民交流プラザ、子育て支援センター及び商業施設からなるアミューあつぎが立地しています。このように、市民生活を支える充実した公共・民間施設が集積する高い拠点性を有しています。

基本計画の対象区域の特徴	
1	多くの人々が通勤や通学で訪れる本市の中心市街地の核となる区域
2	様々な交通手段により容易なアクセスが可能な区域
3	市民生活を支える充実した公共・民間施設が集積する区域

基本計画の対象区域の都市機能	
1	交通関係機能
	(1) 厚木バスセンター（厚木サンパークを含む。）
	(2) 中町立体駐車場
	(3) 中町大型バス発着場
	(4) 本厚木駅前東口地下道
2	建築物
	(1) 厚木シティプラザ（中央図書館、子ども科学館、老人福祉センター寿荘ほか）
	(2) 保健福祉センター
	(3) 厚木ガーデンシティビル（イオン厚木店、神奈川県パスポートセンター県央支所ほか）

3 複合施設整備の背景

(1) 中心市街地のまちづくりのテーマ

基本計画の対象区域を含む本厚木駅周辺の約100ヘクタールを本市の中心市街地とし、「中心市街地の全体構想（平成24(2012)年8月）」において、本市のにぎわいと活力ある拠点都市としての価値の創造を目指して、「歩いて楽しいまち」をまちづくりのテーマに掲げています。

中心市街地の全体構想（約100ha）（平成24(2012)年8月）

まちづくりテーマ 歩いて楽しいまち

子どもから高齢者までが、快適に利用できる利便性の高い都市機能を備え、子育て・教育環境の充実を図ります。

さらに、身近な相模川との共生、魅力ある店舗の効果的な配置、デザインされた街なみ整備、文化芸術の取入れなどにより、まちの個性と景観を創出します。

これらのまちづくりによって、誰もが暮らしやすく、訪れてみたくなる「歩いて楽しいまち」を目指します。



(2) 2-2地区周辺の整備コンセプト

「中心市街地の全体構想」を踏まえ、約4.5ヘクタールの2-2地区周辺は、「中町第2-2地区周辺整備方針（平成26(2014)年12月）」において、「第3の場所づくり サードプレイス」をコンセプトに掲げています。整備方針の一つに、自然と多くの人々が集まることができる場所とするため、未来の図書館機能や科学館機能を核とする複合施設の整備を位置付けています。

中町第2-2地区周辺整備方針（約4.5ha）（平成26(2014)年12月）

コンセプト 第3の場所づくり サードプレイス

サードプレイスとは、家「第1の場所」と職場・学校「第2の場所」との間にある「第3の場所」。多くの市民の皆様が気軽に立ち寄れ、充実した時間を過ごすことができる居場所を創出します。

(整備方針)

- 1 未来の図書館機能・科学館機能を核とした複合施設の新設
- 2 魅力ある民間機能の誘導
- 3 誰もが使いやすいバスセンター
- 4 アクセス性を高める自動車・自転車等駐車場
- 5 まちの利便性が高まる大型バススペース
- 6 訪れる人にやさしい歩行者空間

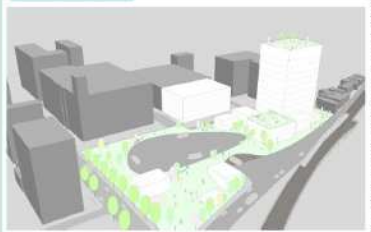
中町第2-2地区周辺整備方針の概要

中町第2-2地区周辺整備事業は、交通結節点としての機能向上を図るとともに、利便性の高い地域として魅力とにぎわいあふれる街なか拠点に向けた整備を進めることを目的としています。この概要では、「魅力とにぎわいあふれるまち」に向けた今後の事業コンセプトと6つの整備方針についてまとめています。

これまでの経緯 平成21年度に中町第2-2地区の将来像（基本構想）として「中町第2-2地区周辺グランドデザイン」を策定しました。平成24年度にはまちづくりの指針として「中心市街地の全体構想」を策定。続いて平成25年度に、中心市街地の公共施設の最適化を図るため「中心市街地の公共施設再配置計画」を策定しました。平成26年度には、文化・芸術・生涯学習・子育て機能を集約した拠点施設として「アミューアツボ」をオープンしました。



イメージ



事業化戦略

- 中心市街地の公共施設再配置計画や総合的な交通の方針に基づき、**年内が連携し**ながら進める。
- バスセンターや既存施設等の機能を保持し、サービスを継続しながら段階的に整備する。
- 市民に愛される複合施設を目指し、多くの意見を聞きながら**市民と協働**で検討する。

駅周辺のポテンシャル

- 小田急線厚木駅の利用者数14万人/日は、乗り換えのない単独駅としては、全国的に見ても非常に多い。
- バスセンターを始め中心市街地へのアクセス機能が集中した交通結節点となっている。
- 駅周辺の便利機能を求め、街なか滞在が進行している。

整備の視点

- 事業性基盤に当たり、中心市街地と関係するまちづくりの計画との整合性を図りながら事業を展開することが重要
- 通勤通学の人々が気軽に立ち寄れ、充実した時間を過ごす居場所を創出することが重要
- 図書館・科学館を中心とした集客性の高い市民複合施設により、周辺の活性化が図れることが必要
- 中心市街地に人々を呼び込むために、あらゆる交通手段を整備し、訪れる人達のアクセス性の向上を図ることが必要

コンセプト

第3の場所づくり - the 3rd place -

サードプレイスとは、家「第1の場所」と職場・学校「第2の場所」との間にある「第3の場所」。多くの市民が気軽に立ち寄れ、充実した時間を過ごすことができる居場所を創出します。

6つの整備方針

- 1 未来の**図書館機能・科学館機能**を核とした複合施設の新設
- 2 魅力ある**民間機能**の誘導
- 3 誰もが使いやすい**バスセンター**
- 4 アクセス性を高める**自動車・自転車等駐車場**
- 5 まちの利便性が高まる**大型バススペース**
- 6 訪れる人にやさしい**歩行者空間**

今後のスケジュール



※本スケジュールは、今後の事業の進捗により変更する可能性があります。

(3) 2-2 地区複合施設の検討

ア 図書館機能の検討

現在の中央図書館は、老朽化や狭あい化に加え、多様な利用者ニーズやバリアフリーへの対応、ユニバーサルデザイン⁷の導入などの課題を抱えていることから、「中町第2-2地区周辺整備方針」を踏まえ、「市民の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点」を基本理念に掲げる「厚木市図書館基本構想（平成29(2017)年4月）」において、2-2地区周辺に複合施設として整備する方針を定めています。

厚木市図書館基本構想（平成29(2017)年4月）

市民の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点

1 現在の中央図書館

設置場所	厚木市中町一丁目1番3号 厚木シティプラザ 地下1階～4階
竣工年月	昭和59(1984)年10月（築35年）
延べ床面積	（専用部分）4,738.91 m ²
年間開館日数	343日（平成30(2018)年度実績）
貸出者数	330,732人／年（平成30(2018)年度実績） 平日来館者数 約1,680人／日（平成30(2018)年度調査） 休日来館者数 約2,030人／日（平成30(2018)年度調査）
開館時間	午前9時から午後7時まで
閲覧席数	121席
蔵書冊数（開架冊数）	約633,000冊（約237,000冊）
職員等数	市職員 11人 委託登録 41人（概ね24人程度／日が従事）

2 課題

- (1) 施設の老朽化、狭あい化（蔵書スペース、閲覧・学習席等の不足）
- (2) 多様な利用者ニーズへの対応
- (3) バリアフリーへの対応、ユニバーサルデザインの導入
- (4) 情報通信関連設備の拡充
- (5) 開館日や開館時間の拡大

⁷ 年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

イ 科学館機能の検討

現在の子ども科学館は、老朽化や狭あい化に加え、多様な利用者ニーズへの対応や団体利用を受け入れる駐車場の不足などの課題を抱えていることから、「中町第2-2地区周辺整備方針」を踏まえ、「子どもたちの未来へのチカラをみんなで育て、伸ばしていく、コミュニティプレイス⁸の創造」を基本理念に掲げる「(仮称) こども未来館基本構想(平成29(2017)年11月)」において、2-2地区周辺に複合施設として整備する方針を定めています。

(仮称) こども未来館基本構想(平成29(2017)年11月)

子どもたちの未来へのチカラをみんなで育て、伸ばしていく、
コミュニティプレイスの創造

1 現在の子ども科学館

設置場所	厚木市中町一丁目1番3号 厚木シティプラザ 6階(サイエンスホールのみ)、7階
竣工年月	昭和59(1984)年10月(築35年)
延べ床面積	(専用部分) 872.7㎡※ ※ 青少年課事務室、会議室等を含まない数値
年間開館日数	359日(平成30(2018)年度実績)
利用者数	96,676人/年(平成30(2018)年度実績) 平日展示ホール来館者数 約100人/日 休日展示ホール来館者数 約270人/日
開館時間	午前9時から午後10時まで
職員等数	市職員 2人 臨時職員 22人(概ね2人程度/日が従事)

2 課題

- (1) 施設の老朽化、狭あい化(展示ホールや機材・展示物の収納スペース等の不足)
- (2) 多様な利用者ニーズへの対応
- (3) 駐車場がなく、団体利用の受入れが困難
- (4) 近隣公共施設との連携
- (5) 青少年が集える場所の不足

⁸ 共通点を持った人が集まる場所

ウ 市庁舎機能の検討

現在の本庁舎及び第二庁舎からなる市庁舎は、老朽化や狭あい化に加え、分散化や災害対応力の強化などの課題を抱えていることから、「安心・安全を支え、様々な機能と融合した居心地の良い庁舎」を基本理念に掲げる「厚木市新庁舎整備基本構想（平成30(2018)年9月）」において、2-2地区周辺に複合施設として整備する方針を定めています。市庁舎の建て替え場所の検討に当たり、現本庁舎敷地と2-2地区を建設候補地とし、地方自治法の趣旨等を踏まえ、総合的に比較検討した結果、2-2地区を新市庁舎の建設予定地としています。

厚木市新庁舎整備基本構想（平成30(2018)年9月）

安心・安全を支え、様々な機能と融合した居心地の良い庁舎

1 現在の市庁舎

本庁舎	設置場所	厚木市中町三丁目17番17号
	竣工年月	昭和46(1971)年1月（築49年）
	延べ床面積	（共用含む）9,016 m ²
	職員等数	約450人（臨時的任用職員等を含む。）
第二庁舎	設置場所	厚木市中町三丁目16番1号
	竣工年月	平成4(1992)年10月（築27年）
	延べ床面積	（共用含む）11,821.57 m ²
	職員等数	約660人（臨時的任用職員等を含む。）
開庁日数		約295日（土曜開庁を含む。）
本庁舎及び第二庁舎の来庁者数		平日 約8,000人／日 土曜 約340人／日

2 課題

- (1) 老朽化
- (2) 狭あい化（待合スペースや打合せスペース等の不足）
- (3) 分散化
- (4) 災害対応力の強化
- (5) バリアフリーへの対応、ユニバーサルデザイン⁹の導入

3 新市庁舎の建設予定地の決定に当たり考慮した事項

- (1) 地方自治法の趣旨
- (2) 庁舎建設に関する市民アンケート結果
- (3) 超高齢社会の更なる進展
- (4) 地域経済への効果、持続可能な都市経営
- (5) 新市庁舎の在るべき姿の実現可能性
- (6) 建物の建設費用や周辺交通への対応
- (7) 厚木市庁舎建設等検討委員会からの提言
- (8) ワークショップや意見交換会での市民の皆様からの御意見

⁹ P7 参照

(1) 地方自治法の趣旨

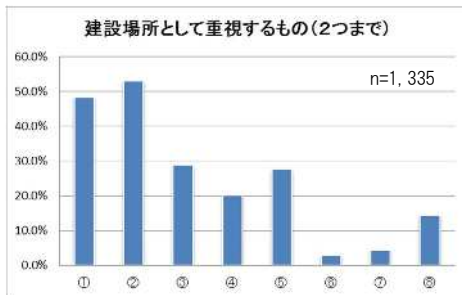
地方自治法第4条第2項には、庁舎の位置は、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と規定されていることから、新市庁舎の建設予定地は、2-2地区がふさわしいと考えられます。

(2) 庁舎建設に関する市民アンケート結果

15歳以上の男女4,000人を対象に実施した市民アンケートの結果、市民の皆様は、「庁舎の建て替え場所として重視するもの」として、「公共交通機関で行きやすい場所」を挙げた方が最も多く、「無駄な支出を抑えることができる場所」が次に多くなっていることから、新市庁舎の建設予定地は、2-2地区がふさわしいと考えられます。

(庁舎建設に関する市民アンケート結果（平成29(2017)年7月）抜粋）

新たに庁舎を建て替える場合、「建設場所」として重視するものは。（重視する順に2つまで）



建設場所として重視するものは。（2つまで）

① 無駄な支出を抑えることができる場所	645	48.3%
② 公共交通機関で行きやすい場所	708	53.0%
③ 交通渋滞を招かない場所	386	28.9%
④ 地域の活性化に効果的な場所	270	20.2%
⑤ 現在の市役所にできるだけ近い場所	369	27.6%
⑥ わからない	40	3.0%
⑦ その他	60	4.5%
⑧ 無回答	192	14.4%
計	2,670	

(3) 超高齢社会の更なる進展

「厚木市人口ビジョン（平成28(2016)年3月）」における人口の将来展望では、2040年の本市の高齢化率は30%を超えることが見込まれています。超高齢・人口減少社会の更なる進展が確実視される中で、公共交通機関からのアクセスは特に重要な項目となることから、新市庁舎の建設予定地は、2-2地区がふさわしいと考えられます。

(厚木市人口ビジョン（平成28(2016)年3月）抜粋）将来展望における年齢3区分別人口

年 次		将来展望						
		人口総数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 割 合	生産年齢人口 割 合	老年人口 割 合
2010年	H22	224,420	30,828	153,269	40,323	13.7%	68.3%	18.0%
2015年	H27	225,133	29,274	145,651	50,208	13.0%	64.7%	22.3%
2020年	H32	229,113	27,675	143,075	58,363	12.1%	62.4%	25.5%
2025年	H37	227,280	26,500	140,422	60,358	11.7%	61.8%	26.6%
2030年	H42	224,270	26,092	136,593	61,585	11.6%	60.9%	27.5%
2035年	H47	220,427	27,031	129,111	64,285	12.3%	58.6%	29.2%
2040年	H52	216,365	28,285	119,519	68,561	13.1%	55.2%	31.7%
2045年	H57	212,118	29,083	113,514	69,521	13.7%	53.5%	32.8%
2050年	H62	207,739	28,990	110,555	68,194	14.0%	53.2%	32.8%
2055年	H67	202,895	28,182	108,240	66,473	13.9%	53.3%	32.8%
2060年	H72	197,617	27,538	106,532	63,547	13.9%	53.9%	32.2%

(4) 地域経済への効果、持続可能な都市経営

市庁舎の建て替えが地域経済へ与える影響や低炭素型社会のまちづくり、コンパクト・プラス・ネットワーク¹⁰による持続可能な都市経営の実現性などを考慮すると新市庁舎の建設予定地は、2-2地区がふさわしいと考えられます。

(5) 新市庁舎の在るべき姿の実現可能性

現在の本庁舎及び第二庁舎が抱えている課題である分散化や狭あい化を解消し、新市庁舎の在るべき姿を実現するため、4,000㎡程度の建築面積を確保することができる場所である必要があり、2-2地区は、必要な建築面積を確保することができる場所です。

(6) 建物の建設費用や周辺交通への対応

2-2地区は、市庁舎だけでなく図書館や（仮称）未来館等との複合施設として整備することにより、建物の建設費用を抑えることができるとともに、「第8次厚木市道路整備三箇年計画（平成30(2018)年3月）」に位置付けている中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業等を着実に実施することにより、安全で円滑な交通環境を確保することができます。

(7) 厚木市庁舎建設等検討委員会からの提言

関係団体の代表や学識経験者、公募市民で構成する厚木市庁舎建設等検討委員会からは、新市庁舎の建設予定地は2-2地区がふさわしいと提言されています。

（厚木市庁舎建設等検討委員会「新庁舎整備に関する提言書」（平成30(2018)年5月）引用）

厚木市庁舎建設等検討委員会は、建設候補地が抱える課題や新市庁舎のあるべき姿の実現可能性を始め、様々な視点から建設候補地を比較検討した結果、新市庁舎の建設場所は、2-2地区がふさわしいと判断する。

(8) ワークショップや意見交換会での市民の皆様からの御意見

新市庁舎の建設場所について、ワークショップや複数回の意見交換会を開催し、広く市民の皆様からの御意見を伺いました。市民の皆様からいただいた御意見を総合的に考慮すると、新市庁舎の建設場所は、2-2地区を建設予定地とするべきであるという御意見が多く出されています。

厚木市新庁舎整備基本構想では、様々な視点から総合的に建設候補地を比較検討した結果、新市庁舎の建設予定地は、2-2地区とし、図書館及び（仮称）未来館等を併せた複合施設として整備する方針を定めています。

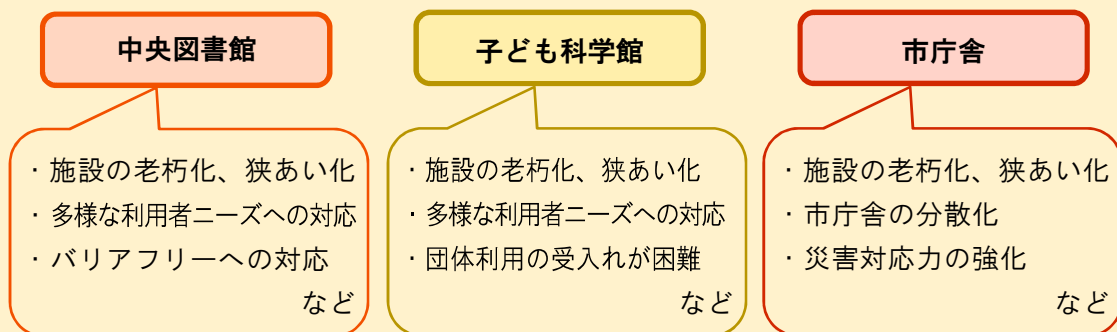
¹⁰ 行政や医療・福祉、商業等の都市機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）し、人口の集積を図るとともに、集約化に併せて地域公共交通のネットワークを再編し、都市機能と公共交通サービス双方の効率性・持続性を高める取組のこと。

(4) 複合施設整備の背景

1 2－2地区周辺の特徴

- (1) 多くの人々が通勤や通学で訪れる本市の中心市街地の核となる区域
- (2) 様々な交通手段により容易なアクセスが可能な区域
- (3) 市民生活を支える充実した公共・民間施設が集積する区域

2 現在の中央図書館、子ども科学館、市庁舎の課題



3 将来の社会環境の変化

- (1) 人口減少・超高齢社会の進展
- (2) 持続可能なにぎわいづくりの必要性
- (3) コンパクト・プラス・ネットワーク¹¹の推進

- 1 2－2地区の特徴をいかし、
- 2 現在の施設が抱える課題を解決するとともに、
- 3 将来の社会環境の変化を見据えたまちづくりを進めるため、

2－2地区に図書館機能、科学館機能、市庁舎機能を中心とする複合施設を整備します。

¹¹ P11 参照

4 基本計画の位置付け

(1) 関係法令

ア 図書館に関する関係法令

(ア) 図書館法（昭和25(1950)年法律第108号）

第1条 この法律は、社会教育法に基き、図書館の設置及び運営に
関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育
と文化の発展に寄与することを目的とする。

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方
公共団体の条例で定めなければならない。

(イ) 厚木市立図書館条例（昭和59(1984)年条例第21号）

第1条 図書館法第10条の規定に基づき、厚木市立図書館を設置する。

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 厚木市立中央図書館

位置 厚木市中町1丁目1番3号

イ（仮称）未来館に関する関係法令

(イ) 厚木市立子ども科学館条例（昭和59(1984)年条例第19号）

第1条 科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図り、創造性豊
かな青少年の育成に寄与するための施設として、厚木市立子ども科学
館（以下「科学館」という。）を設置する。

第2条 科学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 厚木市子ども科学館

位置 厚木市中町1丁目1番3号

ウ 市庁舎に関する関係法令

(ア) 地方自治法（昭和22(1947)年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しよう
とするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の
利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等
について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団
体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければなら
ない。

(イ) 厚木市役所位置設定条例（昭和30(1955)年条例第2号）

地方自治法第4条第1項の規定に基き、厚木市役所を次の位置に定める。

厚木市中町3丁目17番17号

(2) 基本計画の位置付け

複合施設等の整備に向けた基本的な考え方を定める上で、基本計画は、次の上位計画や関連する計画の内容を踏まえた計画とします。



(3) 上位計画**ア 第9次厚木市総合計画 あつぎ元気プラン（平成21(2009)年3月）**

「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」を将来都市像に、「にぎわいあふれる、快適で利便性の高いまちづくり」について定めた本市の最上位計画です。

イ 厚木市都市計画マスタープラン（平成21(2009)年3月）

「魅力ある安全・快適な拠点性の高い交流のまち 厚木」を実現するため、「魅力ある機能が充実するまちづくり」、「安全で快適なまちづくり」、「ふれあいの場と水と緑のあるまちづくり」をまちづくりの方針として位置付けています。

ウ 中心市街地の全体構想（平成24(2012)年8月）

「魅力ある安全・快適な拠点性の高い交流のまち」を目指し、まちづくりテーマとして「歩いて楽しいまち」を位置付けています。

エ 中心市街地の公共施設再配置計画（平成25(2013)年4月）

中央図書館、子ども科学館を始めとした本厚木駅周辺に立地する公共施設の再配置についての方針を位置付けています。

オ 中町第2－2地区周辺整備方針（平成26(2014)年12月）

「第3の場所づくり ―サードプレイス―」を創出するため、「未来の図書館機能・科学館機能を核とした複合施設の新設」、「魅力ある民間機能の誘導」、「誰もが使いやすいバスセンター」、「アクセス性を高める自動車・自転車等駐車場」、「まちの利便性が高まる大型バススペース」、「訪れる人にやさしい歩行者空間」を整備方針として位置付けています。

カ 厚木市公共施設最適化基本計画（平成27(2015)年3月）

持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次世代へと引き継ぐため、公共施設等を市民共有の財産として捉え、公共施設等のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを定めています。

キ 厚木市図書館基本構想（平成29(2017)年4月）

「市民の学び、楽しみに役立つ情報拠点施設」を基本理念とし、知（市民の生涯にわたる自主的な学習の支え）、発見（市民の生活に関わる課題の解決）、豊かさ（市民の文化的で豊かな生活の支え）、実り（家庭教育や学校教育を支援）、歴史（郷土に関する情報の発信）、出会い（新たな発見、交流）を整備における基本方針として位置付けています。

ク （仮称）こども未来館基本構想（平成 29(2017)年 11 月）

「子どもたちの未来へのチカラをみんなで育て、伸ばしていく、コミュニティプレイス¹²の創造」を実現するため、活動づくり（子どもたちの自発的な学びと好奇心を育む体験メニューの提供）、魅力づくり（厚木の自然、市内企業・大学との連携等、厚木ならではの展示）、環境づくり（様々な人々が日常利用できる施設整備）を整備の視点として位置付けています。

ケ 厚木市新庁舎整備基本構想（平成 30(2018)年 9 月）

「安心・安全を支え、様々な機能と融合した居心地の良い庁舎」を目指し、「安心・安全を支える拠点としての庁舎」、「市民サービスの向上、事務作業の効率化を果たす庁舎」、「市民の皆様にも親しまれる庁舎」、「人と環境に優しい庁舎」、「将来の変化に柔軟に対応できる庁舎」、「持続力あるまちのにぎわいをけん引する庁舎」を基本方針として位置付けています。

(4) 関連計画

ア 都市再生特別措置法における都市再生緊急整備地域¹³の指定(平成 16(2004)年 5 月)

本厚木駅周辺地区が都市再生特別措置法における都市再生緊急整備地域に指定されており、安心、安全でにぎわいのある複合市街地の形成や交通拠点機能の強化を位置付けています。

イ 厚木都市計画都市再開発の方針（平成 21(2009)年 9 月）

本厚木駅北側地区(約 135ha)が一号市街地¹⁴に該当するため、県央の中心拠点として、都市機能の拡充・商業、業務機能の核となる整備方針を位置付けています。

ウ 厚木市地域公共交通総合連携計画(平成 21(2009)年 12 月)

本市の路線バスを主体とした公共交通の在り方、取組の方向性を示した計画であり、目標達成に向けた戦略プランとして「再開発計画と合わせた厚木バスセンター拡充の検討・整備」を位置付けています。

エ 厚木市景観計画（平成 22(2010)年 3 月）

市街地における景観形成の方針として、建築等におけるデザイン意識の向上、魅力ある歩行者空間の確保、シンボル景観の活用を位置付けています。

¹² P8 参照

¹³ P3 参照

¹⁴ 計画的な再開発を行うことにより都市全体の機能の回復、向上に貢献することとなる市街地

オ 厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針（平成 23(2011)年 10 月）

市有公共建築物の現状と課題を分析し、長期的な視点から建物の整備や改修、維持管理、長寿命化を進めるための取組方針を示しています。大規模施設、長期的な行政需要が見込める施設、用途変更による有効活用が可能な施設等の主要な新築施設の耐用年数については、日本建築学会水準の「長期」レベルである 100 年を目標とすることを定めています。

カ 厚木市公共施設における木材の利用の促進に関する方針（平成 26(2014)年 3 月）

公共施設整備に当たっては、可能な限り木材を利用した方法を採用し、市産木材又は県産木材の使用に努めることを定めています。

キ あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画（平成 26(2014)年 3 月）

「市民一人一人が自然の恵みと安心のある暮らしを実感できる持続可能な都市」を目標に、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギーの効果的利用について定めています。

ク 本厚木駅周辺地域 都市再生安全確保計画（平成 28(2016)年 3 月）

本厚木駅周辺地域における災害時の課題に対し、一時滞在施設¹⁵の確保、非常用電源の確保、備蓄品の確保等を定めています。

ケ 厚木市商業まちづくり計画（平成 29(2017)年 3 月）

「人が自然に集まるような温かみのあるまち」の実現を目指し、「中心市街地の整備・開発等との連携」を基本方針として定めています。その施策として、2-2 地区周辺の整備事業との連携を位置付けています。

コ 厚木市地球温暖化対策実行計画(平成 29(2017)年 3 月)

公共施設のハード面に係る取組として、「再生可能エネルギー導入ガイドライン」に則り、新築・大規模改修時に計画段階で再生可能エネルギー導入を検討、「C A S B E E¹⁶、C A S B E E かながわ¹⁷の上位ランクに適合した施設整備」、「公共施設の新設、改修における L E D 照明の導入」、「エネルギー多量使用施設における省エネ診断の実施」、「空調、給湯、照明の入替えの際に、省エネ設備を導入」、「空調等新設や更新の際に適正な規模及び能力のものを導入するよう検討」を定めています。

¹⁵ 大地震等による帰宅困難者が帰宅可能になるまで待機できる場所を提供することを目的とした施設

¹⁶ 建築環境総合性能評価システム。建築物の環境性能を評価し格付けする手法。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用だけでなく、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステム

¹⁷ C A S B E E による全国レベルでの評価と神奈川県独自の重点項目についての評価を併用した建築環境総合性能評価システム

サ 厚木市緑の基本計画（平成 29(2017)年 10 月）

複合施設が立地する厚木地区は、比較的緑が少ない点、本市のシンボル地区として高い波及効果をもたらすことが期待できる点等から緑化重点地区に位置付けられています。

シ 第 8 次厚木市道路整備三箇年計画（平成 30(2018)年 3 月）

中町第 2－2 地区周辺交通アクセス事業を重点プロジェクトの一つとして、2－2 地区周辺の整備事業の面的エリアに接する区間の整備を進め、厚木バスセンターを含めた本厚木駅周辺の交通の円滑化を図る中町北停車場線等の道路整備計画を位置付けています。

ス 厚木市消防力整備計画（平成 30(2018)年 3 月）

本市の常備消防だけでなく、非常備消防である消防団も含めた消防力の充実強化を図り、「命と暮らしを守る社会の実現」を目標に掲げています。

セ 厚木市消防署所適正配置計画（平成 30(2018)年 3 月）

厚木市消防本部管轄区域全体における 2 署 7 分署体制の消防署所の適正な配置の方向性を位置付けています。

ソ 厚木市地域防災計画（平成 31(2019)年 3 月）

災害対策基本法に基づき、厚木市防災会議が策定する防災に関する計画として、地震災害、風水害、雪害、火山災害その他の災害に対する総合的な対策を定めています。

第2章 複合施設整備の基本理念

1 複合施設整備の基本理念

(1) 背景

本市では、平成24(2012)年度に、本厚木駅周辺の約100ヘクタールを対象区域とする中心市街地のまちづくりの方針として「歩いて楽しいまち」をテーマとする「中心市街地の全体構想」を策定しました。

平成26(2014)年度には、「中心市街地の全体構想」を受け、2-2地区周辺の約4.5ヘクタールの整備方針として、多くの市民の皆様が気軽に立ち寄り、充実した時間を過ごすことができる居場所の創出を目指した「第3の場所づくり サードプレイス」をコンセプトに掲げる「中町第2-2地区周辺整備方針」を策定し、図書館機能と科学館機能を核とした複合施設を整備することを位置付けました。

平成29(2017)年度には、複合施設の整備に向け、「厚木市図書館基本構想」、「(仮称)こども未来館基本構想」を策定しました。さらに、平成30(2018)年度に策定した「厚木市新庁舎整備基本構想」では、新市庁舎の建設予定地を2-2地区とし、図書館及び(仮称)未来館等と併せた複合施設として整備することを方針として定めています。

(2) 基本理念

複合施設は、図書館、(仮称)未来館及び市庁舎を始め、消防本部や国県の行政機関等の機能をもって構成するものとします。多様な人々が集まり交流が生まれる可能性を持った場所となることから、「中心市街地の全体構想」が掲げる「歩いて楽しいまち」や「中町第2-2地区周辺整備方針」が掲げる「第3の場所づくり サードプレイス」を受け、複合施設整備の基本理念は、人々が日々の課題を乗り越え、未来を創造していく、あらゆる世代の皆様にとっての居場所となることを目指し、次のように定めます。

複合施設整備の基本理念
いきいきと生きる日々、すてきな時間を過ごすことができるサードプレイスを目指して 「いい日々、いい時間。」

2 複合施設整備の基本方針

基本理念を踏まえた複合施設が目指す具体的な方向を示すものとして、次のとおり、基本方針を定めます。

複合施設整備の基本方針
(1) 誰もが訪れやすく、一人一人に合わせたサービスを提供する施設 (2) あらゆる世代の皆様にとっての居場所や気付きの場となる施設 (3) 複合化によるメリットをいかし、絶え間ない交流、活動が生まれる施設 (4) 将来変化に柔軟に対応し、長きにわたり利用することができる施設 (5) 中心市街地のシンボルとして誇りと愛着を感じることができる施設

(1) 誰もが訪れやすく、一人一人に合わせたサービスを提供する施設

複合施設は、限られた人ではなく、全ての利用者の皆様が気軽に立ち寄りたくなる施設を目指します。

また、悩みや課題を抱えた利用者の皆様が満足できるよう、一人一人のニーズに合わせたサービスを提供することができる施設を目指します。

(2) あらゆる世代の皆様にとっての居場所や気付きの場となる施設

複合施設は、誰もが安心して落ち着いた時間を過ごすことができ、自分の居場所とすることができる魅力あふれる施設を目指します。

また、利用者の皆様の暮らしや仕事、環境など、様々な課題を解決するきっかけとなる「気付き」が起こりやすくなるよう、楽しい気分でリラックスし集中できる施設を目指します。

(3) 複合化によるメリットをいかし、絶え間ない交流、活動が生まれる施設

図書館、（仮称）未来館及び市庁舎を始め、消防本部や国県の行政機関等の機能を一つの施設に複合化することにより、利用者の皆様の利便性の向上が図られるとともに、周辺施設にも相乗効果が生まれる施設を目指します。

また、今まで出会う機会の少なかった多様な人々が交流することにより、創造的なアイデアや市民活動が生まれる施設を目指します。

(4) 将来変化に柔軟に対応し、長きにわたり利用することができる施設

少子高齢・人口減少社会の本格化、情報通信技術を始めとする科学技術の進展、グローバル化による世界的な社会構造の変化など、将来変化に柔軟に対応することができる施設を目指します。

また、適切な維持管理を計画的に実施することにより、長期にわたり利用者の皆様が利用することができる施設を目指します。

(5) 中心市街地のシンボルとして誇りと愛着を感じることができる施設

2-2地区の立地特性を最大限にいかし、民間活力の活用も含め、本市ならではのまちのにぎわいを将来にわたってけん引する中心市街地のシンボルとして、市民の皆様が誇りと愛着を感じることができる施設を目指します。

3 複合施設の主要機能の役割

基本方針を実現するための複合施設の主要機能である図書館、（仮称）未来館及び市庁舎に求められる役割は、次のとおりとします。

(1) 図書館機能

ア 「知る」、「表現する」活動のきっかけとなる図書館

情報の取得方法の選択肢が広がった反面、確かな情報を集める方法は難しくなりつつあります。利用者の皆様が確かな情報を収集し分析することができるよう、様々な媒体の資料を用意し、「知る」ことへの支援を行います。

さらに、「知る」ことから、自分の意見を伝えること、新たなものを創造すること、といった生き生きと生きるために大切な「表現する」活動を支えることにより、人も地域も育む図書館を目指します。

イ 市民ニーズを捉える図書館

新たな図書館は、利用者の皆様が探し求めているもの、必要としているものを見つけることができる場所としてサポートするだけでなく、様々な資料や情報を見える形で例示することにより、利用者の皆様が自ら必要なものを選ぶ機会を提供します。

また、プライバシーを守りながら、潜在的なものも含めた利用者ニーズを様々な方法で捉え、的確に対応する図書館を目指します。

ウ 市民の皆様を応援する図書館

幅広い世代や様々な特性を持つ人々が、気軽に立ち寄り過ごすことができる居場所を提供します。

さらに、イベントや展示、情報発信等の様々な手法により、「誰か」や「何か」に出会うことができる図書館を目指します。

エ 地域の情報を継承する図書館

図書館には、今の世代が必要とする情報のほかに、50年後、100年後の市民の皆様が必要とする情報を残す使命があります。地域にとって保存継承すべき歴史、文化、技能などの情報について、様々な機関と連携しながら、情報収集、整理・編集を行い、保存、発信していく機能を備えた図書館を目指します。

(2) (仮称) 未来館機能

ア 「ワンダー（不思議）」に出会える活動拠点となる未来館

現在の子ども科学館は、科学展示、プラネタリウムに加えて、バラエティに富んだ催し物を開催していることが最大の特長となっています。対象年齢別の催し物等を開催し、利用者の皆様が科学に対して様々な気付きを得ることができる体験の機会を提供しています。

(仮称) 未来館は、この特長を更に強化して、「ワンダー（不思議）」に出会える場を目指します。「ワンダー」とは、「好奇心や、物事を不思議に思う気持ち」のことです。一人一人が日常の不思議だと思うこと、知りたいと思うことを新たな気付きや活動につなげ、科学技術や未来を信じて行動する力が生まれるような施設を目指します。

イ 「不思議と思う心」と「発見のよろこび」で人とともに成長する未来館

不思議だと思うことから何かを発見した時の驚きと感激に胸をときめかせる感覚は、誰もが子どもの頃に体験しているものです。しかしながら、年齢を重ねるごとに、多くの人がその「不思議と思う感性＝センス・オブ・ワンダー」を徐々に失っていつてしまうものです。

(仮称) 未来館は、子どもも大人も不思議と思う心で世界を感じ、発見の喜びを味わい、新たな興味や不思議をもっとよく知りたいと思うような「ワンダー」、すなわち、驚きや興奮から、なぜそうなっているのかという「問い」の連鎖が起こっていく場とするため、利用者の皆様から起こった「ワンダー」や「問い」を収集し、展示や催し物に反映する施設を目指します。

ウ あらゆる世代が楽しめる未来館

これからの社会は、様々な課題を解決していくために、新たな知識を得て、それを実践し、今までにない道を探していく生き方が必要になります。

できるだけ身近な話題、日々のシーンやエピソード、ゲーム的な興味、文化的な楽しさといったものをイラストや写真、分かりやすい言葉を添えて語りかけ、誰もが気軽に展示や催し物へ触れる動機付けを与えられる施設を目指します。また、一度触れた「知る・分かる・試す」といった楽しさから、次の「ワンダー」に連鎖するよう、世代に合わせた解説ガイドを作成することによって、あらゆる人々が楽しめる施設を目指します。

さらに、図書館等と連携し、いち早くニーズを捉え、必要な資料の展示をタイムリーに行い、科学的な知識を催し物にして伝えます。収集した「ワンダー」や「問い」は、分類・整理し、展示や催し物に反映させるだけでなく、データベース化し、検索可能な体制を整備します。これから起こる未知の世界や環境変化に対して、みんなで「問い」を立て、明らかにしていく意識や実践する姿勢を醸成する施設を目指します。

エ 活動を促し、生きていくための未来館

展示や催し物によって得た知識や体験を日々の暮らしや地域の活動に役立てるようサポートする人材を育成することも、(仮称) 未来館の重要な使命です。

その使命を果たすために、図書館等と連携し、利用者の皆様の活動や実践を応援する場となるようなサービスや環境づくりを行います。

社会の大きな変化や異常気象による災害など予測できない困難が起きても、未来を生き抜くために有効な知識や経験を提案、提供する施設を目指します。

(3) 市庁舎機能

ア 安心・安全を支える拠点としての市庁舎

市民の皆様の生命と財産を守る災害時における中枢拠点として、最高水準の耐震性や災害時の業務継続能力を備えた市庁舎を目指します。

イ 市民サービスの向上、事務作業の効率化を果たす市庁舎

市民の皆様にとって利用しやすく、職員等にとっても働きやすい市庁舎とすることにより、ワンストップ行政サービスを始めとする市民の皆様の利便性の向上と効率的な行政運営を同時に実現する市庁舎を目指します。

ウ 市民の皆様に親しまれる市庁舎

市庁舎は、市民の皆様の共有財産であり、長期にわたり利用されることから、行政手続の場だけではなく、様々な世代の方が交流する機能や憩いの場を備え、「サードプレイス」を実現する主要機能として、市民の皆様が気軽に立ち寄り、誰からも愛される市庁舎を目指します。

エ 人と環境に優しい市庁舎

市庁舎は、子どもや高齢者、障がい者、外国人など、様々な方が多種多様な目的をもって訪れる場所であることから、市民の皆様にとって、分かりやすく、利用しやすい市庁舎を目指すとともに、再生可能エネルギーの活用や効果的な環境対応設備などの導入を図り、人と環境に優しい市庁舎を目指します。

オ 将来の変化に柔軟に対応できる市庁舎

新市庁舎の建設に当たっては、華美な仕様や過剰な設備・機能などを避け、必要以上の費用負担を抑えるとともに、高齢者人口の増加や行政サービスの電子化など、将来の社会情勢や行政需要の変化に柔軟に対応できるよう、フレキシブルで機能的な市庁舎を目指します。

カ 持続力あるまちのにぎわいをけん引する市庁舎

平日の来街者を増やし、2－2地区の特徴を最大限にいかした本市ならではのまちのにぎわいを将来にわたってけん引する市庁舎を目指します。

4 複合施設の主要機能の連携

(1) 連携の必要性

複合施設は、主要機能となる図書館、（仮称）未来館、市庁舎等を個別に整備するのではなく、複合化することによるメリットをいかすため、それぞれの機能が互いに関係し合い、連携による相乗効果を生み出していく必要があります。

(2) 連携により得られる効果

図書館、（仮称）未来館、市庁舎等の機能の連携を図ることにより、次の効果を見込むことができます。

ア 新たなサービスの創出

図書館、（仮称）未来館、市庁舎等がそれぞれの枠組みを超え、関連性の高いコンテンツ同士を近接配置し、相乗効果が生まれる場を提供することにより、新たなサービスの創出を図ることができます。

イ 新たな協働の誘発

図書館、（仮称）未来館、市庁舎等の案内・相談機能や事務機能の情報連携により、これまで出会うことのなかった各施設の利用者間や、利用者の皆様と職員等間、また、職員等間の協働の誘発を図ることができます。

ウ 利便性の向上

複数の機能が集約され、それぞれが連携することにより、利用者の皆様の利便性が向上するだけでなく、施設で働く職員等にとっても業務の効率化を図ることができます。

エ 施設の省スペース化

図書館、（仮称）未来館、市庁舎等を一体的に整備することにより、それぞれの施設に必要となる機能（例：通路、トイレ、交流スペース、授乳室など）を集約化することができるなど、施設の省スペース化を図ることができます。

オ 維持管理費用の削減

複合化することにより、スケールメリット¹⁸をいかした施設の維持管理が可能となり、それぞれの施設を個々に整備した場合よりも維持管理費用の圧縮を図ることができます。

カ 新たなにぎわいの創出

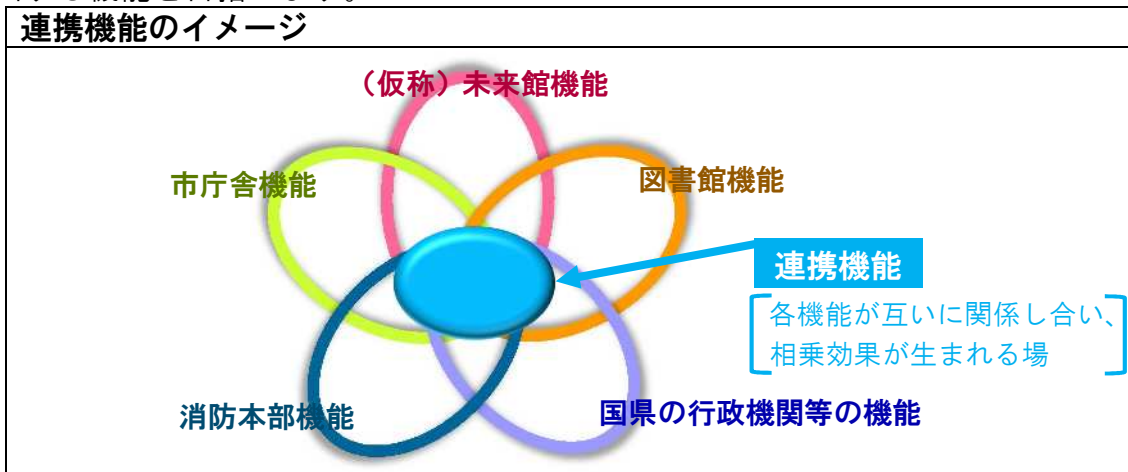
これまで市庁舎や国県の行政機関等を訪れることはあっても図書館や子ども科学館を訪れることがなかった人たちが、科学や歴史、文化に触れることにより、より豊かな市民生活を送ることができるとともに、新たな市民交流や市民活動の需要を生み出すことができます。また、平日の利用が多い市庁舎と休日の利用が多い図書館、（仮称）未来館を複合化することにより、常に多くの方が施設を訪れ、中心市街地の活性化を図ることができます。

¹⁸ 規模の拡大によって生まれる、生産性や効率性の向上といった効果の総称のこと。

第3章 複合施設の主要機能の考え方と規模

1 連携機能

複合施設は、図書館、（仮称）未来館、市庁舎を始め、消防本部や国県の行政機関等が互いに関係し合い、複合による相乗効果を生み出していくための連携機能を備えた施設とします。連携機能は、多種多様な目的をもって訪れる幅広い世代の利用者の皆様をワンストップで受け止めるとともに、各機能がそれぞれの役割を円滑に発揮することができるよう、案内・相談、情報収集、情報発信を総合的に統括する機能を持つものとします。また、図書館機能、（仮称）未来館機能とともに、交流機能の充実を図ることにより、周辺施設にも好影響を与える恒常的なにぎわいを創出する機能を目指します。



機 能	現況規模 (㎡)	計画規模 (㎡)
(1) 案内・相談 ア 総合案内 イ 相談対応ブース ウ 情報収集発信スペース エ 図書館・（仮称）未来館の案内及び事務室 オ ニーズ把握機能 ほか	-	約 500
(2) 展示・交流 ア エントランスエリア イ 憩い、対話、交流スペース ウ カフェ等の便利施設や飲食可能なスペース エ ホール オ 待合スペース カ 有料席エリア ほか	-	約 1,300
(3) その他 ア 子育て家庭関連スペース イ 救護室、看護室 ウ 金融機関等 エ 屋外広場（面積には計上していません。） ほか	-	約 600
(4) 共用面積 通路、エレベータホール、階段室、トイレ ほか	-	約 400
計	-	約 2,800

※ 座席スペースは、140 席程度のスペースを確保するものとします。

(1) 案内・相談

ア 総合案内

複合施設全体の情報を総合的に案内する役割を担うものとします。各施設の案内やイベント、トピックス、新サービスの掲示などを行い、様々な目的で来館する利用者の皆様に対して、必要な情報を提供します。

イ 相談対応ブース

利用者の皆様の様々な相談に対して、関係する情報を有する図書館、(仮称)未来館、市庁舎等に適切につなぐ役割を担うものとします。様々な目的で来館する利用者の皆様の各種相談に応じ、必要な支援を提供します。

ウ 情報収集発信スペース

問合せの頻度が高い情報やトピックス、新サービスなどを発信する役割を担うものとします。複合施設全体の公共的情報のほか、地域の情報収集、発信などの統括的な管理を行います。

エ 図書館・(仮称)未来館の案内及び事務室

図書館・(仮称)未来館の案内は、施設に関する案内、図書や展示内容などに関する質問や相談、調べ方が分からないような情報に関する相談などに対応する役割を担います。また、図書館事務室と(仮称)未来館事務室を合わせて配置することにより、利用者の皆様の利便性の向上と施設の省スペース化を図ります。

オ ニーズ把握機能

複合施設に様々な目的を持って来館する利用者の皆様からの問合せや相談の対応履歴をデータベース化することにより、利用者の皆様の潜在的なニーズを把握する役割を担うものとします。また、新たな企画やサービス、施設の連携を創出する基礎データとして、案内・相談の対応履歴を集計していくことを検討します。

(2) 展示・交流

ア エントランスエリア

基本理念を踏まえたエントランスとしてふさわしいギャラリー、ショーケース、施設案内、新着情報や友好都市の紹介、市制年表、市の地勢の展示に加え、防災、福祉、医療等の様々な市政情報を展示します。

イ 憩い、対話、交流スペース

市民活動、交流イベント、新たなアイデアの発表など、利用者の皆様が自主的に地域をよりよくするための活動を行う場を提供します。

ウ カフェ等の利便施設や飲食可能なスペース

カフェ等の利便施設や飲食可能なスペースを設置し、誰もが利用しやすい、自分の居場所とすることができる空間を提供します。

エ ホール

講演会、朗読会、教室・講座、ワークショップ、パブリックビューイングなどを開催することができる100～120席程度が収容できるホールを設けます。

オ 待合スペース

利用者の皆様が使用できる待合スペースを設けます。

カ 有料席エリア

テレワークなど、落ち着いて利用できる個人の有料スペースを設けます。

(3) その他

ア 子育て家庭関連スペース

親子トイレ、ベビーカー置き場、赤ちゃんの駅ベビリア（おむつ替えや授乳をするスペース）、休憩スペースなどの子育て家庭関連諸室を設けます。

イ 救護室、看護室

利用者の皆様の救護関連スペースを設けます。

ウ 金融機関等

利用者の皆様の利便性の向上のため、金融機関等の設置を検討します。

エ 屋外広場（建物面積には計上していません。）

屋外広場を設置し、通常時は、屋外イベントの開催など多目的な利用ができる空間として活用するとともに、災害時には一時的に避難できるスペースとして利用します。

(4) 共用面積

通路、エレベータホール、階段室、トイレ ほか

2 図書館機能

(1) 現在の中央図書館の現状

設置場所	厚木市中町一丁目1番3号 厚木シティプラザ 地下1階～4階
竣工年月	昭和59(1984)年10月(築35年)
延べ床面積	(専用部分) 4,738.91 m ²
年間開館日数	343日(平成30(2018)年度実績)
貸出者数	330,732人/年(平成30(2018)年度実績) 平日来館者数 約1,680人/日(平成30(2018)年度調査) 休日来館者数 約2,030人/日(平成30(2018)年度調査)
開館時間	午前9時から午後7時まで
閲覧席数	121席
蔵書冊数(開架冊数)	約633,000冊(約237,000冊)
職員等数	市職員 11人 委託登録 41人(おおむね24人程度/日が従事)

(2) 課題

ア 老朽化、狭あい化(蔵書スペース、閲覧・学習席等の不足)

イ 多様な利用者ニーズへの対応

ウ バリアフリーへの対応、ユニバーサルデザイン¹⁹の導入

エ 情報通信関連設備の拡充

オ 開館日や開館時間の拡大

(3) 図書館の基本理念と基本方針(厚木市図書館基本構想から要約)

ア 基本理念

市民の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点

イ 基本方針

- (ア) 【知】市民の皆様の生涯にわたる自主的な学習を支える図書館
- (イ) 【発見】市民の皆様の仕事や生活に関わる様々な課題の解決に役立つ図書館
- (ウ) 【豊かさ】市民の皆様の知的要求や教養、レクリエーション等に役立ち、文化的で豊かな生活を支える図書館
- (エ) 【実り】子どもの読書活動推進の中核となり、家庭教育や学校教育を支援する図書館
- (オ) 【歴史】郷土資料や行政資料を収集・保存し、郷土に関する情報を広く発信する図書館
- (カ) 【出会い】「人と本(情報)」、「人と人」が出会い、新たな発見や交流のある図書館

¹⁹ P7 参照

(4) 新たな図書館の目標像

ア 全ての人の拠り所、支える図書館

図書館は、全ての人に等しく開かれた場です。利用者の皆様の希望や地域の状況に沿った必要な資料の収集・整理・保存を行うとともに、教養・調査研究・楽しみのための資料提供を行い、公共図書館としての役割を果たします。

また、生活や仕事に有効な情報を知ることができるよう、利用者の皆様が気軽に相談したり、解決までの道筋を調べたりすることができる調査・相談サービスを拡充し、滞在型の図書館を目指します。

イ つながる図書館

図書館は、（仮称）未来館や市庁舎等と一体整備することにより多機能化が進み、様々な行政機関とより早く、より深く連携することができるようになります。これまで図書館を利用しなかった人にもアプローチすることにより、暮らしの中で起こる様々な局面において、利用者の皆様や地域に寄り添い、時には強力な同行者として、共に課題解決に役立つ図書館を目指します。

また、人と本との出会いに加えて、人が集い、人と人がつながり、新たな交流が生まれる場所として、ゆっくり過ごすことができる居場所を設け、将来にわたり利用者の皆様に愛される図書館を目指します。

(5) 新たな取組や特色あるサービス

ア （仮称）未来館との融合

図書館における学びと発見、（仮称）未来館におけるワンダーから生まれる遊びと体験を有機的に結び付けるため、図書と（仮称）未来館の科学展示を連動させて配置するほか、講座やイベントなどのコラボレーションを進めます。体験して、気になったことを本で学び、体験を更に深め、その経験を人に伝えたいような連鎖が生まれる仕組みの構築を目指します。

また、図書館と（仮称）未来館の受付窓口や事務室を一体的に整備し、施設見学、学習来館、職業体験への対応や、サポートスタッフの育成・支援についても連携します。

イ 知識や情報にたっぷり触れるハイブリッド図書館

障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすく快適な環境を提供するため、印刷資料（本、雑誌、点字本、大型活字本など）や電子資料（電子書籍、オーディオブック、デジタル化した郷土資料、デジタルデータベースなど）、視聴覚資料を利用することができるハイブリッド図書館を目指します。

また、インターネット上で電子書籍を借りて読むことができる電子図書館の導入について検討します。

ウ 求める答えがずっと見つかる調査・相談

日常の課題解決のため、司書による調査・相談（レファレンス）を拡充し、気軽なコミュニケーションを通じて最適な資料を提供する図書館を目指します。

また、市庁舎等との複合施設であることをいかし、本だけでなく、解決に役立つ様々な関係機関の行政サービスを紹介し、必要に応じて各機関につながります。

さらに、図書館になじみがない利用者の皆様も、簡単に目的の資料にたどり着けるように工夫した本棚の配置や案内表示を行います。利用者の皆様が求めている情報へたどり着くことを支援するため、特定のテーマに関する文献や情報の探し方の案内作成、インターネットでの検索が可能なＩＣＴ機器の導入を検討します。

エ 人生をわくわく奏でる企画展示

本や読書の魅力を伝えるため、オープンスペースを利用した企画展示やトークイベント、絵本ライブなど多彩なメニューを提供します。

図書館利用の楽しみの一つとして、「ブラウジング²⁰」という行為があるように、必要なものを探すだけでなく、偶然の出会いや発見が生まれるよう、テーマや季節、トピックスに関連した展示を行い、本と人をつなぎます。

オ 心が生き生き育つ居場所づくり

読み聞かせや五感で楽しむ本との触れ合いを通じて、小さな子どもの好奇心を育むほか、保護者同士がコミュニケーションを図ることができる機会を提供します。

また、読書から遠ざかりがちな世代の利用促進を図るため、10代の子どもや若者が、会話をしながらの調べものや一人でゆっくり考え事ができるような、安心して利用できる居場所づくりを目指します。

さらに、学校や地域における子どもの読書活動を推進するため、団体貸出用図書スペースの設置を検討します。

カ 過去から未来へこつこつ紡ぐアーカイブ²¹

祭りの記憶や市制の変遷など、貴重な郷土資料を後世へ伝えていくため、あつぎ郷土博物館と連携し、資料や情報などを積極的に収集するほか、司書と学芸員が連携して調べもの相談に対応します。

また、あつぎ郷土博物館との講座イベントの共催や収蔵資料のミニ展示と一体となった図書の配架など、様々な視点からのアプローチにより、本市の魅力を市内外へ発信します。

²⁰ 本棚をぼんやり眺めて、気になった本があれば手に取ること。

²¹ 重要記録を保存・活用し、未来に伝達すること、又はその保管所のこと。

キ 人と資料、人と人とをぐるっとつなぐ情報発信

本を通じた利用者相互のコミュニケーションを図るため、曜日や時間帯によって異なる利用者層（通勤者、通学者、高齢者、親子など）に合わせたイベント開催やサポートスタッフによるイベント企画・展示について検討します。

また、アミューあつぎや保健福祉センターなどの周辺施設と連携し、それぞれの特色をいかしながら、中心市街地の活性化に資するサービスを展開します。

さらに、収集整理した様々な情報を分かりやすく利用者の皆様へ提供することにより、団体や企業が新たな活動を創出することができるよう支援します。

(6) 図書館機能及び規模

機 能	現況規模 (㎡)	計画規模 (㎡)
ア エントランスエリア (7) 貸出し及び予約資料受取コーナー ほか	52	約 100
イ 開架・閲覧エリア（大人向け） (7) 一般書架（17 万冊程度） (イ) 雑誌架（270 タイトル程度） (ウ) CD 架（3 万点程度） (エ) 別置 ²² 図書用書架（2.3 万冊程度） (オ) 静かな部屋（30 席×2 程度） (カ) 様々な種類の閲覧席 (キ) 録音・対面朗読室 ほか	2,692	約 2,900
ウ 開架・閲覧エリア（子ども・10 代向け） (7) 児童書架（3 万冊程度） (イ) こどもスペース（乳幼児～児童） (ウ) 10 代優先スペース (エ) 様々な種類の閲覧席 ほか	582	約 1,600
エ 書庫エリア (7) 閉架書庫（電動集密 40 万冊程度） (イ) セミ閉架書庫（5,000 冊程度） (ウ) 移動図書館用書庫（20,000 冊程度） ほか	569	約 800
オ その他 (7) スタッフやサポーターの作業場所 (イ) 移動図書館用車庫 (ウ) 倉庫 (エ) 返却ポスト／返却口／返却本架 ほか ※ 事務室は、連携機能に統合	840	約 300
カ 共用面積 通路、エレベータホール、階段室、トイレ ほか	1,028	約 1,000
計	5,763	約 6,700

※ 座席スペースは、現在の 121 席から 860 席程度のスペースへ拡大するものとします。

²² 新刊書などを別の書棚に並べて置くこと。

ア エントランスエリア

I Cタグを導入し、利用者の皆様自身が貸出処理を行うことができる自動貸出機や、予約した本を受け取ることができる予約資料受取コーナーを設置します。

また、返却処理されたばかりの資料を並べ、利用者の皆様が手に取り、借りることができる返却本架（約2,000冊）を設置します。

イ 開架・閲覧エリア（大人向け）

どのような本があるのかを分かりやすく見せるため、見本の例示やサイン表示、本の場所がインターネット上で分かる館内情報案内などを行うことを検討します。配列は日本十進分類法²³順に配置しますが、テーマごとに本を置くことができる別置²⁴用本棚も設置します。

本棚の間には、関連する科学展示を配置するなど、本だけでなく、多様な資料に出会い知的好奇心を刺激する空間を設けます。

また、静かさや開放度などが異なる空間を用意し、いろいろな種類の席や椅子を点在させ、自分の居場所を好みや気分で選ぶことができる閲覧席の設置を検討します。

ウ 開架・閲覧エリア（子ども・10代向け）

乳幼児から児童までの子どもたちが自由に使うことができるスペースや、子ども向けイベントを開催できるスペースの設置を検討します。また、子育て世代の皆様向けの資料を隣接して設置することを検討します。

さらに、10代の子どもや若者が優先的に使えるスペースの設置を検討します。

エ 書庫エリア

移動図書館車用の書庫（約2万冊）に加え、電動集密書庫（約40万冊）、読書ボランティアや学校の教職員等が利用することができる団体貸出用のセミ閉架書庫（約5,000冊）、作業場所の設置を検討します。

オ その他

バックヤードや倉庫のほか、他の公共図書館との相互貸借や公民館図書室への効率的な搬送作業をするためのスペースや本の装備・修理・選定をする作業場所を設置します。

また、図書館内出入口付近に返却口を設置し、カウンターに並ばずに借りた本を返却できるようにするとともに、返却口付近には返却処理をする作業場所を配置することを検討します。

図書館の閉館時にも本を返却できる返却ポストを設置します。

図書館事務室は、（仮称）未来館事務室とともに連携機能に配置します。

カ 共用面積

通路、エレベータホール、階段室、トイレ ほか

²³ 日本の図書館で広く使われている図書分類法

²⁴ P34 参照

(7) 開館時間帯、休館日計画

ア 開館時間帯（予定であり、今後検討していくものです。）

- (ア) 月曜～土曜 午前9時から午後9時まで
- (イ) 日曜・休日 午前9時から午後7時まで

イ 休館日（予定であり、今後検討していくものです。）

- (ア) 月1回
- (イ) 元日
- (ウ) 蔵書点検や設備点検などによる特別休館日

(8) 管理運営体制

ア 運営体制イメージ

一般的な図書館管理運営業務に加え、（仮称）未来館、市庁舎等との連携も含めた全館計画立案業務、関係施設・組織・企業との渉外活動業務、イベント企画・広報・地域アーカイブ活動を含めた編集・企画業務などを遂行する多様な人材からなる体制を検討します。

イ イベント・活動空間の管理方法

イベントや活動空間の利用は、図書館の主催又は共催を原則とし、地域のためになる魅力的な活用を目指します。

ウ 管理運営体制の検討方法

管理運営体制は、多様な人材からなる体制イメージや求める企画実施力などの要求水準案を早期に作成し、指定管理者制度や業務委託等の民間活力の導入を検討します。

エ ボランティア、サポーターの考え方

複合施設の理念に共感し、共に施設を育てていく意志を持った皆様が、企画段階から自発的に参加することができる手法を検討します。

3 (仮称) 未来館機能

(1) 子ども科学館の現状

設置場所	厚木市中町一丁目1番3号 厚木シティプラザ 6階(サイエンスホールのみ)、7階
竣工年月	昭和59(1984)年10月(築35年)
延べ床面積	(専用部分) 872.7 m ² ※ ※ 青少年課事務室、会議室等を含まない数値
年間開館日数	359日(平成30(2018)年度実績)
利用者数	96,676人/年(平成30(2018)年度実績) 平日展示ホール来館者数 約100人/日 休日展示ホール来館者数 約270人/日
開館時間	午前9時から午後10時まで
職員等数	市職員 2人 臨時職員 22人(おおむね2人程度/日が従事)

(2) 課題

- ア 施設の老朽化、狭あい化(展示ホールや機材・展示物の収納スペース等の不足)
- イ 多様な利用者ニーズへの対応
- ウ 駐車場がなく、団体利用の受入れが困難
- エ 近隣公共施設との連携
- オ 青少年が集うことができる場所の不足

(3) (仮称) 未来館の目指す姿

ア 基本理念((仮称) こども未来館基本構想から要約)

子どもたちの未来へのチカラをみんなで育て、伸ばしていく、コミュニティプレイス²⁵の創造

イ 整備の視点((仮称) こども未来館基本構想から要約)

- (ア) 活動づくり
遊びや体験を入口に「ドキドキ」、「ワクワク」に出会う未来館
- (イ) 魅力づくり
本市ならではの身の回りの学びをより「身近に」感じる未来館
- (ウ) 環境づくり
複合施設の特性をいかした「我が国初」の新しい学びを創出する未来館

ウ (仮称) こども未来館の名称の変更²⁶

子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とした施設を目指すことを明確にするため、基本計画から名称を次のように変更します。

(仮称) こども未来館 → (仮称) 未来館

²⁵ P8 参照

²⁶ P2 参照

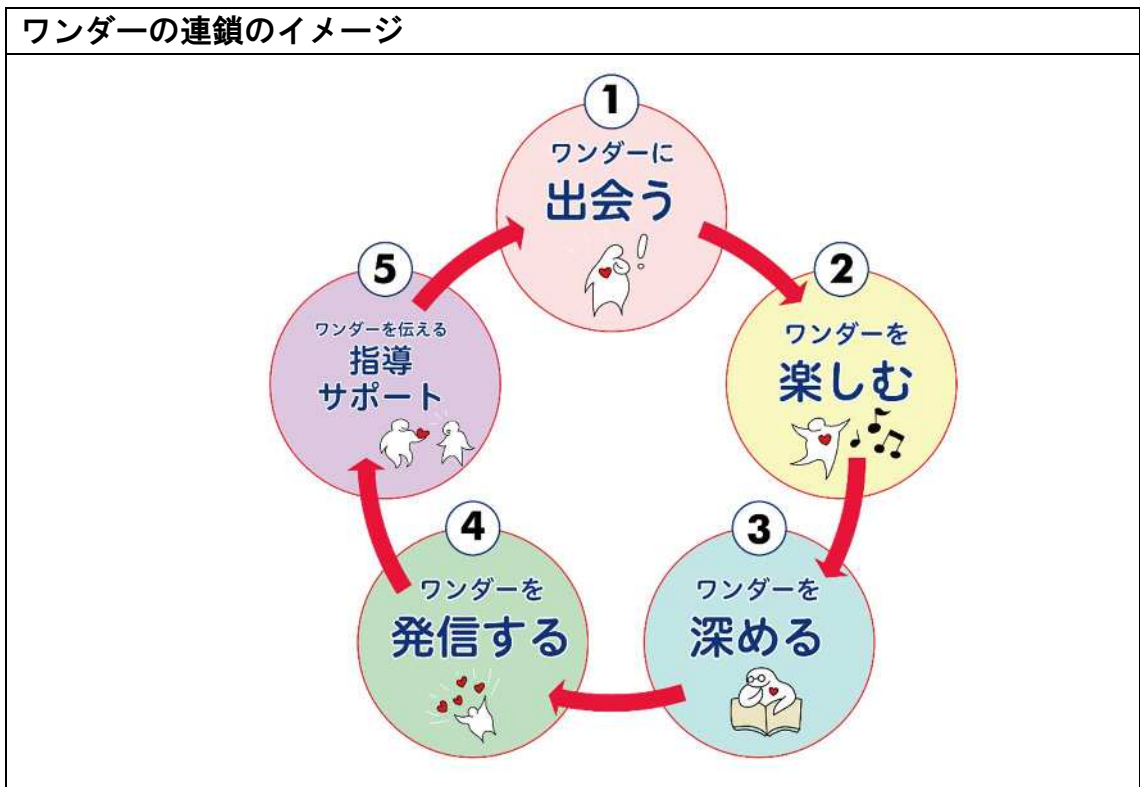
(4) 目標像

ア 「ワンダー」に出会える活動拠点

「ワンダー」とは、「好奇心や物事を不思議に思う気持ち」のことを指します。子どもから大人まで幅広い世代が、身の回りの物事や遊び・体験から「ワンダー」を感じ「ドキドキ」、「ワクワク」できるように、従来の子ども科学館が扱ってきた自然科学だけに捉われない、利用者の皆様それぞれの多様な興味関心に対応した事業に取り組めます。また、（仮称）未来館以外の目的で複合施設に来館した皆様に対しても、「ワンダー」に触れていただくことにより、高い満足度が得られる施設を目指します。

イ ワンダーに出会い、ワンダーを育む、ワンダーの連鎖

「ワンダー」に出会い、育むために、利用者の皆様が自身の「ワンダー」を深めていながら、やがては「ワンダー」を伝える立場となって次の「ワンダー」を育む事業に参加するという五つのステップが循環する施設を目指します。



ウ ワンダーの連鎖を支える四つの事業活動

- (ア) まなび・あそび支援事業
- (イ) 交流・ネットワーク形成事業
- (ウ) 人材育成事業
- (エ) 調査研究・コンテンツ開発事業

(5) 事業内容**ア まなび・あそび支援事業****(7) まなび・あそびを支援するコーナー****a フィールドプレイコーナー****(a) ワンダーアスレチック**

本市の多様な魅力を科学的視点で切り取り、スポーツや遊びの手法で体験できる屋内型のアスレチックのようなコーナーを提供します。本市の資源や名物等をモチーフとし、本市ならではの構成を検討します。

(b) プラネタリウム

年々利用者が増加している子ども科学館のプラネタリウムの実績をいかりながら、プラネタリウム環境ならではの体験を提供します。また、市庁舎利用の待ち時間等にも利用しやすい運用方法やプログラムを検討します。

(c) 天体観測設備

最も身近な自然としての星空に、本格的な環境や設備を通して触れる機会を提供します。現在の子ども科学館にはない野外常設ドームの設置を検討し、より手軽に高い頻度で宇宙の「ワンダー」を感じることができる環境を提供します。持ち運び可能で簡易な天体望遠鏡も複数用意し、屋外でカフェと連動したイベント等の開催も検討します。また、ドームでの観測データはアーカイブ²⁷化し、プラネタリウムや展示等に活用します。

b くらしエクスペリエンスコーナー**(a) 生きるために学ぶ科学コーナー**

暮らしや防災など、日々の暮らしの中の「ワンダー」に触れてもらえる内容を更新性の高い展示として展開します。

図書館との連携により、（仮称）未来館の展示内容に併せて関連図書を選書し配架します。

(b) ワンダーボックス

観察や工作ができるボックス状のキットを貸し出し、その場で使用できるスペースを検討します。キットは、多様なテーマ・手法のものを用意し、様々な「ワンダー」との出会いを提供します。

(c) サイエンスショーコーナー

オープンスペースを使って、エンターテインメント性の高い科学実験ショーを行うことにより、他の目的で複合施設を訪れた皆様にも、気軽に科学実験の楽しさに触れていただくことができる環境を提供します。また、科学実験以外のイベントにも活用することにより、複合施設のにぎわいづくりに寄与します。

(d) エクスペリエンスラボ

水、風、光、音、電気など、多様なテーマを体感しながら日常に潜む科学の法則の面白さに目を向けてもらう参加型のコーナーを提供します。ジャンルごとに、シンボルとなる常設展示を設置します。

²⁷ P33 参照

(e) 特別展示（企画展示）

常に新鮮なコンテンツを発信し、新たな「ワンダー」を利用者の皆様に届けるために定期的にテーマを変えた展示を実施します。（仮称）未来館主催の企画展示だけでなく、企業連携による企業紹介展示、体験講座やワークショップの開催、大学の実証実験など、多彩なイベントの開催に対応できる空間とします。

(f) シースルー展示

複合施設の建物全体にひそむ「ワンダー」に気付いてもらう仕掛け展示を実施します。透明素材等を使用することで、建築や設備の構造の一部を外から見えるようにし、構造や原理に触れてもらえるよう工夫することにより、（仮称）未来館以外でも複合施設全体で「ワンダー」に出会うことができる仕掛けづくりに取り組みます。

c ワンダーコミュニケーションコーナー

(a) ワンダートレードステーション

利用者の皆様がお互いの感じる「ワンダー」を交換するコミュニケーションの場を提供します。

(b) ワンダーライブラリー

（仮称）未来館の各コーナーに対応したオリジナルの選定本棚を提供します。図書館との連携により、各コーナーでの体験を本との出会いにつなげます。様々な角度から幅広い世代に対応した選書を行い、本との多様な出会いの入口を用意します。気になった本を借りて帰ることにより、（仮称）未来館での体験を更に深めることができる環境を提供します。

(c) インフォメーションゲート

利用者の皆様それぞれの興味関心に応じた、おすすめコーナーや見学コースを提案する情報発信装置を設置します。自分の興味関心を出発点として、より深い「ワンダー」に出会ってもらうための仕掛けとして検討します。（仮称）未来館内の展示や活動と関連した本だけでなく、市内のおすすめスポットなどを紹介することにより、複合施設の外でも「ワンダー」を楽しめるようにします。また、インターネットを活用し、家庭や学校からも利用できるよう検討します。

(d) ワンダーヒストリー

利用者の皆様の（仮称）未来館における活動の履歴（例えば、ワンダーアスレチックでのスポーツ測定記録、観覧したプラネタリウム番組の内容等）を電子データとして蓄積するシステムを検討します。利用者の皆様の更なる楽しみにつなげるため、利用者個人のＩＣカードや携帯端末などで自身の履歴にアクセスすることができる環境を提供します。

(イ) まなび・あそびを支援する場

a 実験の場

利用者の皆様が展示や活動を通して得た「ワンダー」を更に育ててもらうため、高度な科学を体験できる場を提供します。

（仮称）未来館の専属スタッフ以外に、指導的立場となる人材や運営をサポートしてくれる人材（以下「ワンダーコミュニケーター」といいます。）などに、監督者立ち合いの下、部屋の貸出しも行います。

b 活動の場

（仮称）未来館で深め育んだ「ワンダー」を運営にいかすことができるよう、ワンダーコミュニケーター等が、自由に活動を広げられる環境を提供します。

c 創造の場

（仮称）未来館の利用者やワンダーコミュニケーターらが学んだことを発信するため、掲示物や展示物を作成することができる環境を提供します。科学工作を競い合うチャレンジサイエンスなど、（仮称）未来館のイベントの際のスペースとしても活用します。

d 交流の場

（仮称）未来館の利用者やワンダーコミュニケーターらの活動・情報発信・成果発表ができる環境を提供します。

イ 交流・ネットワーク形成事業

複合施設内の図書館との融合連携だけでなく、あつぎ郷土博物館などの市施設や市内企業等との連携により、これまで子ども科学館が単独で行っていた交流事業を拡充し、頻度の高いコンテンツの更新や、これまでの子ども科学館ではできなかった事業展開を目指します。

ウ 人材育成事業

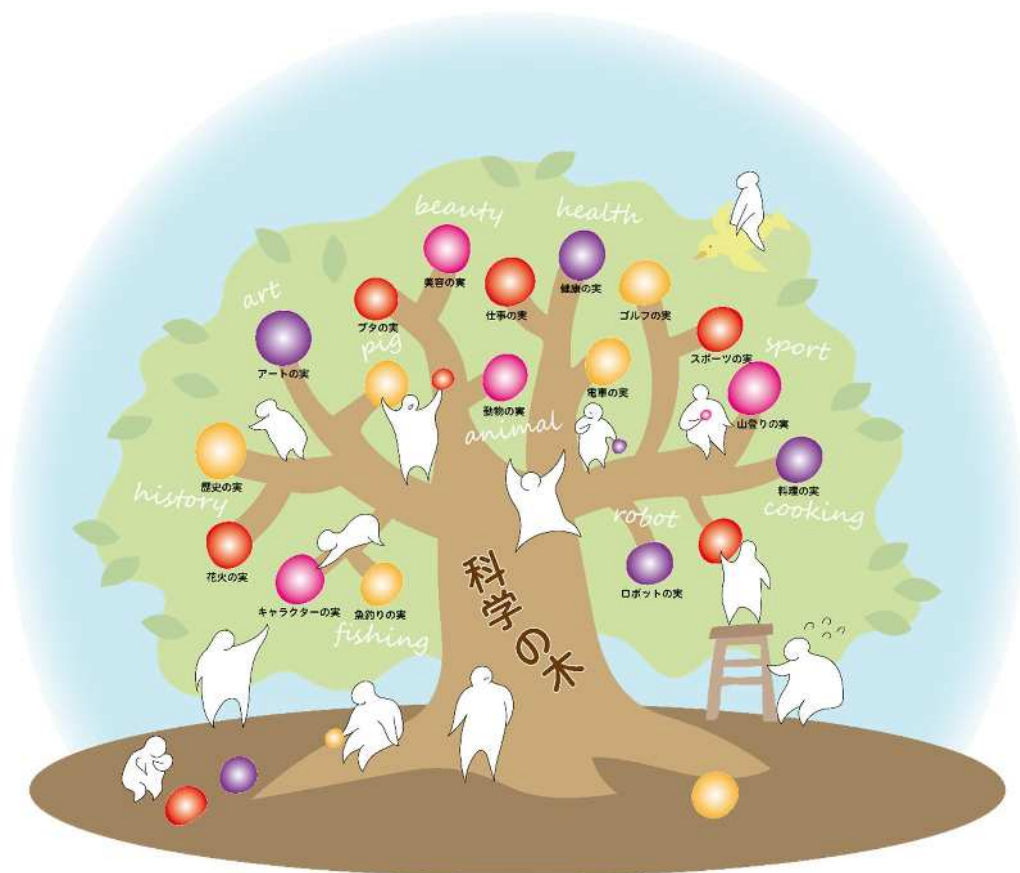
ワンダーコミュニケーターを育成し、ネットワーク化します。また、ジュニアリーダー²⁸などの活発に行われている青少年活動の現状を踏まえ、青少年の活躍の場として活用することも検討します。

エ 調査研究・コンテンツ開発事業

常に新鮮なコンテンツを利用者の皆様に提供するため、日常的な調査研究・教材開発に取り組みます。

²⁸ 市内13中学校区ごとに組織され、地域活動を行う中学校1年生から高校2年生までの青少年のこと。

ワンダーと科学の関係のイメージ



科学は、あらゆるものとつながる「木の幹」のような存在です。それに対し、科学分野だけではない多様な興味関心のテーマ＝「ワンダー」は、科学の木につながる「実」と考えられます。「実」を楽しむだけでも良いですが、「木の幹」を知ることによって、より深い「実」の楽しみ方を味わうことができます。

(6) (仮称) 未来館機能及び規模

機 能	現況規模 (㎡)	計画規模 (㎡)
ア 屋上 (7) 天体観測ドーム (イ) 屋上備品倉庫 ほか	—	約 1,700
イ 屋外	—	
ウ フィールドプレイコーナー (7) ワンダーアスレチック (イ) プラネタリウム ほか	734	
エ 暮らしエクスペリエンスコーナー (7) 生きるために学ぶ科学展示 (イ) ワンダーボックス (ウ) サイエンスショーコーナー (エ) エクスペリエンスラボ (オ) 特別展示 ほか		
オ ワンダーコミュニケーションコーナー (7) ワンダーライブラリー（図書館別置 ²⁹ と兼ねる想定） ほか		
カ 実験の場 (7) 第1実験室（比較的簡単な工作・実験を行うスペース） (イ) 第2実験室（やや高度な工作・実験を行うスペース） (ウ) 科学準備室（実験機材等を準備するスペース） ほか	31	約 400
キ 活動の場 (7) 各種関係団体の活動スペース、関係者休憩機能 ほか	—	約 50
ク 創造の場 (7) 工房（研修スペース） ほか	63	約 100
ケ 交流の場 (7) 学びの情報発信スペース、成果発表ギャラリー機能、ボランティア活動スペース ほか	—	約 50
コ 事務室、その他 ※ 事務室は、連携機能に統合	351	0
サ 共用面積	898	約 400
計	2,077	約 2,700

²⁹ P34 参照

ア 屋上

(ア) 天体観測ドーム

天体望遠鏡、制御室、収納庫からなる天体観測ドームの設置を検討します。

(イ) 屋上備品倉庫

イベント開催時に屋上で利用する移動式望遠鏡を数台収納する倉庫の設置を検討します。

イ 屋外

屋外で太陽光や水、土を用いた科学実験を実施する際に使用する場所の設置を検討します。

ウ フィールドプレイコーナー

(ア) ワンダーアスレチック

本市の自然やくらし環境等の魅力を凝縮したフィールドアスレチックやボルダリングの設置を検討します。天井高、騒音対策や入場待ちスペースの設置も併せて検討します。また、事故防止等に万全を期するため、安全監視員の配置を検討します。

(イ) プラネタリウム

「φ15m ドーム」、「一方向フラット配置の座席が88席（星座と同じ数）」、「光学+デジタルの複合タイプ」、「天井高さは10m程度」のプラネタリウムの設置を検討します。バリアフリーや緊急時の安全確保などの観点から床面は段差のない平面とします。天文に関する投影を始め、本市の自然や科学に関する様々な投影を行う場所の設置を検討します。また、貸しスペースとしてコンサートや演劇等、多目的利用もできるように検討します。防音対策、天井高、料金設定、入場待ちスペース、楽屋、控室、実験機材置き場などの設置も併せて検討します。

エ くらしエクスペリエンスコーナー

(ア) 生きるために学ぶ科学展示

図書館を始め、複合施設の利用者の皆様の目につきやすい場所へ時事情報や一般的に興味・関心の高いテーマを取り上げた展示コーナーの設置を検討します。また、情報発信装置の活用や展示更新のしやすさにも配慮します。

(イ) ワンダーボックス

科学に関連した実験キットやボードゲームを体験できるスペースの設置を検討します。また、給排水設備等についても併せて検討します。

(ウ) サイエンスショーコーナー

観覧スタイルのサイエンスショーを行う場所の設置を検討します。科学以外のイベントも開催できるように、必要な天井高や防火対策、給排水設備、音響・映像設備等についても併せて検討します。

(エ) エクスペリエンスラボ

水、風、光、音、電気など、様々なジャンルの科学遊びができる実験用スペースの設置を検討します。可動式間仕切りや防火対策、給排水設備、電源、天井高等についても併せて検討します。

(オ) 特別展示

様々なテーマの展示に対応し、効率的な展示替えができるスペースを検討します。また、LAN配線の配置、余裕のある搬入ルートの確保、天井高等についても併せて検討します。

オ ワンダーコミュニケーションコーナー

- (ア) ワンダーライブラリー（図書館別置³⁰と兼ねる想定）
展示に関係する本が並んでいるスペースの設置を検討します。

カ 実験の場

- (ア) 第1実験室（比較的簡単な工作・実験を行うスペース）
比較的簡単な工作・実験を行うスペースの設置を検討します。給排水設備についても併せて検討します。
- (イ) 第2実験室（やや高度な工作・実験を行うスペース）
やや高度な工作・実験を行うスペースの設置を検討します。給排水設備や換気設備等についても併せて検討します。
- (ウ) 科学準備室（実験機材等を準備するスペース）
第1・2実験室と隣接して実験室で使う実験機材や材料を準備する場所の設置を検討します。給排水設備、換気設備や天井高等についても併せて検討します。

キ 活動の場

- (ア) 各種関係団体の活動スペース、打合せスペース
ワンダーコミュニケーターや青少年が自由に活動を広げられるスペースの設置を検討します。利用者の皆様が思い思いの活動ができ、自由な交流が生まれやすいオープンな空間としつつ、一部に個別の打合せが可能な個室空間の設置を検討します。

ク 創造の場

- (ア) 工房（研修スペース）
調べ学習で得た知識や講座体験によって学んだことを共有するスペースの設置を検討します。防音対策や粉じん対策についても併せて検討します。

ケ 交流の場

- (ア) 学びの情報発信、成果発表ギャラリー、ボランティア活動スペース
ボランティアや企業等の協力者の作業スペースや講師用控室、様々な人が利用しやすいオープンスペース等の設置を検討します。

コ 事務室、その他

（仮称）未来館事務室は、図書館事務室とともに連携機能へ配置します。

サ 共用面積

通路、エレベータホール、階段室、トイレ ほか

(7) 開館時間帯、休館日計画

図書館との相互利用などを考慮し、検討します。

³⁰ P34 参照

(8) 管理運営体制

図書館との連携を密に取りながら、（仮称）未来館運営に関わる人材を積極的かつ継続的に育成していく必要があります。図書館と一体整備することにより提供が可能となるサービスを考慮し、指定管理者制度や業務委託等の民間活力の導入を検討します。

ア ボランティア、サポーターの考え方

ワンダーコミュニケーターは、臨時の管理スタッフではなく、（仮称）未来館の運営を全面的にサポートする外部組織として位置付けます。

イ 利用料の設定

（仮称）未来館は、無料施設である図書館と一体となった施設とすることから、（仮称）未来館全体で入館料を徴収することは難しいと考えられます。現在の子ども科学館と同様、（仮称）未来館全体の入館料は無料とし、プラネタリウムやワンダーアスレチックなど、専用スペースとして区画できる部分については、利用料を設定することを検討します。

4 市庁舎機能

(1) 市庁舎の現状

本庁舎	設置場所	厚木市中町三丁目 17 番 17 号
	竣工年月	昭和 46(1971)年 1 月 (築 49 年)
	延べ床面積	(専用部分) 約 5,710 m ² (共用含む) 9,016 m ²
	職員等数	約 450 人 (臨時的任用職員等を含む。)
第二庁舎	設置場所	厚木市中町三丁目 16 番 1 号
	竣工年月	平成 4(1992)年 10 月 (築 27 年)
	延べ床面積	(専用部分) 約 7,510 m ² (共用含む) 11,821.57 m ²
	職員等数	約 660 人 (臨時的任用職員等を含む。)
議員数		28 人
開庁日数		約 295 日 (土曜開庁等を含む。)
本庁舎及び第二庁舎の 来庁者数		平日 約 8,000 人/日 (職員等や議員を含む。) 土曜 約 340 人/日

(2) 市庁舎の課題

ア 老朽化

イ 狭あい化 (待合スペースや打合せスペース等の不足)

ウ 分散化

エ 災害対応力の強化

オ バリアフリーへの対応、ユニバーサルデザイン³¹の導入

(3) 新市庁舎の目指す姿 (厚木市新庁舎整備基本構想から引用)

ア 基本理念

安心・安全を支え、様々な機能と融合した居心地の良い庁舎

イ 基本方針

- (ア) 安心・安全を支える拠点としての庁舎
- (イ) 市民サービスの向上、事務作業の効率化を果たす庁舎
- (ウ) 市民の皆様に親しまれる庁舎
- (エ) 人と環境に優しい庁舎
- (オ) 将来の変化に柔軟に対応できる庁舎
- (カ) 持続力あるまちのにぎわいをけん引する庁舎

³¹ P7 参照

(4) 市庁舎機能及び規模

「厚木市新庁舎整備基本構想」での新市庁舎の規模は、①現在の本庁舎及び第二庁舎の規模、②近隣自治体が近年計画している新市庁舎の規模、③旧総務省地方債同意等基準³²における算定基準などを参考に、21,000 m²を基準としていました。

新市庁舎の建設に際し、市庁舎利用者の皆様及び職員等にとって、快適で機能的なオフィス環境を整備するため、現在の市庁舎執務環境や来庁者の皆様の利用状況、現状の文書量、会議室の利用実態等の調査分析を実施しました。これらの現況調査により、新たに追加又は強化する部分や連携によって縮減できる部分について検討した結果、市庁舎機能の計画規模は次のとおりとします。

機 能	現況規模 (m ²)	計画規模 (m ²)
ア 窓口機能 (7) 行政手続窓口 (イ) 窓口関連事務室 (ウ) 待合ロビー ほか	3,627	約 4,000
イ 事務機能 (7) 執務室 (イ) 会議室 (ウ) 書庫・倉庫 ほか	7,951	約 6,200
ウ 議会機能 (7) 議場 (イ) 委員会室 (ウ) 議員控室 ほか	986	約 1,100
エ 災害対応機能 (7) 災害対策本部 (イ) 非常用電源設備 (ウ) 備蓄倉庫 ほか	1,254	約 1,500
オ その他諸室 (7) 印刷室 (イ) 記者クラブ室 (ウ) 職員更衣室 ほか		
カ 共用面積	7,020	約 6,300
計	20,838	約 19,100

³² 総務省地方債同意等基準に定める庁舎を整備する際の標準面積の算定基準。平成23(2011)年度に廃止されていますが、新庁舎の規模設定において他市でも多く用いられているため、厚木市新庁舎整備基本構想においても算定基準として引用しています。

ア 窓口機能

- (ア) 市庁舎の窓口は、利用者の皆様が本市行政を最も身近に感じる場所であるとともに、ライフイベントの節目に必要なあって訪れる場所であることから、利用が多い申請や届出、相談窓口を低層部に集約し、利用者の皆様にストレスなく便利で分かりやすい窓口機能を目指します。
- (イ) 戸籍や住民基本台帳、福祉等に関する各種申請、届出の受付業務を1か所に集約し、原則ワンストップで受付処理を実施する「総合窓口」の設置を検討します。
- (ウ) 市庁舎利用者の皆様の利便性と職員等の業務効率性の向上に寄与する情報通信技術（AI³³、RPA³⁴、OCR³⁵等）の導入を検討します。
- (エ) 市庁舎利用者の皆様の利便性と業務の連携性を考慮し、市庁舎と併せて2－2地区周辺に立地する公共施設の窓口機能の配置について検討します。
- (オ) 市庁舎の待合ゾーンと図書館の閲覧席等の共用により、スペースの効率化を図るとともに、市庁舎利用者と市庁舎以外の複合施設利用者の皆様の動線に配慮し、利便性が高く快適な待合スペースについて検討します。

イ 事務機能

- (ア) 利用者の皆様にとって必要なサービスを持続的に提供するため、職員等の能力を最大限引き出すことができる働きやすい省スペースの執務環境を整備します。
- (イ) 労働安全関係法令等に基づき、職員等の安全確保と健康維持増進や利用者の皆様に対するイメージアップにつながる執務環境を整備します。
- (ウ) 文書管理は、保有している紙文書を削減するとともに、将来的に保存する紙の文書量を抑制し、省スペース化や業務の効率化を図るため、長期保存が必要な文書の電子化や紙文書の収納方法等について検討します。
- (エ) 会議室は、利用実態に基づいて会議室数、規模を決定することで利用効率、面積効率に配慮します。
- (オ) 書庫・倉庫は、集密書架等を採用し、できる限り縮小化に努め、業務の効率化を目指します。
- (カ) 組織や業務体制の変化、将来の情報通信技術の進展等による執務レイアウトの変更に対応できるよう、フリーアクセスフロア³⁶の導入を検討します。
- (キ) 市庁舎利用者の皆様の利便性と業務の連携性を考慮し、市庁舎と併せて2－2地区周辺に立地する公共施設の事務機能の配置について検討します。

³³ Artificial Intelligence の略。人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータが処理する技術もAIの一つと考えられています。

³⁴ Robotic Process Automation の略。人間が行うキーボードやマウス等の端末操作を自動化するもの。

³⁵ Optical Character Recognition/Reader の略。手書きや印刷された文字を、イメージスキャナやデジタルカメラによって読み取り、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術のこと。

³⁶ 床の上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上に別の床を設け二重化した床のこと。

ウ 議会機能

(7) 議場

- a 品位等を損なうことのない室内となるよう配慮するとともに、聴覚障害システムの導入や多目的利用の可能性についても検討します。
- b 傍聴席については、十分な座席数を確保するとともに、車椅子の方への対応などバリアフリーへの対応やユニバーサルデザイン³⁷を導入し、きめ細かなつくりを目指します。

(1) 委員会室

- a 委員会室は複数設けるとともに、聴覚障害システムの導入を始め、多目的利用の可能性についても検討します。
- b 傍聴席については、十分な座席数を確保するとともに、車椅子の方への対応など、きめ細かなつくりを目指します。

(ウ) 正副議長室

- a 正副議長室は、機能性を重視したつくりを目指します。

(I) 会派控室

- a 会派控室は、会派数及び会派の人数変更に応じて柔軟に変更できる構造・設備を目指します。

(オ) 議員応接室

- a 市民の皆様との面会や相談等に対応するため、共用の議員応接室の設置を検討します。

エ 災害対応機能

- (7) 災害時に市民の皆様生命と財産を守る中枢拠点として確かな業務継続能力を備えた災害対応機能を目指します。

- (1) 災害対策本部としての専用の会議室を確保し、災害時以外にも有効活用ができるよう検討します。

- (ウ) 72 時間以上供給可能な非常用電源設備を設置し、停電・災害時の電源を確保します。

- (I) 災害時に対応した備蓄倉庫を設置します。

- (オ) 飲料水等に利用することができる貯水槽等を設置します。

※ 複合施設全体の防災計画は、第4章「複合施設の建築計画」に記載しています。

オ その他諸室

医務保健室、休養室、更衣室、シャワー室、印刷室、放送室、記者クラブ室等の設置を検討します。

カ 共用面積

通路、エレベータホール、階段室、トイレ ほか

³⁷ P7 参照

(5) 文書量の削減

ア 現在の文書量

保管場所	文書量	職員等一人当たりの文書量
執務室※	8,747.4 fm ³⁸	7.4fm/人
執務室以外	4,974.3 fm	4.2fm/人
計	13,721.7 fm	11.6fm/人

※ 本庁舎、第二庁舎及び消防本部

イ 文書量の削減目標

執務室内における文書量は、他自治体の事例を参考に削減率を30%とし、職員等一人当たりの文書量を現在の7.4fmから5.2fmへと2.2fmの削減を実施し、執務室以外での保管を進めるとともに、長期保存が必要な文書の電子化や紙文書の収納方法等について、検討します。

(6) 事務室面積の省スペース化

現在、分散している本庁舎と第二庁舎を統合し、新たな複合施設のワンフロアの面積を大きくすることにより、通路やエレベータホールなどの共用面積の削減や効率的な事務配置が可能となります。また、図書館機能や（仮称）未来館機能等に共通する案内・相談等の諸室を連携機能として集約するとともに、職員等一人当たりの文書量の削減を始めとする事務改善を推進することにより、現在の規模よりも床面積を削減しながら、現在の市庁舎の課題である狭あい化の解消を実現します。

ア 現在の事務室面積

	本庁舎	第二庁舎	消防本部	全体
職員等数	約450人	約660人	約60人	約1,170人
事務室面積※	2,499 m ²	5,433 m ²	365 m ²	8,297 m ²
職員等一人当たりの事務室面積※	5.6 m ²	8.4 m ²	6.1 m ²	7.1 m ²

※ 窓口関連部署を含む各事務室（窓口カウンターを含む。）、応接室、打合せスペース、相談室

イ 新市庁舎の事務室面積

近年整備した同規模自治体を参考に、職員等一人当たりの事務室面積を6.5m²とします。

	新市庁舎（本庁舎、第二庁舎及び消防本部）
職員等数	約1,170人
職員等一人当たりの事務室面積	6.5 m ²

³⁸ ファイルメーター。A4版の書類を全て積み上げたときの高さのこと。A4版の書類を積み上げたときの高さが1メートルのとき、1fm、A3版の書類を積み上げたときの高さが1メートルのとき、2fm。1fmは、書類約10,000枚に相当

(7) セキュリティ・ゾーニングの導入

施設全体のセキュリティレベルによって区分し、段階的に出入りを制限するセキュリティ・ゾーニングを導入します。

低層部は、利用者の皆様に開かれ、にぎわいを創出する空間とする一方で、中高層部は、入退場の確認を行うとともに、各フロア内において段階的な立入制限を行うなど、情報管理や防犯上の視点も考慮したセキュリティを確保します。

また、閉庁時や夜間の管理については、警備員の配置や機械警備などによる管理を検討します。

セキュリティ性能のレベル設定イメージは、次のとおりとします。

セキュリティレベル		機能
低	レベル1	イベント・交流スペース、待合スペース など
中	レベル2	会議室 など
高	レベル3	事務機能（執務室、職員更衣室、書庫・倉庫） など
特高	レベル4	事務機能（サーバー室、重要書庫、金庫） など

ア レベル1：開庁時は誰でも利用できる

- (ア) 窓口カウンター、待合・記載スペースについては、業務時間内に限り、市庁舎利用者の皆様が自由に出入りできるオープンなエリアとします。ただし、業務の性質上、必要に応じて窓口カウンターの出入口にインターホンや呼出電話等を設置し、市庁舎利用者の皆様の出入りを制限することも検討します。
- (イ) 業務時間外は、共用部との出入口又はエレベータでセキュリティを区画するなどし、市庁舎利用者の皆様の立入りを制限します。

イ レベル2：市庁舎利用者の皆様と職員等が利用できる

- (ア) 窓口カウンターや待合・記載スペースでは対応することができない場合の市庁舎利用者の皆様との打合せや会議等で利用するエリアとします。
- (イ) 各室出入口にはセキュリティを設置し、入退室の際は、職員等が先導し開錠／施錠を行います。市庁舎利用者の皆様のみでの入室を制限し、必ず職員等を伴う利用とします。
- (ウ) 原則、業務時間内での利用としますが、必要に応じて業務時間外の利用も可能とします。
- (エ) 市庁舎利用者の皆様の対応を優先としますが、利用のない場合は職員等のみでの利用も可能とします。

ウ レベル3：職員等のみが利用できる

- (ア) 行政情報の保護等の観点から、原則、市庁舎利用者の皆様の立入りは不可とし、職員等（嘱託、アルバイト等含む）専用の執務エリアとします。
- (イ) 職員等は、原則、カードキー等の認証により出入します。
- (ウ) 業務委託業者等、業務の性質上、必要がある場合に限って、職員等以外の入室を可能としますが、入室可能エリアを区切る等、行政情報の保護等に努めます。

エ レベル4：特定の職員等のみが利用できる

- (ア) 行政情報の中でも特に重要で機密性の高い情報などを扱う限られた職員等のみが入出でき、サーバー室、重要書庫等として使用します。

(8) 配置部署の構成

市庁舎の配置部署の構成は、市庁舎利用者の皆様の利用頻度や各部署の近接性を考慮し、効率的に業務を行うことができる配置とします。

ア 近接性が高い部の組み合わせ（例）

市民健康部 - 財務部、福祉部、こども未来部
 環境農政部 - 都市整備部、農業委員会事務局
 道路部 - まちづくり計画部

イ 複合施設の低層部に配置することが望ましい部署

現在の配置	部 署
本庁舎 1 階	市民健康部、協働安全部、会計課
本庁舎 2 階	福祉部、市民健康部、こども未来部、財務部
第二庁舎 1 階	福祉部
第二庁舎 2 階	福祉部
第二庁舎 3 階	こども未来部

(9) その他諸室の検討事項

利用者の皆様にとって質の高いサービスを提供するため、職員等の安全衛生及び健康管理を考慮し、次の諸室の設置を検討します。

諸室	現状	備考
休養室、休憩室	あり	職員等が休養するための施設等
健康管理室（医務室）	なし	職員等の怪我及び病気への一時的な処置や健康診断結果に基づく健康指導等を行う施設等
健康相談室	なし	産業医や臨床心理士が行う職員等の健康相談のための施設等
仮眠室	あり	消防本部の職員等が仮眠するための施設等
シャワー室	あり	消防職員や災害対応した職員等が夜間勤務する場合に必要な施設等
災害対応用物品倉庫	なし	業務継続計画（BCP）に定められた非常時優先業務を実行性のあるものにするため、簡易用トイレや物品等を備蓄するための施設等
厚生会事務室	なし	職員厚生会職員の事務作業等に必要な施設等

5 消防本部機能

(1) 消防庁舎の現状

現在の消防庁舎は、消防本部（消防総務課、警防課、指令課、予防課及び救急救命課）と厚木消防署が一体整備されており、昭和47(1972)年に竣工しました。平成12(2000)年度に耐震補強工事を実施し、耐震性は確保されていますが、本庁舎同様、老朽化や狭あい化の課題を抱えています。

本市の消防・防災の拠点施設としての機能を常に維持していくために、「厚木市公共施設最適化基本計画」等の関連計画を踏まえながら、移転を含めて早期の建て替えを検討する必要があります。

所在地	寿町三丁目4番10号
竣工年月	昭和47(1972)年7月（築47年）
構造種別	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階、地下1階 訓練塔3階
敷地面積	2,248.23 m ²
建築面積	794 m ² （倉庫棟を除く。）
延べ床面積	約2,240 m ² （倉庫棟を含む。）
消防本部の延べ床面積	1,530 m ²
厚木消防署の延べ床面積	1,250 m ²
うち、消防本部と消防署本署が 共同利用している延べ床面積	540 m ²
職員等数（臨時的任用職員等を含む。）	約120人
消防本部の職員等数	約60人
厚木消防署の職員等数	約60人
容積率	92.1%
用途地域 （法定建ぺい率／法定容積率）	第一種住居地域 （60％／200％）

(2) 消防庁舎に関する関係法令

ア 消防組織法（昭和22(1947)年法律第226号）

（消防本部及び消防署）

第10条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

イ 厚木市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和40(1965)年条例第38号）

（消防本部）

第2条 本市に消防本部を置く。

2 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
厚木市消防本部	厚木市寿町3丁目4番10号

（消防署）

第3条 厚木市消防本部の下に消防署を置く。

2 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
厚木市厚木消防署	厚木市寿町3丁目4番10号	（略）
厚木市北消防署	厚木市下荻野135番地の1	（略）

(3) 消防本部及び消防署に関する計画

ア 厚木市消防力整備計画（平成30(2018)年3月）

本市の常備消防だけでなく、非常備消防である消防団も含めた消防力の充実強化を図る総合的な計画です。

(ア) 目標

命と暮らしを守る社会の実現

(イ) 単位施策

- a 消防力の充実・強化
- b 救急体制の充実
- c 防火対策の推進

イ 厚木市消防署所適正配置計画（平成30(2018)年3月）

厚木市消防本部管轄区域全体における2署7分署体制の消防署所の適正な配置の方向性を示す計画です。

(ア) 消防本部・厚木消防署本署についての考え方

消防本部・厚木消防署本署庁舎は、指令室（高機能消防指令センター）を備えており、本市消防の中核機能が集約された施設ですが、築45年が経過し、消防署所の中で最も建築年数が古いものとなっています。

このようなことから、建替え工事に伴う仮庁舎の確保を始め、建築場所などについて、「厚木市公共施設最適化基本計画」等を考慮し、移転を含めて早い時期から検討する必要があります。

また、現在、市役所庁舎の建て替えの検討が進められていることから、消防本部機能の新市庁舎への移設についても、関係部署と調整を取りながらメリット・デメリットを考慮し、検討します。

(4) 消防本部と市庁舎の一体整備

ア これまでの検討経緯

「厚木市新庁舎整備基本構想」では、市民の皆様の生命と財産を守る災害時の中枢拠点として万全の役割を果たすため、市庁舎と消防本部との一体整備を検討することとしていました。

(7) 市庁舎と一体整備することによるメリット

災害時の中枢拠点である災害対策本部との速やかな情報共有が可能となり、災害対応に最も重要となる的確な初動体制を確保することができます。

(イ) 市庁舎と一体整備することによる課題

消防本部と厚木消防署との連携性を確保し、消防本部及び厚木消防署の機能維持に向けた更なる災害対応力の強化を図る必要があります。

イ 市庁舎との一体整備

消防本部は、市庁舎の災害対策本部と連携を図りながら、消防・防災の指令拠点としての機能を有することから、市庁舎の災害対応力及び消防・防災の総合力を強化するため、市庁舎を含む複合施設と一体整備するものとします。また、市庁舎と一体整備することによる課題も解決を図るものとします。

なお、厚木消防署については、複合施設との一体整備はせずに、消防署のみで建て替えを検討するものとします。その際の候補地については、現消防庁舎敷地や現本庁舎敷地の一部を始め、中心市街地内の市有地を優先的な候補地として検討するものとします。

ウ 新たな消防本部の機能及び規模

機 能	現況規模 (㎡)	計画規模 (㎡)
(7) 事務機能 a 指令室（指令課） b 執務室（消防総務課、警防課、予防課及び救急救命課） c 会議室 ほか	868	約 1,100
(イ) その他諸室 a 仮眠室 b 更衣室 ほか	246	
(ウ) 共用面積	436	約 600
計	1,550	約 1,700

(7) 事務機能

指令室は、最新の通信機器を備え、災害通報の受付、情報収集、指令等を迅速かつ的確に行い、あらゆる災害に対して 24 時間 365 日、市民の皆様の安心・安全を守る本市の消防活動の中枢拠点としての役割を担います。

また、災害時に設置される災害対策本部と速やかな情報共有を図るとともに、的確な初動体制を確保するため、消防災害対策用の会議室を設置します。

執務室や会議室は、市庁舎の事務機能と同様の考え方とします。

(イ) その他諸室

仮眠室、更衣室 ほか

(ウ) 共用面積

通路、エレベータホール、階段室、トイレ ほか

6 国県の行政機関等の機能

(1) 本厚木駅周辺の国県の行政機関等の配置状況

本厚木駅周辺には、国や神奈川県等の行政機関等が多く立地しています。これら施設の中には、市庁舎同様に老朽化が進んでおり、更新時期が近付いている施設もあります。



種別	施設名	所在地	建築年	延べ床面積 (㎡)
1 県	厚木合同庁舎	水引 2-3-1	S40 (1965)	7,548
	(厚木保健福祉事務所別館)		S42 (1967)	1,398
	(厚木児童相談所)		S46 (1971)	1,653
2 県	厚木警察署	水引 1-11-10	H30 (2018)	6,541
3 県	厚木南合同庁舎	田村町 2-28	S47 (1972)	7,143
4 県	パスポートセンター県央支所	中町 1-5-10	— ³⁹	398
5 国	厚木税務署	水引 1-10-7	S46 (1971)	2,435
6 国 ⁴⁰	厚木年金事務所	栄町 1-10-3	S60 (1985)	963
7 国	ハローワーク厚木 (厚木公共職業安定所)	寿町 3-7-10	S50 (1975)	862
8 国	厚木労働基準監督署	中町 3-2-6	— ³⁹	468
9 国	厚木簡易裁判所	寿町 3-5-3	H4 (1992)	619
10 国	横浜国道事務所厚木出張所	恩名 1-6-50	S50 (1975)	356
11 国	厚木法務総合庁舎 (法務局)	寿町 3-5-1	H5 (1993)	2,319

³⁹ 賃借による施設のため、建築年は掲載していない。

⁴⁰ 厚木年金事務所については、国の行政機関等に準ずる施設として掲載

(2) 国県の行政機関等との一体整備

ア これまでの検討経緯

「厚木市新庁舎整備基本構想」では、利用者の皆様の利便性向上や国公有財産の有効活用を図るため、国県の行政機関等との一体整備を検討することとしていました。

(7) 市庁舎と国県の行政機関等を一体整備するメリット

利用者の皆様の利便性向上、国公有財産の有効活用の促進、整備費用の負担軽減、コンパクト・プラス・ネットワーク⁴¹の形成促進、ワンストップ行政サービスの拡大などを行うことができます。

(イ) 市庁舎と国県の行政機関等を一体整備する課題

異なる行政機関が同一の建物に配置されることにより、施設管理に工夫が必要となる可能性があります。

イ 神奈川県行政機関等

神奈川県行政機関等については、複合施設への入居方針が示されました。

(7) 複合施設への入居方針が示された機関（平成31(2019)年3月現在）

- a 県央地域県政総合センター
- b 厚木県税事務所
- c 厚木保健福祉事務所 ほか

ウ 国の行政機関等

国の行政機関等については、引き続き、財務省を始め、関係省庁と協議を重ね、国等から複合施設への入居方針が示された場合を想定した規模を計画していきます。

エ 国県の行政機関等の規模（想定）

機 能	現況規模 (㎡)	計画規模 (㎡)
国県の行政機関等	—	約 10,600

※ 計画規模は、今後の検討により変更になる可能性があります。

⁴¹ P11 参照

第4章 複合施設の建築計画

1 複合施設の敷地条件

(1) 計画地の概況

計画地の敷地条件は、次のとおりです。

所在地		厚木市中町一丁目 地内
地域地区等		商業地域 ⁴² 、一部に高度利用地区 ⁴³ の設定、防火地域 ⁴⁴ 、駐車場整備地区 ⁴⁵ 、都市再生緊急整備地域 ⁴⁶ 等
法定建ぺい率		80%
法定容積率		400%
日影規制		なし
前面道路		北側：市道 A-358 号線（幅員 12mを計画） 東側：市道 A-7 号線 南側：都市計画道路中町北停車場線（幅員 12mを計画） 西側：都市計画道路本厚木停車場線
インフラほか	上水道	・敷地中央を口径 300 mmの上水管が東西に横断 ・保健福祉センターへ供給するための上水管が敷地内を横断
	下水道	・保健福祉センターから排水するための下水管が敷地内を横断
	ガス	・ガバナ ⁴⁷ が厚木シティプラザ（建物ガバナ）、厚木ガーデンシティビル（建物＋地域ガバナ）、保健福祉センター（地域ガバナ）に設置
	電気	・特別高圧ケーブル及び普通高圧ケーブルが敷地内を南北に横断
	通信	なし
	その他	・旧厚木保育所跡地、旧寿荘跡地及び大型バス発着場に基礎杭残置あり

(2) 施設配置の考え方

本市行政の中核を担う複合施設の整備において、本厚木駅や厚木バスセンターに近接する利点をいかし、市内外から訪れる利用者の皆様にとって利用しやすい施設配置とします。また、容積率の緩和制度の活用を検討するとともに、複合施設周辺の施設や道路との連携性を高めるため、次の事項に配慮した計画とします。

ア 屋外広場や歩行者の溜まり空間の確保

イ 周辺施設へアクセスしやすい敷地内通路の確保

ウ 安全で快適な歩行者動線の確保

エ 既設の本厚木駅前東口地下道とのアクセス確保

オ 保健福祉センターとのアクセス確保

⁴² P3 参照

⁴³ P3 参照

⁴⁴ P3 参照

⁴⁵ P3 参照

⁴⁶ P3 参照

⁴⁷ 中高压で送られたガスを使用する施設に合わせて減圧するための整圧器

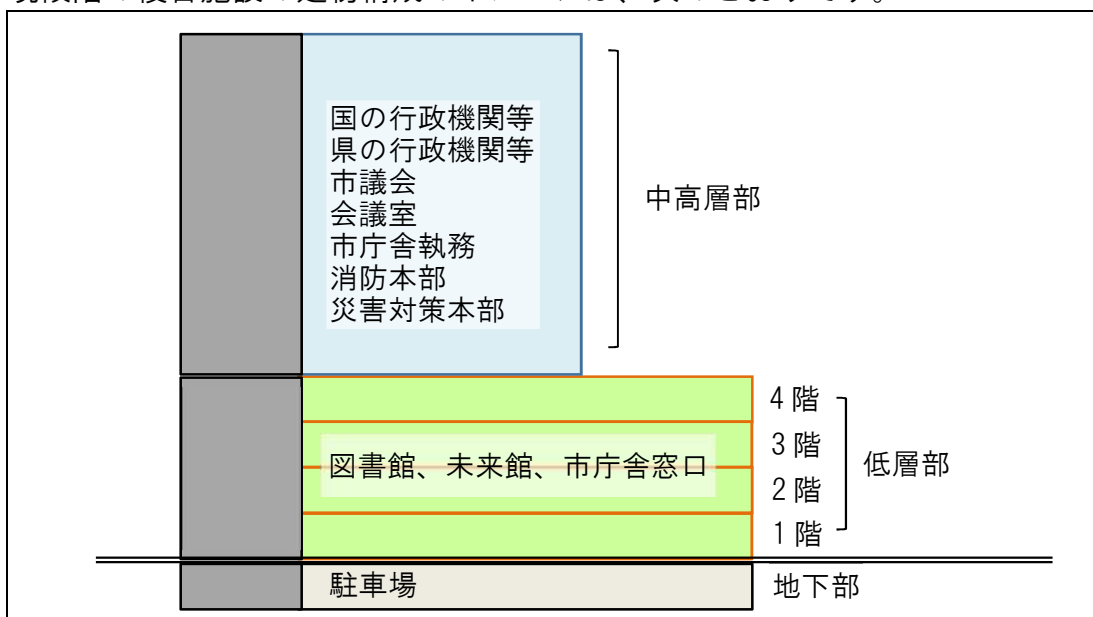
2 複合施設の建物構成

(1) 建物構成の基本的考え方

各機能の連携を強化することにより、合理的なスペース活用を図るとともに、利用者の皆様の利便性向上や職員等の事務効率化等を図ることにより、利用者の皆様や職員等による創造的な活動・交流、運営等を展開することができる建物構成とします。

(2) 建物構成のイメージ

現段階の複合施設の建物構成のイメージは、次のとおりです。



(3) 低層部のイメージ

市庁舎窓口1階パターン	市庁舎窓口4階パターン	市庁舎窓口1・2階パターン
市庁舎窓口の利便性重視型	まちのにぎわい創出重視型	折衷型
市庁舎執務機能 災害対策本部等 連携 図書館・未来館 連携 図書館・未来館 連携 図書館・未来館 連携 窓口機能	市庁舎執務機能 災害対策本部等 連携 窓口機能 連携 図書館・未来館 連携 図書館・未来館 連携 図書館・未来館	市庁舎執務機能 災害対策本部等 連携 図書館・未来館 連携 図書館・未来館 連携 窓口機能 図・未 連携 窓口機能 図・未

※ 詳細な施設構成については、今後の設計段階において検討します。

3 複合施設全体に共通する考え方

(1) バリアフリーへの対応、ユニバーサルデザイン⁴⁸の導入

全ての人にとって共通して安全で使いやすいユニバーサルデザインの積極的な導入を目指します。

また、複合施設の出入口付近に、乗用車やタクシー、公用車などの乗降場所や待機場所を設け、利用者の皆様の利便性や安全性に配慮します。

(2) セキュリティ対策

複合施設利用者の皆様や施設で働く職員等の安全管理、情報管理に配慮した施設運営、セキュリティ機能の積極的な導入を目指します。

(3) 情報通信技術の活用

利用者の皆様の利便性の向上や行政サービスの効率化を進めるため、情報通信技術の積極的な活用を目指します。

(4) 分かりやすい案内サインの表示

利用者の皆様の利便性の向上や行政サービスの効率化を進めるため、情報通信技術を活用しながら、障がいのある方や外国人だけでなく、誰もが分かりやすいサイン表示を用います。

(5) 包括管理委託の検討

清掃、警備、機械設備の保守等の維持管理業務を一括して実施する包括管理委託は、スケールメリット⁴⁹が働き、維持管理費用を抑制することができるとともに、契約事務等が簡素化され、事務効率が向上するなどのメリットがあることから、複合施設やその周辺施設を含めた実施について検討します。

⁴⁸ P7 参照

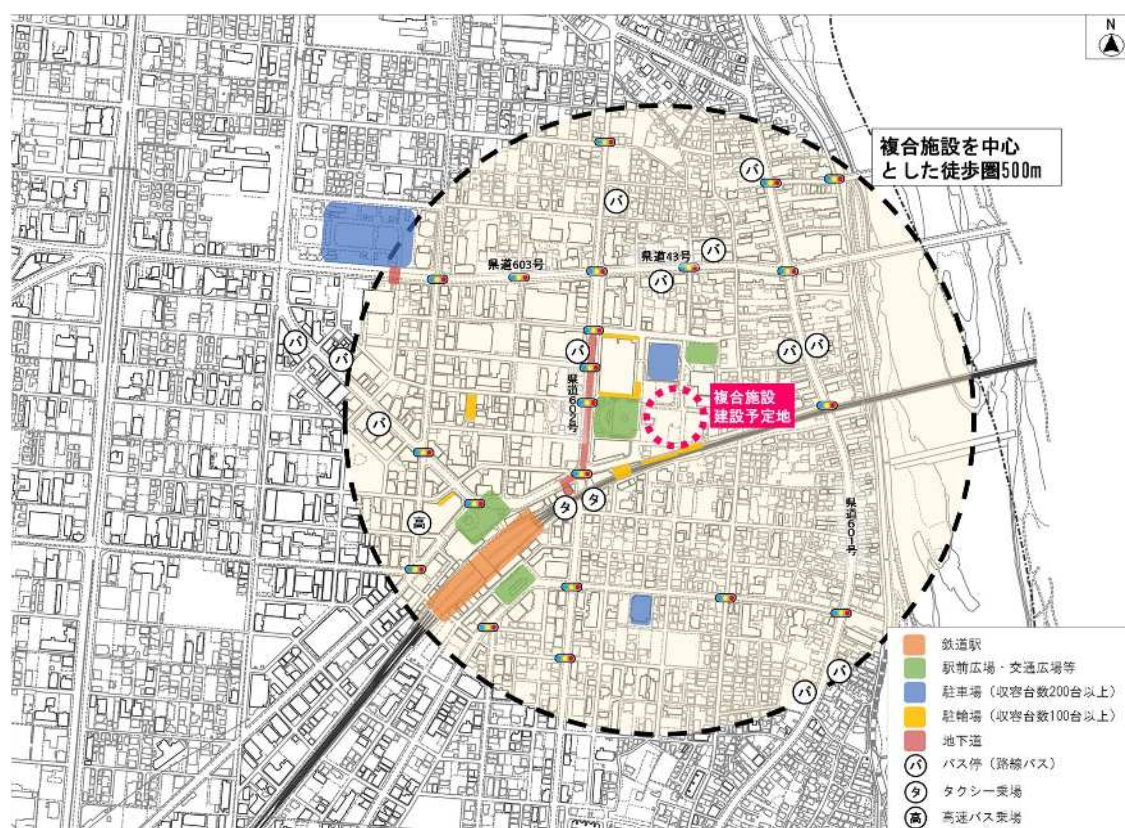
⁴⁹ P25 参照

4 複合施設への利用者動線

(1) 計画地周辺の交通

ア 半径 500m以内の交通施設

(ア) 鉄道駅	本厚木駅
(イ) 広場	本厚木駅前北口広場、本厚木駅前南口広場、厚木バスセンター、中町大型バス発着場
(ウ) 駐車場（200 台以上）	中町立体駐車場（550 台）、中央公園地下駐車場（500 台）、ミロード第1駐車場（238 台）
(エ) 駐輪場（100 台以上）	7 箇所（建設中を除く。）
(オ) 地下道	本厚木駅前東口地下道
(カ) バス停	12 箇所（広場を除く。）
(キ) 高速バス乗り場	1 箇所
(ク) タクシー乗り場	4 箇所（広場を含む。）



イ 歩行者交通

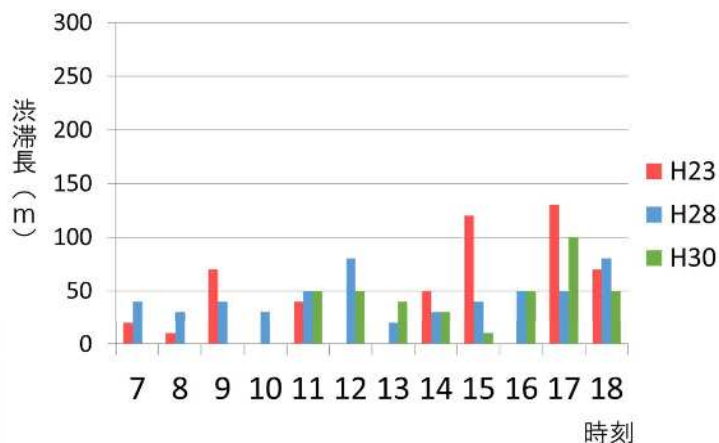
複合施設周辺は、あらゆる交通機関が集積していることから、交通利便性は高い一方で、歩行者や自転車、自動車など複数の交通手段が集中し、錯さうする状況となっています。複合施設の周辺交通については、ベビーカー利用者、子ども、高齢者、障がい者などの歩行者の安全性を配慮した環境の整備を進めます。

ウ 自動車交通

2-2地区周辺西側の県道本厚木停車場線は、信号や横断歩道が多いことから、円滑な自動車交通への影響が懸念されますが、現状のまま複合施設を整備した場合であっても、交通解析上、主要交差点の処理は問題ない結果となっています。今後、詳細な調査を実施し、更なる検討を進めます。

(7) 中町交差点の渋滞長⁵⁰

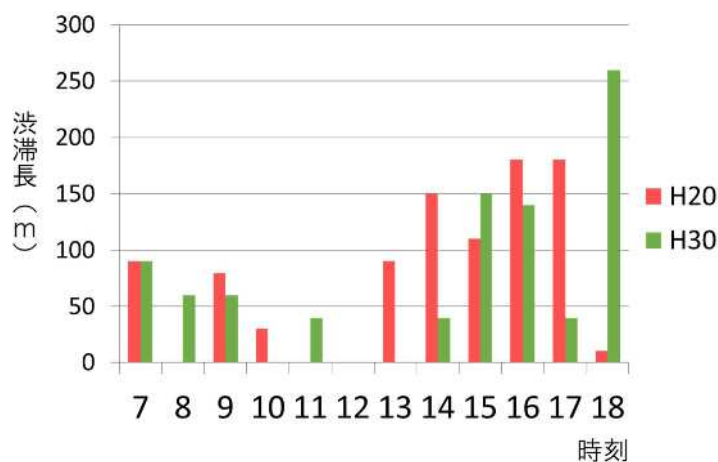
2-2地区周辺西側の県道本厚木停車場線の中町交差点の最大渋滞長は、平成23(2011)年と比較すると平成30(2018)年は40メートル減少しています。



年度	最大渋滞長	最大渋滞長の時刻
平成23年	140m	17時
平成28年	80m	18時
平成30年	100m	17時

(参考) 中央公園西側交差点の渋滞長

現本庁舎敷地北側の県道上粕屋厚木線の中央公園西側交差点の最大渋滞長は、平成20(2008)年と比較すると平成30(2018)年は80メートル増加しています。



年度	最大渋滞長	最大渋滞長の時刻
平成20年	180m	16時、17時
平成30年	260m	18時

⁵⁰ 1回の信号待ちで通過できずに残っている車列の長さ。信号が赤から青に変わった際の最後尾車両が1回の青信号で交差点を通過できなかったときの停止線から最後尾車両までの距離

(イ) 開発交通量（自動車）の試算（「厚木市新庁舎整備基本構想」策定時）

2-2地区に市庁舎や国県の行政機関等を含めた複合施設を整備した場合の開発交通量を試算したところ、往復で約3,500台の開発交通量が見込まれます。

	市庁舎	その他の施設	計
来訪交通 ⁵¹	1,800 台/日	1,508 台/日	3,308 台/日
業務交通 ⁵²	114 台/日	30 台/日	144 台/日
計	1,914 台/日	1,538 台/日	3,452 台/日

(ウ) 交差点の交通影響評価（「厚木市新庁舎整備基本構想」策定時）

2-2地区に市庁舎を含めた複合施設を整備した場合の交差点の需要率⁵³は、次表のとおりとなっており、現在の交通体系であっても、交通の処理に問題はない結果となっています。

交差点	現在の需要率	将来の需要率
No.1 本厚木駅東口	0.275	0.275
No.2 アミューあつぎ前	0.290	0.433
No.3 中町	0.626	0.677
No.4 東町郵便局	0.475	0.523
No.5 小田急ガード下	0.281	0.357



エ 駐車場、駐輪場

複合施設の建設に伴い発生する新たな駐車場や駐輪場（自転車、原動機付自転車及び125cc以下の自動二輪車の駐車場をいいます。以下同じ。）の必要台数を考慮し、不足する部分については、周辺施設を活用しながら必要台数を確保します。

⁵¹ ここでは、市庁舎を含む複合施設を整備したことにより生じる自家用車などの交通量のこと。

⁵² ここでは、市庁舎を含む複合施設を整備したことにより生じる公用車などの交通量のこと。

⁵³ 単位時間内に交差点が信号で処理できる交通量に対し、実際に流入する交通量の比率。値が高くなるほど交差点の混雑が見込まれ、一般的に0.8程度で部分的に渋滞が発生し、0.9を超えると信号が一巡しても車をさばききれなくなるとされています。

(2) 想定駐車台数

複合施設に必要な駐車台数は、利用者用と公用の車両を合わせて約 450 台と試算しています。複合施設の地下駐車場の駐車台数は約 130 台とし、不足分は、（公財）厚木市環境みどり公社が運営する中町立体駐車場を利用するものとします。中町立体駐車場の駐車台数は、現在の 550 台から規模を拡大し、複合施設に必要な駐車台数を確保します。

駐車場利用区分	駐車台数（台）
複合施設利用者用（国県の行政機関等を含む。）	約 260
公用（市議会議員用、特別職用、国県の行政機関等を含む。）	約 190
計	約 450

(3) 想定駐輪台数

複合施設に必要な駐輪台数（通勤・通学用としての駐輪台数を除く。）は、平日、休日の利用状況を考慮し約 220 台とし、複合施設周辺に必要な駐輪台数を確保します。

駐輪場利用区分	駐輪台数（台）
複合施設利用者用（国県の行政機関等を含む。）	約 200
公用（国県の行政機関等を含む。）	約 20
計	約 220

(4) 複合施設への利用者動線の考え方

複合施設への利用者動線については、多種多様な利用者の皆様が様々な交通手段で訪れることが考えられることから、安全かつ快適な動線を確保するだけでなく、時間帯によって変化する交通状況の予測や周辺施設との連携性の確保、本厚木駅や厚木バスセンターからのアクセス性の向上などの対策を検討します。

特に、本厚木駅や厚木バスセンターからの歩行者動線については、地上レベルの動線だけではなく、本厚木駅前東口地下道を活用した地下動線や上空利用による動線についても検討します。

5 複合施設の防災計画

本厚木駅周辺地域は、「本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画（平成28(2016)年3月）」において、災害時における現状の都市機能の課題を踏まえ、被害の最小化を図るための対策等を位置付けています。複合施設の整備においては、同計画に示された課題、対策等を踏まえた防災計画を検討します。

また、検討に当たっては、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25(2013)年3月）」や国土交通省「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（平成30(2018)年5月）」に示された考え方に基づき、地震災害を始めとする災害時においても防災拠点として機能継続が可能な複合施設を目指します。

(1) 想定される自然災害

ア 地震災害

「厚木市地域防災計画（平成31(2019)年3月）」では、本市に影響が大きい地震は次のとおりとしています。

	都心南部 直下地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震
モーメントマグニチュード	7.3	8.0	9.0	8.2
30年以内の発生確率	70%	70%	70%	0～5%

(参考) 液状化⁵⁴危険度

「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27(2015)年3月）」において、基本計画の対象区域周辺の液状化危険度は、かなり低い～低いと想定されています。

自然災害	被害想定	出典
液状化危険度	かなり低い～低い	神奈川県地震被害想定調査報告書

(参考) 安定した支持地盤⁵⁵

現況地盤から一約18m（砂礫層）

イ 土砂災害

「厚木市土砂災害ハザードマップ（平成28(2016)年3月）」において、基本計画の対象区域内の土砂災害は、被害なしと想定されています。

自然災害	被害想定	出典
土砂災害	被害なし	厚木市土砂災害ハザードマップ

⁵⁴ 地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になること。

⁵⁵ 建物の重さを支えることができる地層のこと。

ウ 内水浸水⁵⁶

「厚木市内水（浸水）ハザードマップ（平成28(2016)年7月）」において、基本計画の対象区域内の内水浸水による最大浸水深は、約30cmと想定されています。

本厚木駅周辺の浸水被害を軽減するため、雨水貯留施設等の整備を進める厚木排水区浸水被害軽減対策事業を実施しています。

自然災害	算定条件	被害想定 (最大浸水深)	出典
内水浸水	1時間雨量 65mm	約30cm※	厚木市内水（浸水）ハザードマップ

※ 厚木排水区浸水被害軽減対策事業の完了後は、10cm以下となる見込み

(参考) 厚木排水区浸水被害軽減対策事業

- (ア) 雨水貯留施設（あさひ公園地下）
 - 貯留量 約14,800 m³ (小学校プール約40杯分)
 - 完成年度 令和元(2019)年度
- (イ) 雨水貯留管（厚木中央公園～厚木消防署前～寿町～イオン北側～中町大型バス発着場東側）
 - 貯留量 約5,100 m³ (小学校プール約14杯分)
 - 完成年度 令和4(2022)年度
- (ウ) 浸水シミュレーション

a 整備前



b 整備後



⁵⁶ 排水施設的能力を超える大雨によって、雨水が排水しきれずに発生する浸水のこと。

エ 洪水浸水⁵⁷

基本計画の対象区域内の洪水浸水による最大浸水深等は、次のとおりとなっています。

複合施設の浸水対策は、洪水によるリスクを的確に把握し発生頻度に応じ、「ハード対策の目標とする被害想定」と「想定以上の被害を被った場合の代替措置」による対策を講じるものとします。

自然災害			算定条件	被害想定 (最大浸水深)
洪水 浸水	想定最大 規模 ⁵⁸	相模川	相模川流域の 48 時間総雨量 567mm	50～300cm
		中津川	中津川流域の 48 時間総雨量 822mm	
		小鮎川・荻野川	小鮎川の 24 時間総雨量 341mm	
		玉川・細田川	玉川の 24 時間総雨量 326mm	
		山際川	山際川の 50 分総雨量 132.9mm	
		恩曾川	恩曾川の 80 分総雨量 179.6mm	
		善明川	善明川の 40 分総雨量 112.2mm	
	計画規模 ⁵⁹	相模川	相模川流域の 48 時間総雨量 460mm	約 40cm
		中津川	中津川流域の 48 時間総雨量 439mm	被害なし
		小鮎川・荻野川	小鮎川の 1 時間雨量 93mm 荻野川の 1 時間雨量 102mm	約 110cm
		玉川・細田川	玉川、細田川の 1 時間雨量 93mm	被害なし
		山際川	山際川の 1 時間最大雨量 50mm	被害なし
		恩曾川	恩曾川の 1 時間最大雨量 50mm	被害なし
		善明川	善明川の 1 時間最大雨量 50mm	被害なし

⁵⁷ 河川の氾濫又は堤防の決壊により発生する浸水のこと。

⁵⁸ 「想定し得る最大規模の降雨」として、我が国を降雨特性に応じて 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量を設定しているものです。1000 年に一度程度の発生頻度が極めて低い降雨となります。

⁵⁹ 河川の流域の大きさや想定される被害の大きさなどを考慮して、「河川整備の目標とする降雨」として設定しているものです。概ね 100 年から 200 年に一度程度の発生頻度が比較的高い降雨となります。

(2) 災害対応機能の強化（ハード対策）

- ア 災害対策本部と消防本部を一体的に整備することにより、災害時における情報共有及び情報伝達を確実なものとしします。
- イ 地震対策については、地震発生時において建物が受ける地震力を抑制し、倒壊することなく機能継続を可能にする施設とし、建物の構造は免震構造とします。
- ウ 浸水対策については、洪水浸水被害を想定した対応として、地上から1 m以上の敷地のかさ上げや浸水防水板を設置するとともに、雨水貯留機能並びに免振層に排水側溝及び排水装置の設置を検討します。災害対策本部・消防本部機能や電気室・機械室等は、地上から3 m以上の階数に設置するとともに、設備機器は、地上から3 m以上の階数を境に切り離して運用できる構成とします。
- エ 周辺の建物等から一時的に避難できるスペースを確保するため、屋内広場・屋外広場などのオープンスペースを整備します。
- オ 災害時の停電に対応するための非常用電源設備は、市庁舎と消防本部のそれぞれが外部からの供給なしに72時間以上の機能継続を可能とする設備とします。また、電力供給の寸断に備え、異なる変電所からの2回線受電を検討するとともに、太陽光発電、蓄電池、ガスコージェネレーションなどによる電力供給の多重化を検討します。
- カ 災害による通信途絶時の通信の代替手段を確保するため、通信ネットワークの複線化を検討します。
- キ 災害時に救援物資や負傷者の搬送手段を強化するため、施設屋上に緊急離着陸場（ヘリポート）又は緊急救助用スペース（ホバリングスペース）の設置を検討します。
- ク 迅速かつ正確な情報収集により、災害時の的確な初動体制を確保するため、施設屋上に災害監視カメラの設置を検討します。
- ケ 災害時に備え、食料や飲料水等を備えた備蓄倉庫の設置を検討します。
- コ 災害時における生活用水を確保するため、雨水利用や井戸の設置を検討します。
- サ 災害時の排水設備を確保するため、非常用の汚水貯留槽の設置を検討します。また、給水設備については、外部からの供給なしに3日以上以上の水量を確保できる貯水槽の設置を検討します。

(3) 災害対応機能の強化（ソフト対策）

- ア 「厚木市地域防災計画」では、地震や風水害の被害により災害対策本部の業務継続性に支障が生じる場合には、災害対策本部機能をぼうさいの丘公園へ移転させ、市内全域の災害対応を進めていくことを位置付けています。災害対策本部を移転する場合の活動拠点の在り方やぼうさいの丘公園と複合施設の役割分担について検討し、想定外への対応に備えます。
- イ 風水害の被害については、事前にある程度の発生時期や被災規模を予測することから、活動拠点の設定や公用車両の活動拠点への速やかな移動など、被災前に必要な対策を講じることにより、風水害による被害を最小限に抑えるとともに、的確な初動体制を確保するための対策を講じます。

6 複合施設の設備・環境計画

複合施設は、延床面積が 40,000 m²を超える大規模な施設であり、エネルギーの消費量が大きくなることが想定されます。また、「厚木市地球温暖化対策実行計画（平成 29(2017)年 3 月）」に示しているとおり、地球温暖化防止のため、低炭素のまちづくりに向けた環境負荷に配慮する必要があります。そのため、施設整備に当たっては、国土交通省「官庁施設の環境保全性基準」、神奈川県「建築物温暖対策計画書制度（C A S B E E かながわ⁶⁰）」、「厚木市緑の基本計画（平成 29(2017)年 10 月）」、「あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画（平成 26(2014)年 3 月）」等の考え方に沿った設備・環境計画を検討します。

(1) 環境評価の高い施設

- ア 環境負荷を軽減するため、神奈川県「建築物温暖化対策計画書制度（C A S B E E かながわ）」の上位ランクの取得を目標とし、様々な環境配慮技術の導入を検討します。
- イ 一次エネルギー消費量の削減を目指し、Z E B R e a d y⁶¹の認証取得を目標とします。

(2) 自然エネルギーの有効活用

- ア 複合施設は、延床面積 500 m²以上の新築の公共施設であるため、「あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画」に準拠し、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入を積極的に検討します。
- イ 蓄電池の設置による効果的なエネルギー利用が可能な施設を目指します。
- ウ エコボイド（吹抜空間）の設置による自然採光、自然通気の導入を検討します。
- エ ハイサイドライトやトップライト等による、自然光の採入れによって照明エネルギーの削減を検討します。

(3) エネルギー・資源の有効利用

- ア 建物のエネルギー使用状況、運用状況を可視化し、消費電力のピークカットやガス使用量の削減化を図るため、B E M S⁶²や複合施設の周辺施設と一体となったC E M S⁶³の導入を検討します。
- イ 各機器の遠隔操作・故障監視を行うため、中央監視設備の設置を検討します。
- ウ 省エネルギー化を推進するため、L E D照明を採用します。
- エ 不要な照明の出力軽減を図るため、人感、昼光センサーを設置します。

⁶⁰ P17 参照

⁶¹ Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに創エネでエネルギー収支を「ゼロ」とする建築物のこと。Z E B R e a d yとは、Z E Bを目指す前段として、負荷の抑制・自然エネルギーの利用を行った上で、設備システムの高効率化により基準エネルギー消費量に対して 50%以上の省エネルギーを実現する建築物のこと。

⁶² Building Energy Management System の略。ベムス。ビル内の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、O A 機器等の電力使用量のモニタリングや、制御を行うためのシステム

⁶³ Community Energy Management System の略。セムス。地域における電力の需要・供給を統合的に管理するシステム

(4) 自然環境に配慮した地区全体の緑化促進

ア 屋上緑化や壁面緑化など敷地内の積極的な緑化推進等によって、ヒートアイランドを抑制し、みどり豊かな景観づくりを目指します。

(5) エコマテリアルの使用

ア 市産材又は県産材の木材を利用した積極的な木質化を図ります。

イ 建設時・廃棄時に環境負荷の少ない材料の使用を検討します。

ウ 銑鉄⁶⁴製造時の副産物である高炉スラグ⁶⁵を用いたコンクリート等、リサイクル材料の使用を検討します。

(6) 環境負荷の低減

ア Low-E 複層ガラス⁶⁶や機能性フィルム⁶⁷等の使用による窓の断熱を検討します。

イ 熱負荷の低減のため、庇やルーバー⁶⁸、バルコニー等の設置を検討します。

ウ 廃棄物を有効活用し、焼却・埋立処分するごみを極力減らし、ゼロ・エミッション⁶⁹を目指します。

(7) 長寿命化

ア 施設の長寿命化を目指し、メンテナンスに配慮した設備方式の採用、機能改善を考慮したフレキシブルな空間構成を検討します。

⁶⁴ 鉄溶鉱炉で生産される粗製の鉄のこと。

⁶⁵ 鉄溶鉱炉での銑鉄精錬のときに鉄鉱石から分離される不純物のこと。

⁶⁶ Low Emissivity（低放射）の略。従来の複層ガラスに比べ断熱性能が高くなります。

⁶⁷ 遮熱・UVカットなどの豊富な機能をもつガラスフィルムのこと。

⁶⁸ 羽板と呼ばれる細長い板を枠組みに隙間を空けて平行に組んだもの。角度により風、雨、光、埃、視界などを選択的に遮蔽したり透過したりすることができます。

⁶⁹ 本来は、産業から排出される廃棄物・副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指すとするもの。その理念に沿った活動がメーカーや事業所・オフィスで行われています。事業所・オフィス系では分別・リサイクルを拡大し、焼却・埋立て処分するごみを限りなくゼロにする活動のこと。

第5章 複合施設の事業計画

1 複合施設の概算建築事業費

(1) 概算建築工事費

複合施設の機能別の規模及び概算建築工事費は、次のとおりとします。

外構整備費用、特殊内装工事費用、什器整備費用、移転整備費用、周辺整備費用等は、今後の設計段階において検討するものとします。

なお、今後の検討の進捗状況や物価変動など社会経済情勢の変化により変更になる可能性があります。

機 能	規 模	概算建築工事費
連携機能	約 2,800 m ²	—
図書館	約 6,700 m ²	—
(仮称) 未来館	約 2,700 m ²	—
市庁舎	約 19,100 m ²	—
消防本部	約 1,700 m ²	—
国県の行政機関等	約 10,600 m ²	—
地下駐車場 (130 台程度)	約 5,100 m ²	—
計	約 48,700 m ²	約 224 億円 (国県を除いた市施設分 約 174 億円)

(2) 財源計画

ア 厚木市庁舎建設等基金の活用

市庁舎の建設に必要な経費を積み立て、将来世代にわたる財政負担の平準化を図るため、平成 5(1993)年度から設置している厚木市庁舎建設等基金を積極的に活用するものとします。

また、市庁舎以外の複合施設の整備に要する費用についても、当該基金を活用できるよう検討します。

平成 30(2018)年度末基金残高	約 43 億円
--------------------	---------

イ 地方債の活用

厚木市庁舎建設等基金と同様に、将来世代にわたる財政負担の平準化を図るため、地方債を活用していくものとします。地方債の活用にあたっては、本市の財政状況に最も適した地方債を活用します。

ウ 補助金等の活用

現在のところ、図書館機能の整備にあたっては、社会資本整備総合交付金の活用を見込んでいます。

図書館以外の機能についても、本市の財政負担を可能な限り低減させるため、活用できる助成制度の有無について、引き続き研究するものとします。

(3) 複合化による効果

ア 削減できる建築工事費（想定）

(7) 単独施設とした場合と複合施設とした場合の比較

※ 国県の行政機関等、地下駐車場の整備費用を除く。

機能	単独施設（A）		複合施設（B）		（B－A）	
	規模 (㎡)	建築工事費 (百万円)	規模 (㎡)	建築工事費 (百万円)	規模 (㎡)	建築工事費 (百万円)
連携機能	—	—	約 2,800	—	+2,800	—
図書館	約 9,400	—	約 6,700	—	-2,700	—
未来館	約 5,100	—	約 2,700	—	-2,400	—
市庁舎	約 19,600	—	約 19,100	—	-500	—
消防本部	約 1,700	—	約 1,700	—	0	—
合計	約 35,800	約 17,700	約 33,000	約 16,100	-約 2,800	-約 1,600

複合化することにより削減できる建築工事費（想定）

建築工事費は、複合施設として整備する場合、それぞれの施設を単独で整備する場合と比較して、重複する案内機能、相談機能、共用部等を統合することにより、

約 16 億円（約 2,800 ㎡）

を圧縮できることが見込まれます。

イ 削減できる維持管理費（想定）

(7) 現在の主な維持管理事業費

対象事業：清掃・警備業務委託料、光熱水費等

※ 空調、昇降機、自動扉装置の保守点検等の費用は含みません。

	現況延べ床面積 (㎡) (A)	平成 29 年度決算額 (円) (B)	㎡単価 (B/A)
市庁舎※1	約 21,000	190,957,569	約 9,000 円/㎡
シティプラザ※2	約 9,800	107,697,084	約 11,000 円/㎡
消防庁舎※3	約 2,100	30,946,240	約 14,000 円/㎡
計	約 32,900	329,600,893	—

※1 本庁舎と第二庁舎を合わせた数値

※2 中央図書館、寿荘、子ども科学館を合わせた数値

※3 消防本部、厚木消防署を合わせた数値

(イ) 各施設を単独整備した場合の維持管理事業費 …………… 約 3.60 億円

	現況 (㎡)	計画規模 (㎡) (C)	想定㎡単価 (D) (H29 実績から設定)	想定維持管理費 (C × D)
連携機能	—	—	—	—
図書館	約 5,700	約 9,400	11,000 円/㎡	103,400,000 円
未来館	約 2,000	約 5,100	11,000 円/㎡	56,100,000 円
市庁舎	約 21,000	約 19,600	9,000 円/㎡	176,400,000 円
消防本部	約 800	約 1,700	14,000 円/㎡	23,800,000 円
計	約 29,500	約 35,800	—	359,700,000 円

(ロ) 各施設を複合整備した場合の維持管理事業費 …………… 約 2.97 億円

	現況 (㎡)	計画規模 (㎡) (E)	想定㎡単価 (F) (H29 実績から設定)	想定維持管理費 (E × F)
連携機能	0	約 2,800	—	—
図書館	約 5,700	約 6,700	—	—
未来館	約 2,000	約 2,700	—	—
市庁舎	約 21,000	約 19,100	—	—
消防本部	約 800	約 1,700	—	—
計	約 29,500	約 33,000	9,000 円/㎡※	297,000,000 円

※ ここでは、1㎡当たりの維持管理費が最も低い市庁舎の実績単価を設定していますが、施設規模が大きくなれば1㎡当たりの維持管理費は更に低くなることが想定されます。

(イ) 削減できる維持管理事業費

- | | | |
|----------------------|---------------|-----|
| a 単独整備した場合の維持管理事業費 | 359,700,000 円 | — ① |
| b 複合整備した場合の維持管理事業費 | 297,000,000 円 | — ② |
| c 圧縮される維持管理事業費 (①－②) | 62,700,000 円 | |

複合化することにより削減できる維持管理費 (想定)
維持管理費は、複合施設として整備する場合、重複する案内機能・相談機能等を統合することによるトータル面積の削減や同一建物内に配置することによる清掃・設備点検等の効率化により、 <u>それぞれの施設を単独で整備する場合と比較して、約 6,200 万円/年</u> を削減できることが見込まれます。
※ 対象事業：清掃・警備業務委託料、光熱水費等 (空調、昇降機、自動扉装置の保守点検、車両維持管理費等は含みません。)

2 複合施設の整備手法

(1) 整備手法の検討方法

複合施設の整備手法については、総事業費 10 億円以上とすることが見込まれることから、「厚木市 P P P / P F I 手法導入の優先的検討に関する要綱（平成 29(2017)年 4 月）」及び「厚木市 P P P / P F I マニュアル（平成 30(2018)年 3 月）」に基づき検討したところ、簡易な評価で一定の V F M⁷⁰が見込まれることから、更なる検討を行うため詳細な評価（導入可能性調査）を実施しました。

なお、詳細な評価（導入可能性調査）については、「厚木市 P P P / P F I マニュアル」に位置付ける「優先的な検討に係る評価手続の考え方⁷¹」に基づき、平成 30 年度新庁舎整備基本計画策定業務委託と一体的に行いました。

(2) 複合施設の機能と計画規模

機能名	延べ床面積
連携機能	約 2,800 m ²
図書館	約 6,700 m ²
(仮称) 未来館	約 2,700 m ²
市庁舎	約 19,100 m ²
消防本部	約 1,700 m ²
国県の行政機関等	約 10,600 m ²
地下駐車場	約 5,100 m ²
合計	約 48,700 m ²

※ 延べ床面積については、現在の検討段階のものであり、今後変更することがあります。

(3) 施設の維持管理⁷²・運営⁷³の考え方

複合施設は、図書館、(仮称) 未来館、市庁舎等の様々な機能が複合化した施設となることから、施設の維持管理・運営については、必要に応じて機能別に検討することなど、最適な維持管理・運営体制の構築を目指すものとします。

⁷⁰ Value For Money の略。支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給する考え方

⁷¹ P P P / P F I 対象事業の手続に要する期間の短縮や、事務負担の軽減、経費の削減を図るため、内閣府の簡易化マニュアルで示された考え方に基づき、施設整備基本構想や基本計画の策定支援を業務委託により実施する場合には、詳細な評価（導入可能性調査）を含め一括で業務委託することを定めたもの

⁷² 施設の点検・運転・維持・補修等を行うことにより、施設を正常に保つこと。

⁷³ 施設の機能をいかし、業務を遂行すること。

(4) 検討を行う整備手法

整備手法については、①できるだけ早期に整備できること、②適正かつ効果的にライフサイクルコストを縮減できることを考え方の基本として、次の五つの手法から総合的に最も効果が高い手法を選定しました。

ア 従来方式

市が資金調達を行い、設計、施工、維持管理の各段階において仕様を定め、個別に発注する方式

イ PFI (Private Finance Initiative)方式

民間事業者が資金調達を行い、設計、施工、維持管理・運営を一括して性能発注する方式（本検討では、全額を民間事業者から資金調達を行うことを想定）

ウ DBO/DB+O (Design Build Operate)方式

市が資金調達を行い、設計、施工、維持管理・運営を一括で性能発注する方式。維持管理・運営を設計、施工とは別発注するDB+O方式も同方式に含みます。

エ DB (Design Build)方式

市が資金調達を行い、設計、施工を一括で性能発注する方式

オ ECI (Early Contractor Involvement)方式

市が資金調達を行い、設計段階から施工者が参画し、施工の実施を前提として設計者に技術協力する方式

(5) 整備手法の定量的評価（VFM⁷⁴算定結果）

VFMの算定結果は、次の表のとおりです。

各方式における現在価値化後のVFMについては、DBO/DB+O方式が4.9%、PFI方式が2.8%、DB方式が2.7%、ECI方式が1.3%となり、設計段階から設計者と施工者が共同して業務に携わる方式については、いずれも従来方式よりも高いVFMを見込むことができるという結果になりました。

特に、設計段階から設計者と施工者が共同して業務に携わる方式の中でも、DBO/DB+O方式は、市が資金調達を行い、維持管理・運営を含むことから、より大きなVFMを見込むことができるという結果になりました。

なお、PFI方式とDBO/DB+O方式のVFMの差については、PFI方式は一般的に民間事業者が資金調達を行うことに対して、DBO/DB+O方式は市が資金調達を行うため民間金利よりも償還利率が低い市の起債を活用することができることから、DBO/DB+O方式が最も高いVFMを見込むことができるという結果となっています。

また、PFI方式は、一般的に民間事業者が資金調達を行い、事業期間が15～20年程度となっていることから、整備時の支出はありませんが、20年以上の償還期間を設定することができる他の方式と比べ、年間の支出が多くなります。

これらの結果を踏まえ、事業期間を長くするなど更なる財政負担の平準化を図るためには、起債の活用により20年以上の償還期間を設定することが可能なDBO/DB+O方式が有利であると言えます。

	従来方式	PFI方式	DBO方式 DB+O方式	DB方式	ECI方式
VFM (現在価値化後)	—	2.8%	4.9%	2.7%	1.3%

⁷⁴ P77 参照

(6) 整備手法の定性的評価

ア できるだけ早期に整備できること

現市庁舎が抱える老朽化、分散化及び狭あい化の解消や災害対応力の強化など、様々な課題を解決するため、市庁舎を含む複合施設は、できるだけ早期に建て替える必要があります。各方式による想定工期は、次のとおりとなります。

従来方式については、想定工期が最短となりますが、入札価格による競争が主となるため、入札不調のリスクや民間活力の導入を図りにくいというデメリットがあります。

PPP方式であるPFI方式、DBO/DB+O方式、DB方式及びECI方式の中では、DBO/DB+O方式、DB方式の想定工期が最も短いという評価結果となりました。

方式	想定工期	従来方式と比較して長くなる要因
従来方式	6年3カ月	—
PFI方式	6年6カ月	特定事業の選定、事業者選定
DBO/DB+O方式	6年5カ月	事業者選定
DB方式	6年5カ月	事業者選定
ECI方式	7年4カ月	設計者選定、施工予定者選定

イ 市場からの評価（整備手法に関する市場調査）

(7) 調査目的

本事業への民間事業者の参画意向等を把握することを目的とし、PPP/PFI事業の豊富な実績を有する設計、施工、ビル管理、図書館運営、科学館運営、金融機関等に対して、整備手法等に関する市場調査（アンケート調査）を行いました。

アンケート調査に当たっては、図書館、（仮称）未来館、市庁舎の各基本構想及び敷地条件やスケジュール等を示した上で調査しました。

(1) アンケート調査期間

平成31(2019)年2月7日から15日まで

(2) 送付対象者数・回答者数

- a 送付対象者 39社
- b 回答者数 28社（回収率71.8%）

分野	送付数	回答数	回収率
設計	7	6	85.7%
施工	11	10	90.9%
ビル管理	10	3	30.0%
図書館運営	2	1	50.0%
科学館運営	5	4	80.0%
金融機関	4	4	100.0%
計	39	28	71.8%

(3) 民間事業者からの事業方式に対する主な意見

- a 市が資金調達を行うことができない場合は、イニシャルコストの負担が小さく整備できることや財政負担の平準化を図ることができるPFI方式が望ましい。
- b 市が資金調達を行うことができる場合は、PFI方式よりも資金調達費用を抑えることができ、ライフサイクルコストを縮減することができるDBO/DB+O方式が望ましい。

(7) 整備手法の選定

定量的評価においては、DBO／DB＋O方式が4.9%、PFI方式が2.8%、DB方式が2.7%、ECI方式が1.3%のVFM⁷⁵が見込めるという結果となり、DBO、DB＋O方式が最も有利であるという結果となりました。

定性的評価においては、「できるだけ早期に整備できること」について各方式を比較し、また、市場調査を行った結果、PPP／PFI方式においては、PFI方式、DBO／DB＋O方式がふさわしい手法であるという評価結果となりました。

定量的・定性的な評価を行った結果、本市においては、市庁舎の建設又は改修に必要な経費に充てるために積立てを行っている厚木市庁舎建設等基金を有し、また、起債を活用することが可能であるなど、市による整備時の財源確保を見込むことができることから、PFI方式よりも財政負担の平準化を図ることができ、かつ、ライフサイクルコストを縮減することができるDBO／DB＋O方式が最もふさわしい手法であると言えます。

DBO方式又はDB＋O方式の選択については、いずれの方式も、市場調査の結果から、設計・施工と維持管理・運営を一括して発注するため、各事業者のノウハウを持ち寄ることができることやスケールメリット⁷⁶によるトータルコストの削減を見込むことができます。

DBO方式は、本事業においては、図書館、（仮称）未来館の運営や建物全体の維持管理など、業務が多岐にわたり必要な事業者が多いことから、事業体を構成しにくいというデメリットがあります。具体的には、設計・施工を請け負うことができる事業者は一定数あるものの、図書館や科学館の運営を行うことができる事業者については、過去の実績からも数が限られ、設計・施工と維持管理・運営を一括して発注する場合、事業者選定において十分な競争性が働く数の応募者を確保することが困難であることが見込まれます。

一方、DB＋O方式は、設計・施工と維持管理・運営を別発注するため、様々な管理・運営主体を選択肢として残すことができると言えます。

以上のことから、複合施設の整備手法は、

- ① 財政負担の平準化を図ること
- ② 民間活力を最大限いかすこと
- ③ 維持管理・運営の考え方を設計段階から反映すること
- ④ 様々な管理・運営主体を選択肢として残すこと

これらを可能とするDB＋O方式（設計・施工と維持管理・運営を別発注とする方式）を採用することとします。

複合施設の整備手法
複合施設の整備手法は、①財政負担の平準化を図ること、②民間活力を最大限いかすこと、③維持管理・運営の考え方を設計段階から反映すること、④様々な維持管理・運営主体を選択肢として残すこと、これらを可能とするDB＋O方式（設計・施工と維持管理・運営を別発注とする方式）を採用することとします。

⁷⁵ P77 参照

⁷⁶ P25 参照

3 複合施設の整備スケジュール（目標）

現段階の整備スケジュールは、令和7(2025)年度の竣工を目指します。

本市最大の公共建築物となる複合施設は、大規模建築工事の豊富な実績や経験、建築市場や建築技術に関する最新情報への精通度が事業の成果を大きく左右することから、限られた予算の範囲内において効率的に事業を実施するため、コンストラクション・マネジメント（発注者支援）業務を取り入れ、DB+O方式による施設整備を効率的かつ効果的に推進するための検討を行うものとします。

コンストラクション・マネジメント業務を通じて、維持管理・運営を見据えた設計を実施するとともに、基本設計と実施設計・施工を分離して発注する「基本設計先行型DB+O方式」と基本設計・実施設計・施工を一括して発注する「一括型DB+O方式」のいずれかの方式を民間事業者へのサウンディング調査を加えながら、検討します。

整備スケジュールについては、複合施設整備の基本理念「いい日々、いい時間。」や中町第2-2地区周辺整備方針が掲げる「第3の場所づくり サードプレイス」の実現を最優先とし、検討状況に応じて柔軟な見直しを行うこととします。詳細なスケジュールについては、今後の設計段階においても引き続き検討します。

		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
複合施設	基本設計							
	実施設計							
	建設工事							
	管理運営 業務の検討							
	移転作業							

※ 発注に係る準備期間を含みます。

※ 基本設計を実施設計と分離するか一括とするかは、民間事業者への調査の上、検討します。

※ 今後の検討状況によって、変更になる可能性があります。

第6章 周辺整備の考え方

1 周辺道路整備の考え方

2-2地区周辺において、路線バスの円滑な運行、歩行者や自転車の安全な動線確保、さらには新たな交通需要へ対応するため、「第8次厚木市道路整備三箇年計画（平成30(2018)年3月）」において、周辺の既存道路の拡幅や新規道路の整備に関する整備計画を次のとおり位置付けています。

今後、関係権利者と意見交換を図りながら、同計画の重点プロジェクト「中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業」を着実に実施し、複合施設への交通動線や周辺交通の円滑化、周辺商業施設への回遊性を確保します。

第8次厚木市道路整備三箇年計画（平成30(2018)年3月）引用
重点プロジェクト：中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業



2 周辺施設の整備スケジュール

本市の中心市街地の核である2-2地区周辺の特徴をいかし、将来変化に対応しながら本市のまちづくりの課題を解決するため、複合施設の整備後においても、基本計画の対象区域内の再整備に継続して取り組みます。

1 2-2地区周辺の特徴

- (1) 多くの人々が通勤や通学で訪れる本市の中心市街地の核となる区域
- (2) 様々な交通手段により容易なアクセスが可能な区域
- (3) 市民生活を支える充実した公共・民間施設が集積する区域

2 将来の社会環境の変化

- (1) 人口減少・超高齢社会の進展
- (2) 持続可能なにぎわいづくりの必要性
- (3) コンパクト・プラス・ネットワーク⁷⁷の推進

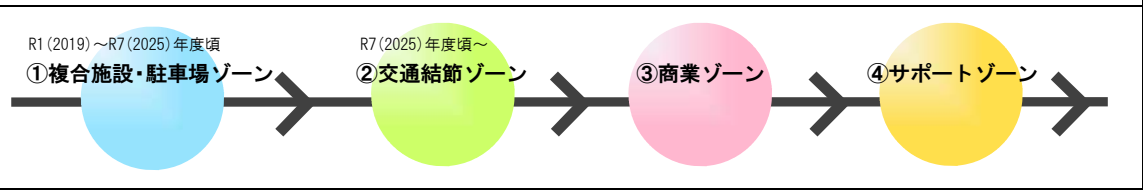
3 周辺の整備スケジュール



※ 本スケジュールは、今後の事業の進捗により変更する可能性があります。

⁷⁷ P11 参照

2-2 地区周辺整備スケジュール



(1) 複合施設・駐車場ゾーン

ア 現在立地する主な施設

- (ア) 中町一丁目第1自転車等駐車場・第2自転車駐車場
- (イ) 旧厚木保育所跡地
- (ウ) 保健福祉センター西側広場
- (エ) 中町立体駐車場
- (オ) 中町大型バス発着場

イ 再整備の考え方

中町立体駐車場を中町大型バス発着場の敷地を活用しながら複合施設の駐車場の一部として拡張整備した後、複合施設を整備します。

(2) 交通結節ゾーン

ア 現在立地する主な施設

- (ア) 厚木バスセンター(バス発着場部分及び人工地盤(厚木サンパーク)部分)
- (イ) 厚木シティプラザ
- (ウ) 本厚木駅前東口地下道

イ 再整備の考え方

現在の中央図書館及び子ども科学館の移転後に厚木シティプラザを解体し、厚木バスセンターの拡張用地や広場等として活用します。また、本厚木駅前東口地下道については、本厚木駅、厚木バスセンター、複合施設を地下レベルでも往来できるよう、厚木シティプラザの地下を活用し、複合施設までの延伸を検討します。

(3) 商業ゾーン

ア 現在立地する主な施設

- (ア) 厚木ガーデンシティビル

イ 再整備の考え方

厚木ガーデンシティビルの更新の際に、所有者の意向を確認しながら再整備の方向性を検討します。

(4) サポートゾーン

ア 現在立地する主な施設

- (ア) 保健福祉センター

イ 再整備の考え方

将来的な保健福祉センターの再整備に当たっては、周辺施設との連携性を考慮しながら、検討します。

3 周辺施設整備の考え方

3-1 中町一丁目第1自転車等駐車場・第2自転車駐車場

(1) 現状と課題

ア 現状



整備当時の目的	2－2地区の事業用地として取得し、事業着手までの間の暫定利用として自転車等駐車場を整備		
所在地	厚木市中町一丁目 717 番地 1　ほか		
供用開始年月	平成 14(2002)年 7 月（17 年）		
地域地区	商業地域 ⁷⁸ 、防火地域 ⁷⁹ 、駐車場整備地区 ⁸⁰		
敷地面積	2, 941 m ²		
法定建ぺい率	80%	法定容積率	400%
駐車台数	自転車	1, 900 台（定期 1, 700 台／一時 200 台）	
	原動機付自転車及び 自動二輪車（125cc 以下）	806 台（定期 728 台／一時 78 台）	
開場時間	24 時間		
所有者・管理運営	厚木市		

⁷⁸ P3 参照

⁷⁹ P3 参照

⁸⁰ P3 参照

イ 課題

- (7) 複合施設の整備に伴い、暫定利用として活用している自転車等駐車場機能の円滑な移転、廃止を進める必要があります。
- (1) 現在の定期利用者の皆様の代替施設を検討する必要があります。

(2) 今後の在り方

- ア 令和2(2020)年度に供用開始予定の旭町二丁目自転車等駐車場（旧厚木労働基準監督署跡地）や本厚木駅南口地区市街地再開発ビルの市営自転車等駐車場の整備と併せて、円滑な移転、廃止を進めます。
- イ 定期利用者の皆様の代替施設は、上記の二つの駐輪場のほか、既存の民間駐輪場の活用についても併せて検討します。
- ウ 移転、廃止後は、中町大型バス発着場や中町立体駐車場の再整備までの代替用地としての活用を検討します。
- エ 中町立体駐車場の再整備後は、複合施設の敷地の一部として利用します。

3-2 中町立体駐車場

(1) 現状と課題

ア 現状



整備当時の目的		市街地再開発事業による商業施設の出店に伴い、大型の立体駐車場を整備	
所在地		厚木市中町一丁目4番2号	
階数		地上5階	
竣工年月		昭和56(1981)年10月(築38年)	
構造		鉄骨造	
地域地区		商業地域 ⁸¹ 、防火地域 ⁸² 、駐車場整備地区 ⁸³	
敷地面積		3,758.97 m ²	
延べ床面積		14,670.39 m ²	
法定建ぺい率		80%	法定容積率 400%
施設構成	屋外	自動二輪車駐車場	
	1～5階	自動車駐車場	
駐車台数		550台	
開場時間		24時間	
利用状況		604,688台／年(平成30(2018)年度実績)	
所有権		土地：厚木市 建物：(公財)厚木市環境みどり公社	
管理運営		(公財)厚木市環境みどり公社	

⁸¹ P3 参照

⁸² P3 参照

⁸³ P3 参照

イ 課題

- (ア) 建設から 38 年を経過しており、今後、大規模改修や再整備を行う必要があります。
- (イ) 建設当時と比べ自動車の規格が大型化しており、近年整備された駐車場よりも高さや1台当たりの駐車スペースが狭い駐車場となっています。
- (ウ) 大規模小売店舗立地法の届出対象となる隣接商業施設の駐車場となっており、再整備に当たっては、関係機関や事業者との調整が必要になります。
- (エ) 複合施設の整備に伴い、更なる駐車場需要の増大に対応する必要があります。

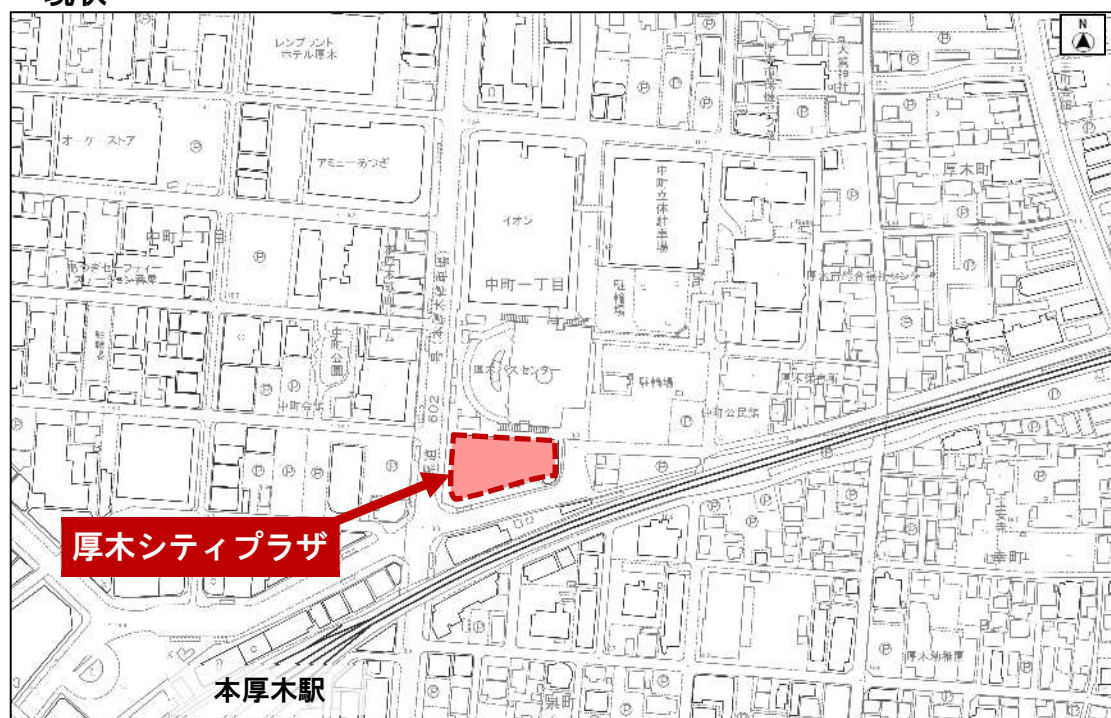
(2) 今後の在り方

- ア 上記の諸課題を解決するとともに、複合施設の駐車場の一部としての利用を可能にするため、建物を所有している管理運営事業者と協議しながら、複合施設の整備前に、中町大型バス発着場の敷地を含め、規模を拡張した建て替えの検討を進めます。

3-3 厚木シティプラザの在り方

(1) 現状と課題

ア 現状



整備当時の目的		利便性の高い新たなスタイルを提供するため、本厚木駅や商業施設に近接した位置に図書館を中心とする社会教育施設を市街地再開発事業として整備
所在地		厚木市中町一丁目1番3号
階数		地下1階、地上7階、塔屋2階
竣工年月		昭和59(1984)年10月(築35年)
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造
地域地区		商業地域 ⁸⁴ 、高度利用地区 ⁸⁵ 、防火地域 ⁸⁶ 、駐車場整備地区 ⁸⁷
敷地面積		2,209.31 m ²
延べ床面積		11,220.27 m ² (容積率の対象外の床を含む。)
法定建ぺい率		50% 法定容積率 500%
施設構成	8～9階	塔屋
	7階	子ども科学館
	6階	老人福祉センター寿荘、子ども科学館 ほか
	5階	老人福祉センター寿荘
	2～4階	中央図書館
	1階	商業施設、中央図書館 ほか
	地下1階	中央図書館
所有者		厚木市 ほか

⁸⁴ P3 参照

⁸⁵ P3 参照

⁸⁶ P3 参照

⁸⁷ P3 参照

寿 荘 部 分	延べ床面積	(専用部分) 約 660 m ²
	年間開館日数	359 日 (平成 30(2018) 年度実績)
	利用者数	113, 787 人／年 (平成 30(2018) 年度実績)
	開館時間	午前 9 時から午後 7 時まで
	管理運営	厚木市老人クラブ連合会及び(公財) 厚木市シルバー人材センター

イ 課題

- (ア) 建設から 35 年を経過しており、今後、維持管理費の増大が見込まれます。
- (イ) 1 階部分は、厚木市以外の複数の権利者が所有しているため、今後の在り方については、権利者との協議、調整が必要となります。
- (ウ) 現在の中央図書館及び子ども科学館については、複合施設へ移転する方針を定めていますが、老人福祉センター寿荘（以下「寿荘」といいます。）を含めたその他の施設の在り方について、検討する必要があります。

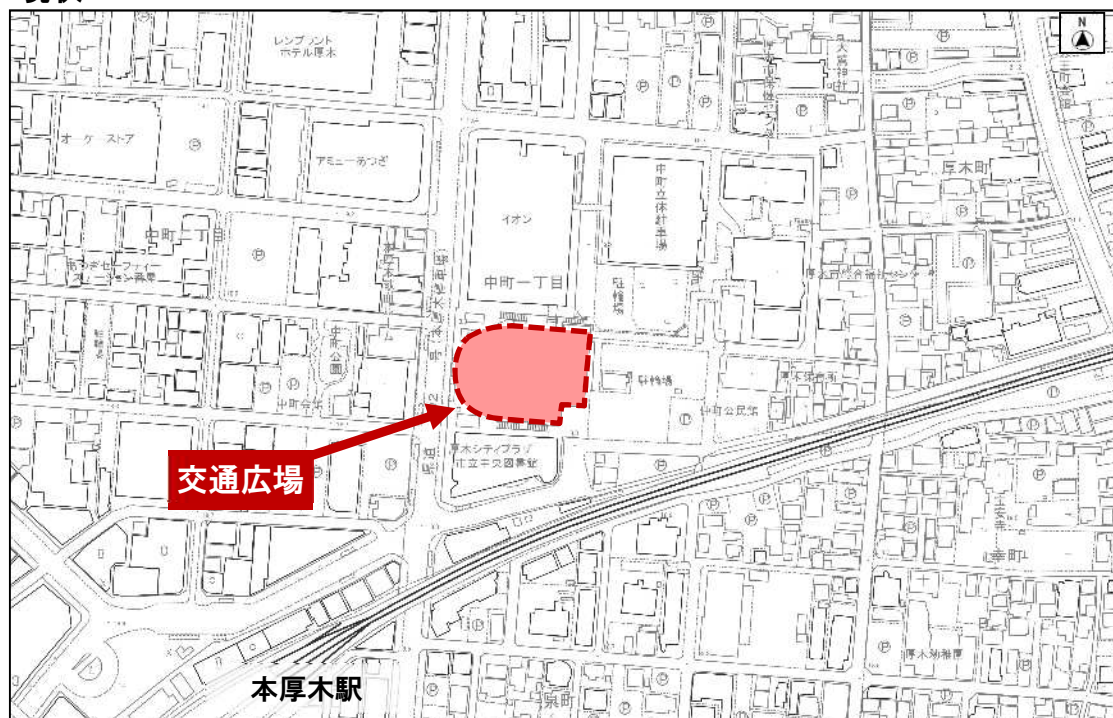
(2) 今後の在り方

- ア 権利者との意見調整を図りながら、現在の中央図書館及び子ども科学館の移転後は、厚木バスセンターが抱える課題の解決や本厚木駅から複合施設までのアクセス性の向上を図るため、建物を解体し、厚木バスセンターの拡張用地や広場等として活用します。
- イ 本厚木駅と複合施設とのアクセス性を高めるため、地下の活用を検討します。
- ウ 寿荘については、令和 2(2020) 年度に策定予定の「厚木市公共施設最適化基本計画」に基づく施設別の計画において今後の在り方を検討します。

3-4 交通広場

(1) 現状と課題

ア 現状



整備当時の目的	通勤通学人口の増大に対応するため、路線バスの発着場及び市民の皆様の憩いの場として交通広場を整備
竣工年月	昭和 59(1984)年 10 月（築 35 年）
面積	7,700 m ² （人工地盤広場 2,500 m ² を含む。）
運行本数／日	約 850 本／日（平成 30(2018)年調査）
乗車バスバース数	7 バース
降車バスバース数	1 バース

イ 都市計画の指定状況

都市計画道路名	施設名称	計画面積	
中町北停車場線	厚木バスセンター	7,700 m ²	
		バス発着場	5,200 m ²
		人工地盤広場（厚木サンパーク）	2,500 m ²

ウ 課題

- (ア) ピーク時の乗り場が不足しています。
- (イ) 路線バス乗車待機列と歩行者等の錯そうが見受けられます。
- (ウ) 厚木バスセンター出入口での歩行者等と路線バスの錯そうが見受けられます。
- (エ) 路線バスの待機場所が不足しています。
- (オ) 人工地盤広場（厚木サンパーク）の老朽化及び変化する利用者ニーズへの対応が必要となっています。
- (カ) バリアフリーへの対応、ユニバーサルデザイン⁸⁸の導入が必要となっています。

⁸⁸ P7 参照



バス発着場部分



人工地盤広場
(厚木サンパー)

(2) 今後の在り方

現在の課題を解決するため、厚木シティプラザの敷地活用や本厚木駅北口バス乗り場の再編を含めて、次の考え方により再整備を行います。

ア 路線バス乗り場の統一

イ 歩行者等の安全確保

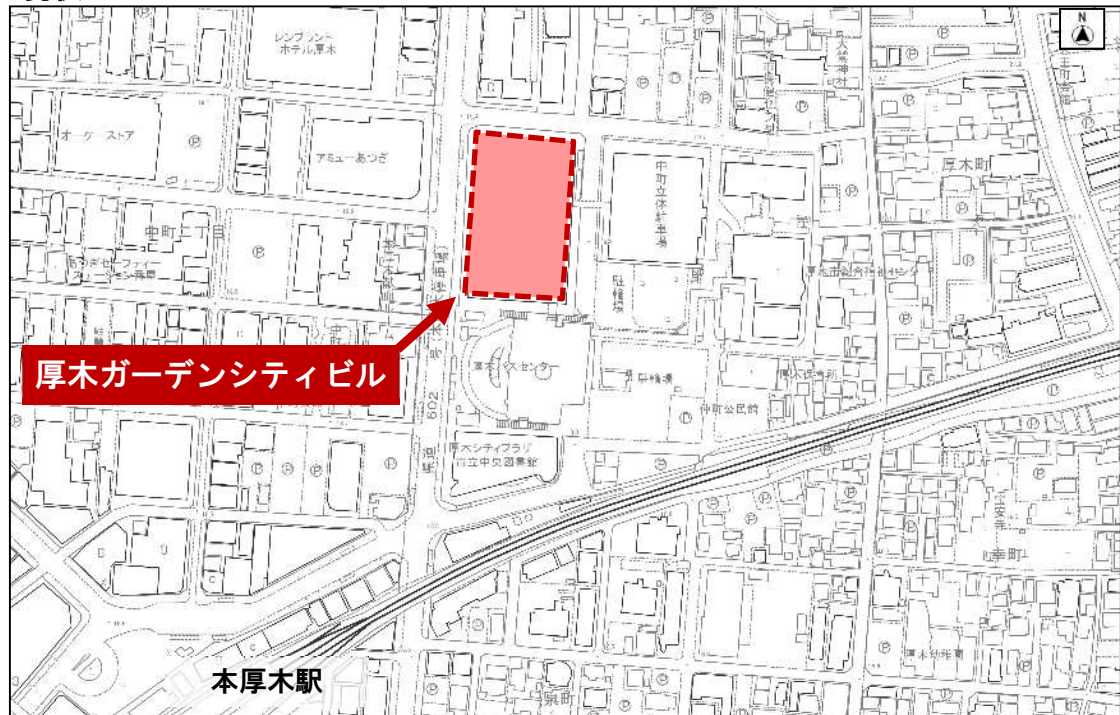
ウ 快適な路線バス待ち空間の創出

エ 調和のある空間整備 ほか

3-5 厚木ガーデンシティビル

(1) 現状と課題

ア 現状



整備当時の目的	本市全域の中心商業地とするため、生活利便施設にとどまらず、市民生活の情報と文化を高める施設を市街地再開発事業として整備		
所在地	厚木市中町一丁目5番10号		
階数	地下1階、地上8階、塔屋2階		
竣工年月	昭和56(1981)年12月(築38年)		
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造		
地域地区	商業地域 ⁸⁹ 、高度利用地区 ⁹⁰ 、防火地域 ⁹¹ 、駐車場整備地区 ⁹²		
敷地面積	7,391.04 m ²		
延べ床面積	37,066.71 m ²		
法定建ぺい率	50%	法定容積率	500%
施設構成 (地下1階~8階)	小売店舗、飲食店、カルチャー教室、学習塾、医療施設、金融機関、パスポートセンター など		
所有者	民間事業者、厚木市 ほか		

イ 課題

- (7) 建設から38年を経過しており、積極的な設備投資を進めていますが、将来的には再整備を検討する必要があります。
- (1) 民間ビル管理会社、厚木市のほか、複数の権利者が所有しており、今後の在り方の検討については権利者との協議、調整が必要となります。

(2) 今後の在り方

- ア 所有者であり運営者でもある民間ビル管理会社からは、当面は商業施設としての運営を継続するという意向を確認していますが、将来的な再整備に当たっては、民間ビル管理会社の意向と本市の考え方の意見調整を図りながら、検討します。

⁸⁹ P3 参照

⁹⁰ P3 参照

⁹¹ P3 参照

⁹² P3 参照

3-6 保健福祉センター

(1) 現状と課題

ア 現状



整備当時の目的		保健の向上及び福祉の増進を図るための総合的な施設として整備 ※ 平成 29(2017)年 4 月、当時の総合福祉センターに隣接する旧保健センター機能を統合し、保健福祉センターとして、保健・医療・福祉が連携した拠点を再整備	
所在地		厚木市中町一丁目 4 番 1 号	
階数		地下 1 階、地上 7 階	
竣工年月		平成 2(1990)年 9 月 (築 29 年)	
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造	
地域地区		商業地域 ⁹³ 、防火地域 ⁹⁴ 、駐車場整備地区 ⁹⁵	
敷地面積		4,170.51 m ² (中町大型バス発着場を除く。)	
延べ床面積		11,465.56 m ²	
法定建ぺい率		80%	法定容積率 400%
施設構成	7 階	屋上広場	
	6 階	ホール (定員 400 人)、水浴訓練室	
	5 階	会議室、事務室、社会福祉協議会、権利擁護支援センター ほか	
	4 階	ボランティアセンター ほか	
	3 階	保健センター	
	2 階	事務室、厚木市障がい者基幹相談支援センター ほか	
	1 階	事務室、喫茶・売店、歯科保健センター ほか	
地下 1 階		駐車場、厚木地区保護司会更生保護サポートセンター	
所有者		厚木市	

⁹³ P3 参照

⁹⁴ P3 参照

⁹⁵ P3 参照

イ 課題

- (7) 複合施設の建設に伴い、必要な改修・修繕等が生じる可能性があります。
- (1) 利用者の皆様の利便性向上のため、複合施設とのアクセス性を高める工夫を検討する必要があります。
- (ウ) 複合施設の整備と併せて、旧寿荘跡地を利用している保健福祉センターの関係車両の駐車スペースの代替用地を検討する必要があります。

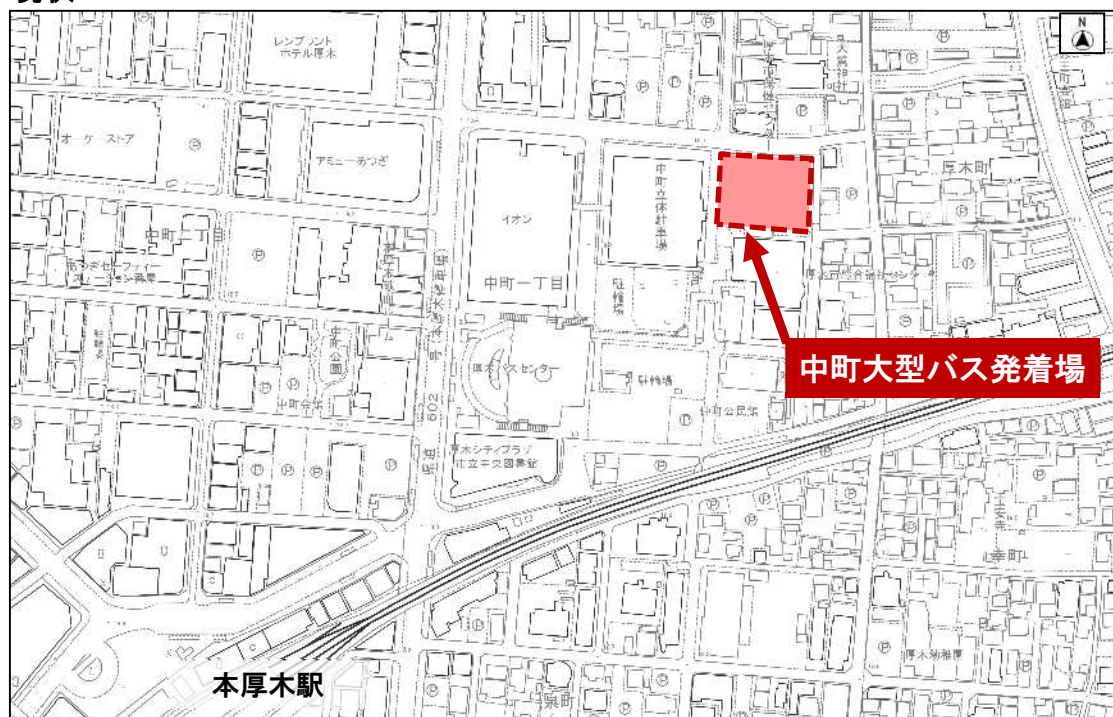
(2) 今後の在り方

- ア 施設の長寿命化を図りながら、引き続き、保健・医療・福祉の総合的な拠点として活用します。
- イ 利用者の皆様の利便性や施設機能の向上を図るため、複合施設の整備と併せて、保健福祉センターの施設構成の見直しを検討します。
- ウ 将来的な保健福祉センターの再整備に当たっては、周辺施設との連携性を考慮しながら、検討します。

3-7 中町大型バス発着場

(1) 現状と課題

ア 現状



整備当時の目的	旧保健センター敷地に現在の保健福祉センターの検診車両、本厚木駅周辺に点在する企業・大学の送迎バスや観光バスなどを集約するため、保健福祉センターの将来的な再整備までの間の暫定利用として整備		
所在地	厚木市中町一丁目4番3号		
供用開始年月	平成30(2018)年4月(1年)		
地域地区	商業地域 ⁹⁶ 、防火地域 ⁹⁷ 、駐車場整備地区 ⁹⁸		
敷地面積	約1,575 m ²		
法定建ぺい率	80%	法定容積率	400%
駐車台数	大型バス9台、検診車3台		
開場時間	午前6時から午後10時まで (令和2(2020)年2月から、午前5時から翌午前2時までに変更予定)		
利用状況	6,670台/年(平成30(2018)年度)		
所有者	厚木市		
管理運営	(一社)厚木市観光協会及び厚木市		

イ 課題

- (ア) 当該地を利用していない企業バスや観光バスなどの更なる利用促進を図る必要があります。
- (イ) 2-2地区周辺の施設との一体的な活用方法を検討する必要があります。

(2) 今後の在り方

- ア 中町立体駐車場の再整備と併せて、活用方法を検討します。

⁹⁶ P3 参照

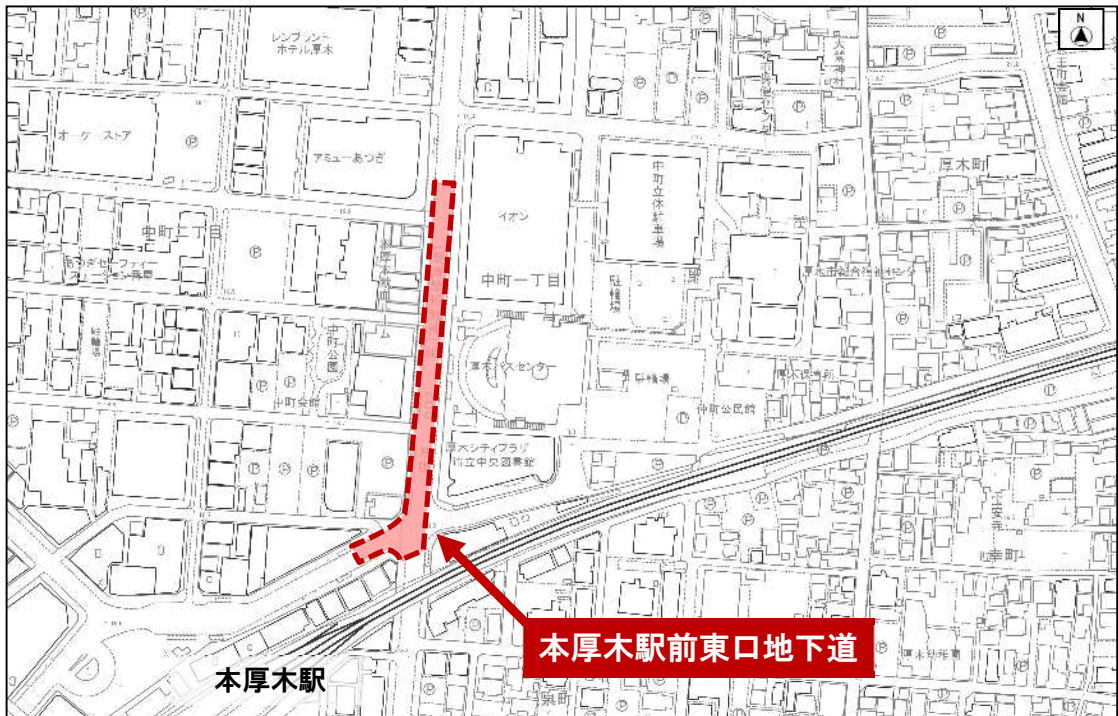
⁹⁷ P3 参照

⁹⁸ P3 参照

3-8 本厚木駅前東口地下道

(1) 現状と課題

ア 現状



整備当時の目的	本厚木駅周辺から交通広場へ往来する歩行者のための安全施設として整備
認定路線	市道A-1号線
建設年	昭和57(1982)年(38年) ※ 平成4(1992)年に延伸
総延長	236m ※ 昭和57(1982)年当時は160m
幅員	8~13.5m
出入口	15箇所
開放時間	午前5時30分から午後11時20分頃
管理	厚木市

イ 課題

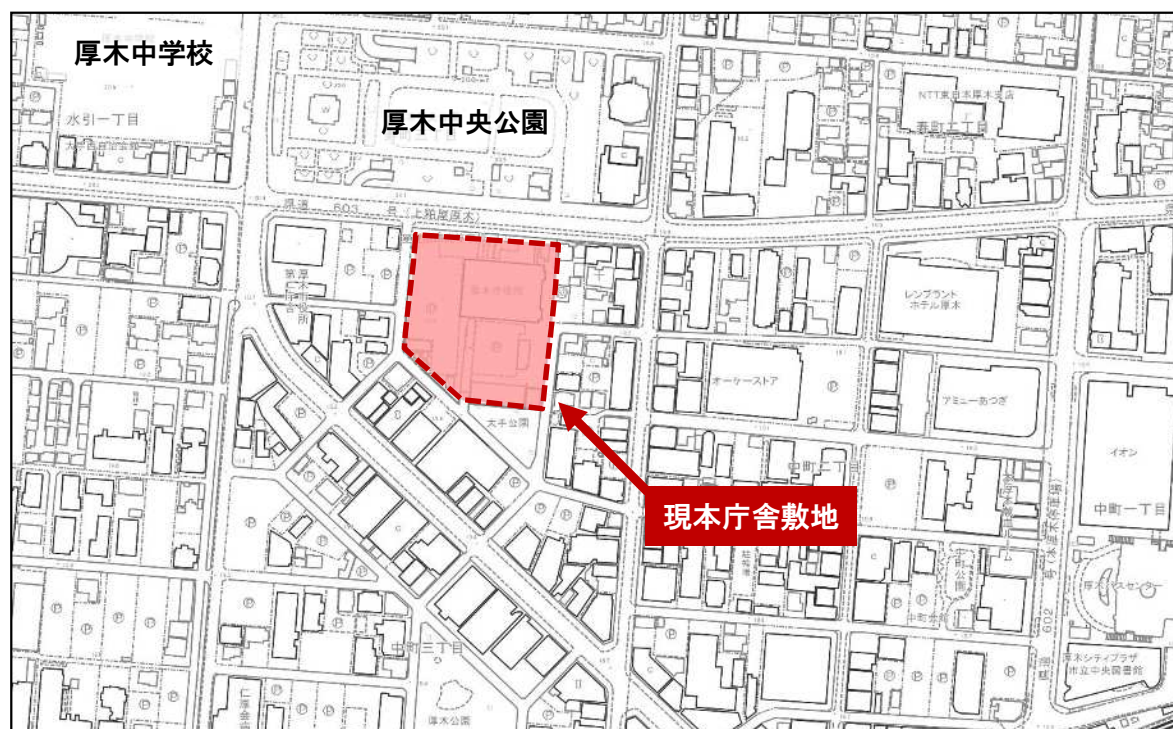
- (ア) 関係法令の規制により地下街としての利用はできない構造となっています。
- (イ) 中心市街地の歩行者の回遊性を高めるため、本厚木駅前東口地下道（以下「地下道」といいます。）の更なる利用促進を図る必要があります。
- (ウ) 地下道から本厚木駅や周辺施設へのアクセス性を高めるため、バリアフリーへの対応を進める必要があります。

(2) 今後の在り方

- ア 本厚木駅、厚木バスセンター、複合施設を地下レベルでも往来できるように、厚木シティプラザの地下を活用し、複合施設までの延伸を検討します。
- イ 中心市街地の回遊性を向上させるため、バリアフリーへの対応や分かりやすい案内サインの充実などのリニューアルを検討します。
- ウ 適切なメンテナンスにより長寿命化を図るとともに、将来的な全面改修について検討します。

4 現本庁舎敷地の跡地利用の考え方

(1) 現本庁舎敷地の現状



所在地	厚木市中町三丁目 17 番 17 号		
地域地区	商業地域 ⁹⁹ 、防火地域 ¹⁰⁰ 、駐車場整備地区 ¹⁰¹		
敷地面積	8,684.30 m ²		
法定建ぺい率	80%	法定容積率	500%

(2) 現本庁舎敷地の跡地利用の考え方

現本庁舎敷地は、中心市街地の数少ない一団の市有地であることから、市庁舎の移転後は、本市のまちづくりの課題解決に寄与する活用方法について検討する必要があります。

中心市街地の回遊性の向上、中央公園地下駐車場等の既存インフラの有効活用、コンパクト・プラス・ネットワーク¹⁰²の形成促進、安心・安全の強化等のまちづくりを推進するため、市庁舎の移転、現本庁舎の解体後に、消防施設や文化施設などの公共施設の移転先としての活用を検討します。

⁹⁹ P3 参照

¹⁰⁰ P3 参照

¹⁰¹ P3 参照

¹⁰² P11 参照

その他参考資料

1 基本計画策定に向けた検討経過

1-1 市民の皆様との検討

- (1) 厚木市複合施設等整備検討委員会（委員数：25人）
開催日：平成30(2018)年11月30日、平成31(2019)年1月8日、2月4日、
3月27日、4月23日、令和元(2019)年5月16日、6月14日、11月11日
- (2) 厚木市図書館協議会（委員数：6人）
開催日：平成30(2018)年7月23日、11月5日、平成31(2019)年1月18日、
3月22日、令和元(2019)年7月16日、10月24日
- (3) 厚木市子ども育成推進委員会（委員数：10人）
開催日：平成30(2018)年10月11日
- (4) 複合施設等の整備に関する市民アンケート
実施期間：平成31(2019)年1月25日～2月8日
対象：無作為抽出15歳以上の男女4,000人
回答数：1,544人（回答率38.6%）
- (5) （仮称）こども未来館基本計画策定に係るワークショップ
開催日：平成31(2019)年3月27日
参加人数：9人
- (6) 第1回複合施設の整備に向けたワークショップ
開催日：平成31(2019)年4月21日
参加人数：23人
- (7) 第2回複合施設の整備に向けたワークショップ
開催日：令和元(2019)年5月12日
参加人数：25人
- (8) 第1回複合施設等の整備に関する基本的な考え方に係る意見交換会
開催日：令和元(2019)年6月14日
参加人数：62人
- (9) 第2回複合施設等の整備に関する基本的な考え方に係る意見交換会
開催日：令和元(2019)年6月15日
参加人数：45人
- (10) その他各団体との意見交換会
開催回数：28回
参加人数：述べ約640人
 - ア あつぎ環境市民の会
 - イ 厚木市身体障害者福祉協会
 - ウ 厚木市老人クラブ連合会（2回）
 - エ すみよい厚木のまちづくりを考える会
 - オ 厚木北地区自治会及び公民館運営委員会
 - カ 厚木愛甲地域連合
 - キ 厚木市立小中学校PTA連絡協議会（2回）
 - ク 厚木商工会議所
 - ケ 厚木市消防団
 - コ 厚木市各地区自治会連絡協議会（15回）
 - サ 厚木市民まちづくりチーム（2回）
- (11) 厚木市複合施設等整備基本計画（案）に対するパブリックコメント
実施期間：令和元(2019)年10月21日～11月29日
意見提出件数：176人・16団体、635件

1-2 市議会との検討

(1) 新庁舎建設特別委員会等【理事者出席分のみ】

開催日：平成 30(2018)年 12 月 14 日、平成 31(2019)年 1 月 15 日、
令和元(2019)年 5 月 21 日

(2) 中心市街地活性化検討協議会【理事者出席分のみ】

開催日：平成 30(2018)年 11 月 29 日、平成 31(2019)年 1 月 21 日、
令和元(2019)年 5 月 21 日

(3) 中心市街地活性化特別委員会等【理事者出席分のみ】

開催日：令和元(2019)年 8 月 8 日、10 月 21 日、令和 2(2020)年 1 月 8 日

1-3 国県等の行政機関との検討

(1) 国等・関係施設との協議 【平成 30(2018)年 9 月以降 9 回】

(2) 神奈川県・関係施設との協議 【平成 30(2018)年 9 月以降 11 回】

1-4 庁内における検討

(1) 複合施設等庁内検討委員会（部長職）

開催日：平成 30(2018)年 12 月 25 日、平成 31(2019)年 1 月 31 日、3 月 20 日、
4 月 18 日、令和元(2019)年 6 月 13 日、8 月 26 日、9 月 30 日、12 月 13 日

(2) 複合施設等庁内検討委員会幹事会（課長職）

開催日：平成 30(2018)年 12 月 21 日、平成 31(2019)年 1 月 29 日、
3 月 13 日、令和元(2019)年 6 月 12 日、8 月 23 日

(3) 複合施設等庁内検討委員会 窓口・執務検討分科会（係長職及び公募職員）

開催日：平成 31(2019)年 3 月 22 日

(4) 複合施設等庁内検討委員会 安心・安全検討分科会（係長職及び公募職員）

開催日：平成 31(2019)年 3 月 22 日

(5) 複合施設等庁内検討委員会 環境・にぎわい検討分科会（係長職及び公募職員）

開催日：平成 31(2019)年 3 月 22 日

(6) PPP／PFI 検討委員会

開催日：平成 30(2018)年 10 月 24 日、平成 31(2019)年 1 月 7 日、2 月 7 日

(7) オフィス環境調査

実施期間：平成 30(2018)年 11 月～平成 31(2019)年 3 月

調査内容：レイアウト調査、アンケート調査、文書量調査、会議室利用調査

(8) 施設利用者数調査

実施期間：平成 31(2019)年 2 月～3 月

調査対象施設：本庁舎、第二庁舎、中央図書館、子ども科学館

(9) 複合施設等整備基本計画（素案）に対する職員意見募集

実施期間：令和元(2019)年 9 月 20 日～30 日

(10) 統括政策調整会議

開催日：令和元(2019)年 5 月 7 日、令和元(2019)年 10 月 1 日、12 月 17 日

(11) 経営会議

開催日：令和元(2019)年 6 月 4 日、令和元(2019)年 10 月 8 日、18 日、12 月 24 日

2 複合施設等の整備に関するアンケート調査

(1) 調査目的

2－2地区周辺に整備を予定している図書館、（仮称）未来館、市庁舎等からなる複合施設の整備に向けた計画策定に向けて、広く市民の皆様から意見を聴くため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

平成31(2019)年1月7日現在の住民基本台帳人口から、無作為に抽出した15歳以上の男女4,000人（外国人を含む。）

(3) 調査期間

平成31(2019)年1月25日から2月8日まで

(4) 回答人数

1,544人（回答率：38.6%）

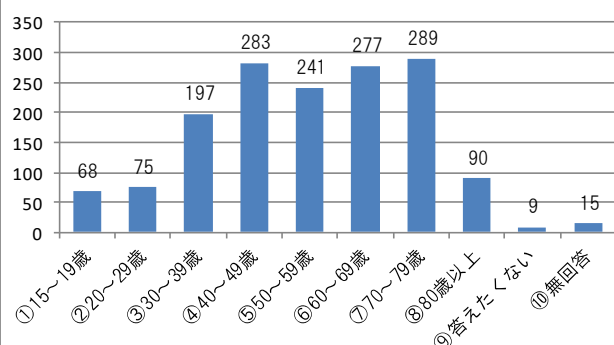
(5) 回答結果

次頁のとおり

1 あなた自身に関することについて教えてください。

Q1 あなたの年齢は。(1つに○)

あなたの年齢は。

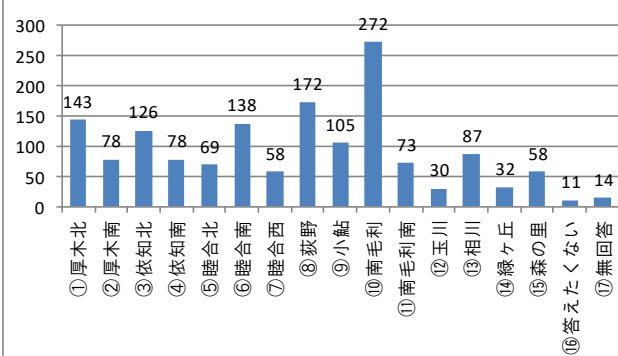


回答	人数	回答割合	本市割合
①15～19歳	68	4.4%	5.6%
②20～29歳	75	4.9%	12.5%
③30～39歳	197	12.8%	13.7%
④40～49歳	283	18.3%	18.9%
⑤50～59歳	241	15.6%	14.6%
⑥60～69歳	277	17.9%	14.3%
⑦70～79歳	289	18.7%	13.5%
⑧80歳以上	90	5.8%	6.7%
⑨答えたくない	9	0.6%	—
⑩無回答	15	1.0%	—
計	1,544	100.0%	100.0%

「20～29歳」の回答割合が低く、「70～79歳」の回答割合が高くなっていますが、極端に特定の世代に偏ることなく、概ね、本市の年齢構成に近い回答割合となっています。

Q2 あなたのお住まいは。(1つに○)

あなたのお住まいは。

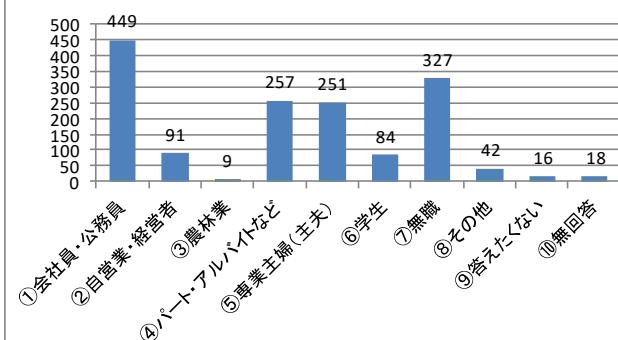


回答	人数	回答割合	本市割合
①厚木北	143	9.3%	10.2%
②厚木南	78	5.1%	4.9%
③依知北	126	8.2%	7.8%
④依知南	78	5.1%	5.7%
⑤睦合北	69	4.5%	4.7%
⑥睦合南	138	8.9%	8.8%
⑦睦合西	58	3.8%	4.4%
⑧荻野	172	11.1%	11.8%
⑨小鮎	105	6.8%	6.4%
⑩南毛利	272	17.6%	17.5%
⑪南毛利南	73	4.7%	5.0%
⑫玉川	30	1.9%	1.6%
⑬相川	87	5.6%	6.3%
⑭緑ヶ丘	32	2.1%	2.0%
⑮森の里	58	3.8%	2.8%
⑯答えたくない	11	0.7%	—
⑰無回答	14	0.9%	—
計	1,544	100.0%	100.0%

本市全体の地区別の人口構成と回答割合を比較すると概ね、本市の地区別の人口構成に近い回答割合となっています。

Q3 あなたの職業は。(1つに○)

あなたの職業は。



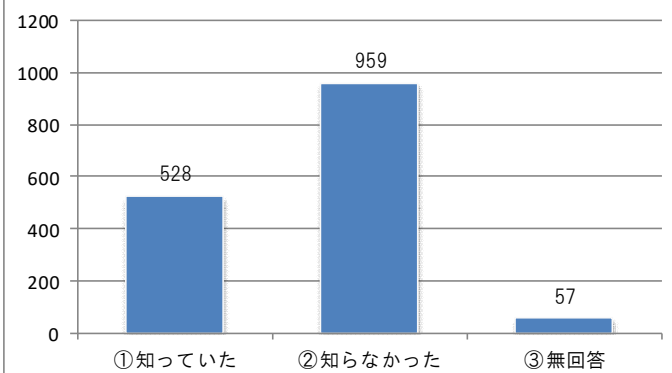
回答	人数	回答割合
①会社員・公務員	449	29.1%
②自営業・経営者	91	5.9%
③農林業	9	0.6%
④パート・アルバイトなど	257	16.6%
⑤専業主婦(主夫)	251	16.3%
⑥学生	84	5.4%
⑦無職	327	21.2%
⑧その他	42	2.7%
⑨答えたくない	16	1.0%
⑩無回答	18	1.2%
計	1,544	100.0%

「会社員・公務員」、「無職」、「パート・アルバイトなど」の順に回答割合が高くなっています。

2 複合施設などについて、あなたのお考えを教えてください。

Q1 本厚木駅東口の厚木バスセンター東側の中町第2-2地区において、図書館、（仮称）こども未来館と市庁舎などを複合施設として整備していく方針があることを知っていましたか。（1つに○）

複合施設整備の認知度

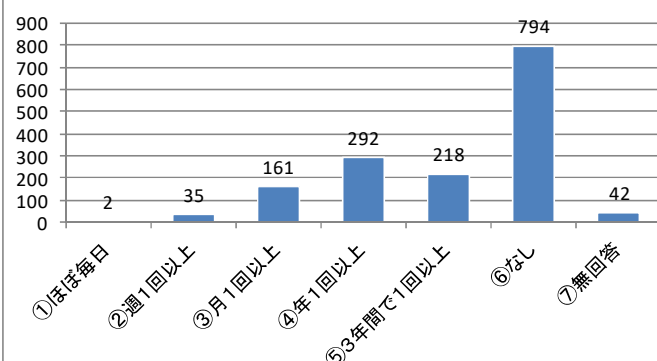


回答	人数	回答割合
①知っていた	528	34.2%
②知らなかった	959	62.1%
③無回答	57	3.7%
計	1,544	100.0%

複合施設の整備に対する認知度は、34.2%となっています。無回答を除いても、35.5%にとどまっていることから、基本計画策定以降についても、市民の皆様への認知度を向上させていくため、同調査は、基本計画策定以降も継続して調査する方法を検討していきます。

Q 2-1 現在の中央図書館へ過去3年間に訪れた回数は。(1つに○)

図書館への来館頻度

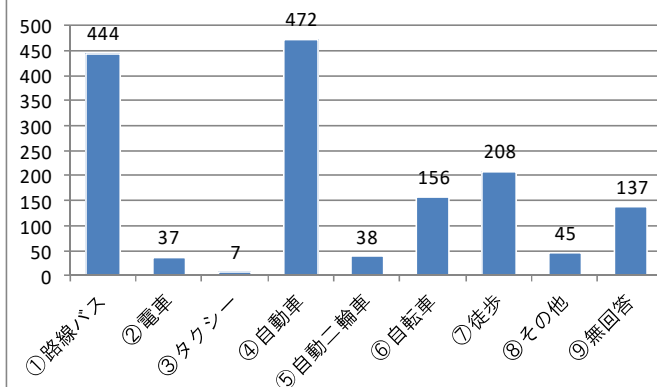


回答	人数	回答割合
①ほぼ毎日	2	0.1%
②週1回以上	35	2.3%
③月1回以上	161	10.4%
④年1回以上	292	18.9%
⑤3年間で1回以上	218	14.1%
⑥なし	794	51.4%
⑦無回答	42	2.7%
計	1,544	100.0%

半数以上の市民の皆様が過去3年間に1度も中央図書館を訪れていない状況です。

Q 2-2 現在の中央図書館への主な交通手段は。(1つに○)

図書館への交通手段

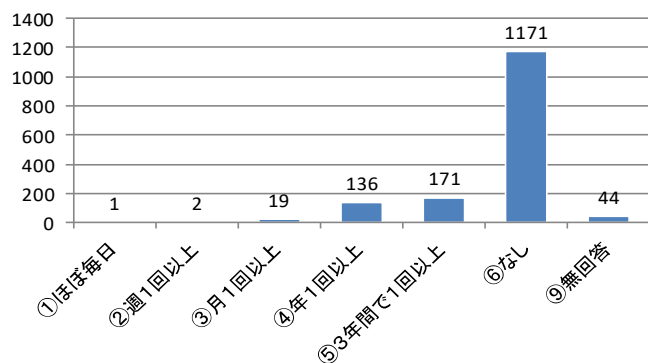


回答	人数	回答割合
①路線バス	444	28.8%
②電車	37	2.4%
③タクシー	7	0.5%
④自動車	472	30.6%
⑤自動二輪車	38	2.5%
⑥自転車	156	10.1%
⑦徒歩	208	13.5%
⑧その他	45	2.9%
⑨無回答	137	8.9%
計	1,544	100.0%

中央図書館を訪れる交通手段は、主に「自動車 (30.6%)」、「路線バス (28.8%)」となっています。

Q3-1 現在の子ども科学館へ過去3年間に訪れた回数は。(1つに○)

科学館への来館頻度

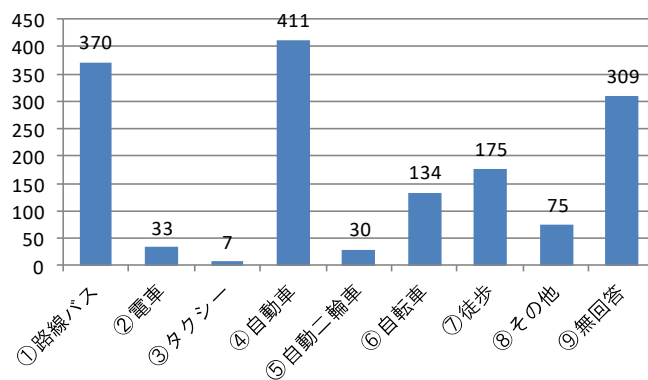


回答	人数	回答割合
①ほぼ毎日	1	0.1%
②週1回以上	2	0.1%
③月1回以上	19	1.2%
④年1回以上	136	8.8%
⑤3年間で1回以上	171	11.1%
⑥なし	1,171	75.8%
⑦無回答	44	2.8%
計	1,544	100.0%

「なし (75.8%)」が最も多く、4分の3以上の市民の皆様が過去3年間に1度も子ども科学館を訪れていない状況です。

Q3-2 現在の子ども科学館への主な交通手段は。(1つに○)

科学館への交通手段

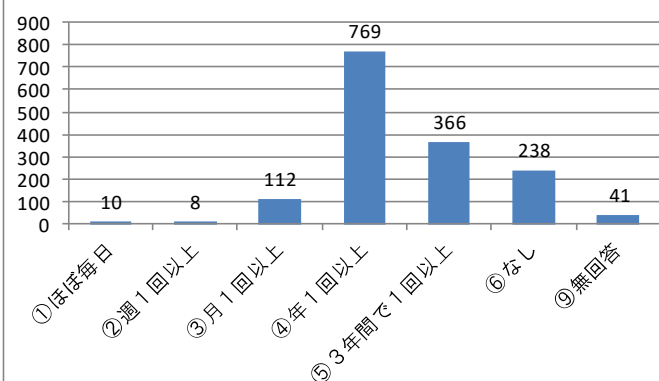


回答	人数	回答割合
①路線バス	370	24.0%
②電車	33	2.1%
③タクシー	7	0.5%
④自動車	411	26.6%
⑤自動二輪車	30	1.9%
⑥自転車	134	8.7%
⑦徒歩	175	11.3%
⑧その他	75	4.9%
⑨無回答	309	20.0%
計	1,544	100.0%

子ども科学館を訪れる交通手段は、主に「自動車 (26.6%)」、「路線バス (24.0%)」となっています。回答者の中には、「行ったことはなくても、行くとすれば」ということで回答をいただいた方もいます。

Q 4 - 1 現在の市庁舎（本庁舎及び第二庁舎）へ過去3年間に訪れた回数は。（1つに○）

市庁舎への来館頻度

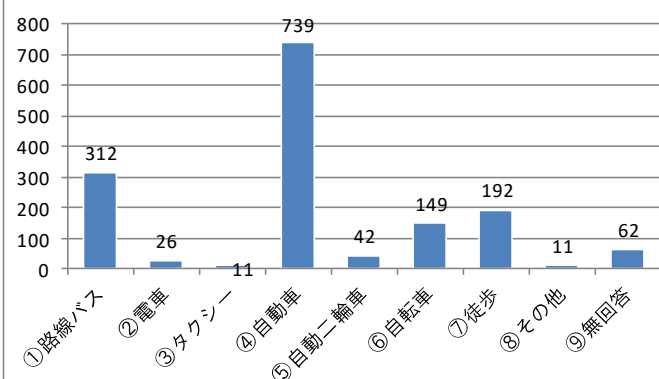


回答	人数	回答割合
①ほぼ毎日	10	0.6%
②週1回以上	8	0.5%
③月1回以上	112	7.3%
④年1回以上	769	49.8%
⑤3年間で1回以上	366	23.7%
⑥なし	238	15.4%
⑦無回答	41	2.7%
計	1,544	100.0%

半数以上（58.2%）の市民の皆様が年に1回以上、市庁舎を訪れている状況です。

Q 4 - 2 現在の市庁舎（本庁舎及び第二庁舎）への主な交通手段は。（1つに○）

市庁舎への交通手段

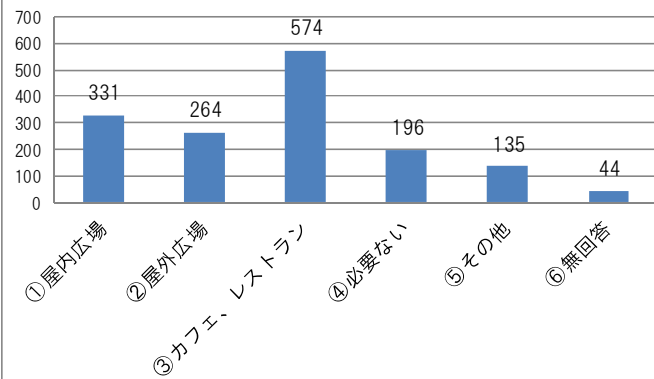


回答	人数	回答割合
①路線バス	312	20.2%
②電車	26	1.7%
③タクシー	11	0.7%
④自動車	739	47.9%
⑤自動二輪車	42	2.7%
⑥自転車	149	9.7%
⑦徒歩	192	12.4%
⑧その他	11	0.7%
⑨無回答	62	4.0%
計	1,544	100.0%

市庁舎を訪れる交通手段は、約半数が「自動車（47.9%）」、次いで「路線バス（20.2%）」となっています。

Q5 複合施設には、図書館や市庁舎以外にも、様々な世代の市民の皆様が気軽に立ち寄り、愛される交流機能を整備していくことを目指しています。次の交流機能のうち、あなたが最も必要だと思うものはどれですか。（1つに○）

複合施設に望む交流機能は。

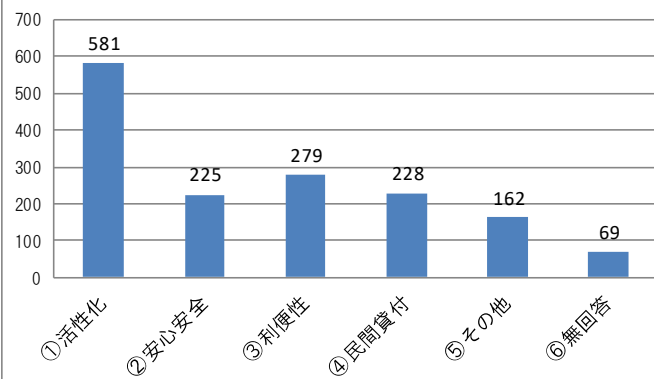


回答	人数	回答割合
①屋内広場	331	21.4%
②屋外広場	264	17.1%
③カフェ、レストラン	574	37.2%
④必要ない	196	12.7%
⑤その他	135	8.7%
⑥無回答	44	2.8%
計	1,544	100.0%

複合施設に望む交流機能は、「カフェ、レストラン」が最も多く（37.2%）、次いで「屋内広場（21.4%）」となっています。また、「その他」として「市民交流プラザとの重複を避けるべき」という意見も多くありました。

Q6 市庁舎が移転した場合、現本庁舎敷地は、まちづくりの課題解決を図るための活用を検討することとしています。市庁舎が移転した場合の現本庁舎敷地は、どのように活用したらよいと思いますか。（1つに○）

本庁舎敷地の利用方法は。



回答	人数	回答割合
①活性化	581	37.6%
②安心安全	225	14.6%
③利便性	279	18.1%
④民間貸付	228	14.8%
⑤その他	162	10.5%
⑥無回答	69	4.5%
計	1,544	100.0%

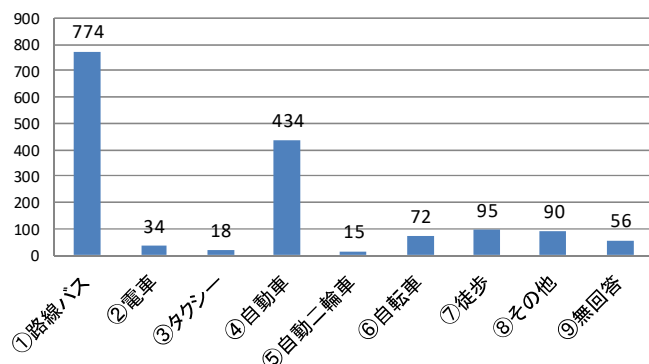
現本庁舎敷地は、「まちの活性化につながる活用（37.6%）」が最も多い結果となっています。具体的な意見として主なものは、次のような意見が多くありました。

- ・文化会館
- ・大型商業施設
- ・映画館、スーパー銭湯などの娯楽施設
- ・ジム、トレーニングルーム、運動場などのスポーツ施設

また、「市庁舎の移転に反対」という意見もありました。

Q7 子どもからお年寄りまで、多くの市民の皆様が訪れやすい複合施設とするために、最も重視する交通手段はどれですか。（1つに○）

複合施設への重視する交通手段は。



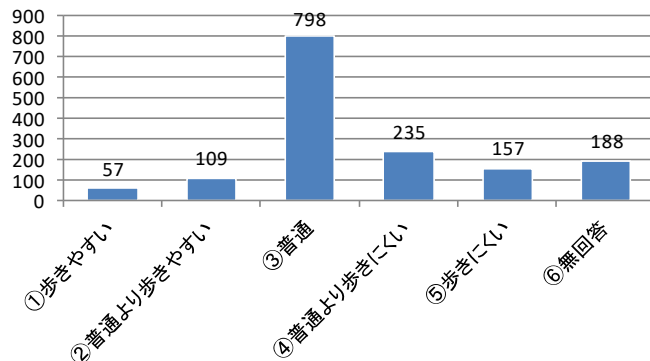
回答	人数	回答割合
①路線バス	774	50.1%
②電車	34	2.2%
③タクシー	18	1.2%
④自動車	434	28.1%
⑤自動二輪車	15	1.0%
⑥自転車	72	4.7%
⑦徒歩	95	6.2%
⑧その他	90	5.8%
⑨無回答	12	0.8%
計	1,544	100.0%

図書館、子ども科学館及び市庁舎への交通手段は、どの施設も「自動車」が最も多くなっていますが、新たな複合施設への重視する交通手段は、「路線バス（50.1%）」が最も多く、次いで「自動車（28.1%）」となっています。あらゆる世代で公共交通の重要性を認識しているものの、現状は、自動車を利用している状況を窺い知ることができます。しかしながら、今後の急激な高齢化を考慮すると公共交通の利便性の確保が非常に重要になってくると考えられます。

Q 8 現在の厚木バスセンターを利用して、感じることは。（それぞれ1つに○）

Q 8-1 歩道の歩きやすさ

バスセンター ～歩きやすさは。

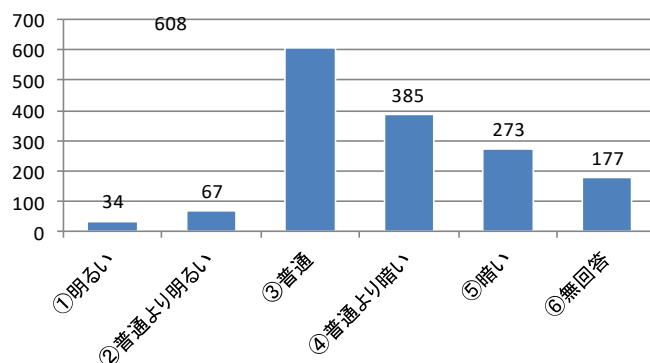


回答	人数	回答割合
①歩きやすい	57	3.7%
②普通より歩きやすい	109	7.1%
③普通	798	51.7%
④普通より歩きにくい	235	15.2%
⑤歩きにくい	157	10.2%
⑥無回答	188	12.2%
計	1,544	100.0%

「普通」を除くと「普通より歩きにくい（15.2%）」又は「歩きにくい（10.2%）」となっています。

Q 8-2 明るさ

バスセンター ～明るさは。

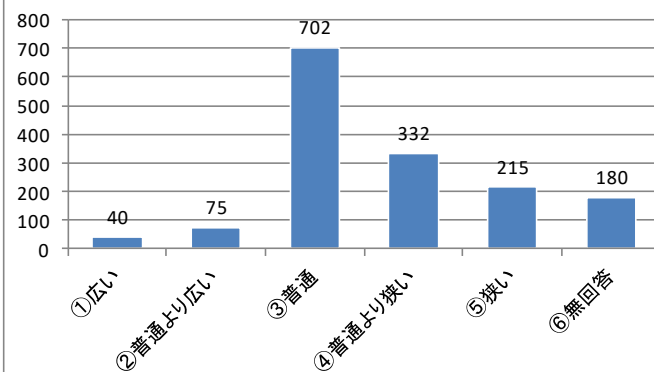


回答	人数	回答割合
①明るい	34	2.2%
②普通より明るい	67	4.3%
③普通	608	39.4%
④普通より暗い	385	24.9%
⑤暗い	273	17.7%
⑥無回答	177	11.5%
計	1,544	100.0%

「普通」を除くと「普通より暗い（24.9%）」又は「暗い（17.7%）」となっています。

Q 8-3 バスを待つ場所の広さ

バスセンター ～広さは。



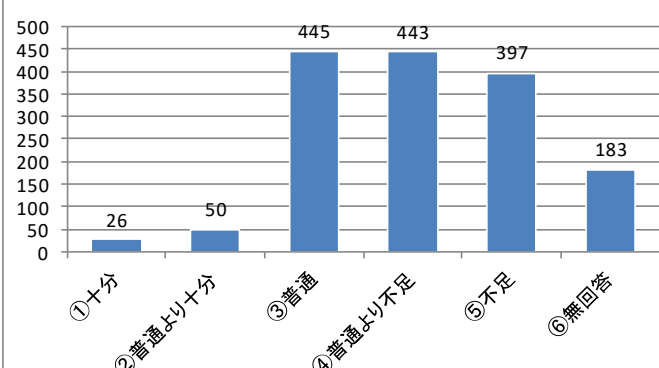
回答	人数	回答割合
①広い	40	2.6%
②普通より広い	75	4.9%
③普通	702	45.5%
④普通より狭い	332	21.5%
⑤狭い	215	13.9%
⑥無回答	180	11.7%
計	1,544	100.0%

「普通」を除くと「普通より狭い（21.5%）」又は「狭い（13.9%）」となっています。

Q 8 現在の厚木バスセンターを利用して、感じることは。（それぞれ1つに○）

Q 8-4 ベンチや雨よけなどバス待ち環境の設備

バスセンター ～バス待ち環境は。

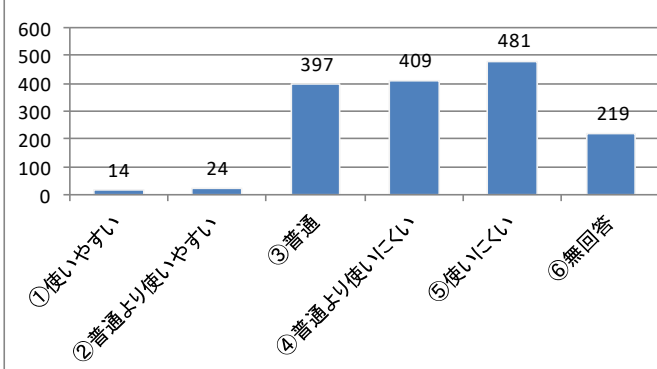


回答	人数	回答割合
①十分	26	1.7%
②普通より十分	50	3.2%
③普通	445	28.8%
④普通より不足	443	28.7%
⑤不足	397	25.7%
⑥無回答	183	11.9%
計	1,544	100.0%

「普通」を除くと「普通より不足（28.7%）」又は「不足（25.7%）」となっています。

Q 8-5 トイレ

バスセンター ～トイレは。

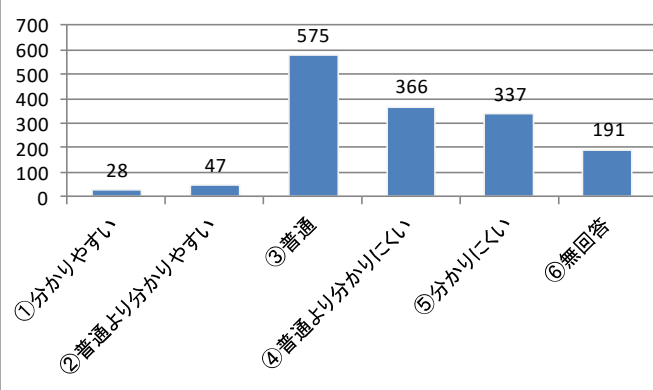


回答	人数	回答割合
①使いやすい	14	0.9%
②普通より使いやすい	24	1.6%
③普通	397	25.7%
④普通より使いにくい	409	26.5%
⑤使いにくい	481	31.2%
⑥無回答	219	14.2%
計	1,544	100.0%

「普通」を除くと「使いにくい（31.2%）」又は「普通より使いにくい（26.5%）」となっています。

Q 8-6 乗り場の案内

バスセンター ～乗り場案内は。



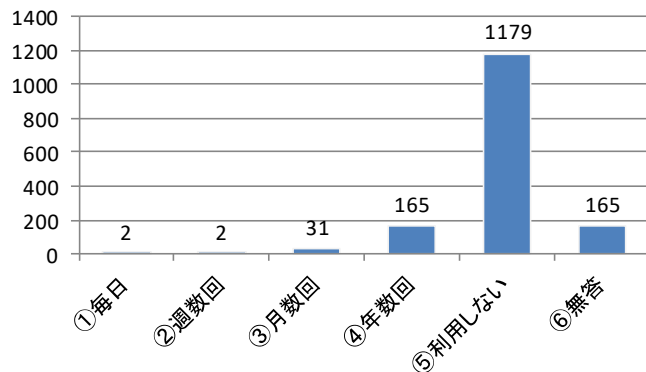
回答	人数	回答割合
①分かりやすい	28	1.8%
②普通より分かりやすい	47	3.0%
③普通	575	37.2%
④普通より分かりにくい	366	23.7%
⑤分かりにくい	337	21.8%
⑥無回答	191	12.4%
計	1,544	100.0%

「普通」を除くと「普通より分かりにくい（23.7%）」又は「分かりにくい（21.8%）」となっています。

Q 8 現在の厚木バスセンターを利用して、感じることは。（それぞれ1つに○）

Q 8－7 厚木サンパーク（厚木バスセンターの上部にある公園）の利用頻度

バスセンター ～サンパークの利用頻度は。



回答	人数	回答割合
①毎日	2	0.1%
②週数回	2	0.1%
③月数回	31	2.0%
④年数回	165	10.7%
⑤利用しない	1,179	76.4%
⑥無回答	165	10.7%
計	1,544	100.0%

4分の3を超える76.4%が「利用しない」となっています。「月数回」以上利用する割合は、2.2%となっています。

Q 8－8 その他感じることは。（自由記述）

主なものとして、次のような意見を多くいただきました。

- ・トイレが汚い、臭い、使いづらい
- ・雨の日は雨よけが足りず、タイルが濡れて滑るため歩きにくい
- ・ベンチに座りながらバスの先頭で待つことができない
- ・バスの遅延状況や乗り場など、案内が不足している
- ・時計が見にくい
- ・バスの定時性や料金に対する不満
- ・バスセンターを利用しないので分からない

Q 9 複合施設の整備に当たり、ご意見やご要望は。（自由記述）

非常に多岐にわたり多くの意見をいただきましたが、主なものとして、次のような意見を多くいただきました。

- ・中町第2－2地区周辺の交通渋滞対策
- ・駐車場が足りない、高い
- ・コミュニティバスの導入
- ・地下道に店舗の設置
- ・現在の駐輪場利用者は、代替施設を用意してもら希望可以
- ・長期的な視点をもって進めてほしい

また、「複合施設の建設に反対」、「無駄な施設をつくらず、現状のままでよい」という意見もありました。

3 施設利用者数調査

(1) 調査目的

2-2地区における複合施設の主要機能となる現在の施設の利用者数を調査しました。

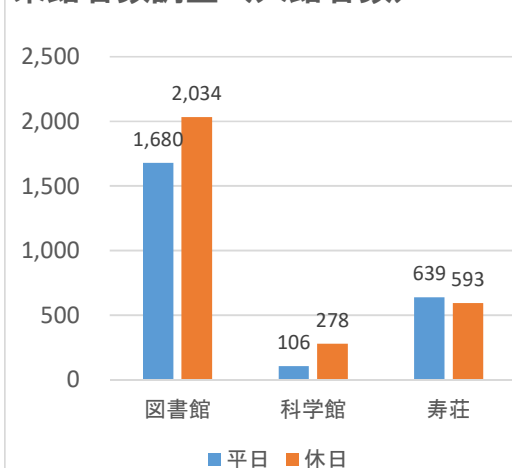
(2) 調査対象施設及び調査実施日

ア 厚木シティプラザ	平成 31(2019)年 2 月 24 日(日)、3 月 5 日(火)
(ア) 中央図書館	
(イ) 子ども科学館	
(ウ) 老人福祉センター寿荘	
イ 市庁舎	平成 31(2019)年 3 月 2 日(土)、5 日(火)
(ア) 本庁舎	
(イ) 第二庁舎	

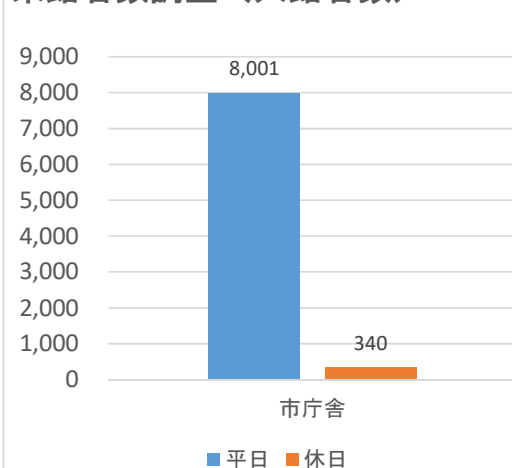
(3) 調査結果

施設	出入口	調査時間	平日			休日		
			出	入	計	出	入	計
シティプラザ	図書館	3階	141	160	301	250	364	614
		2階	1,132	1,113	2,245	1,381	1,267	2,648
		地下1階	407	407	814	403	403	806
		計	1,680	1,680	3,360	2,034	2,034	4,068
	科学館	7階	106	106	212	278	278	556
		6階	189	189	378	282	302	584
		5階	450	450	900	311	291	602
市庁舎	本庁舎	計	639	639	1,278	593	593	1,186
		計	2,425	2,425	4,850	2,905	2,905	5,810
	第二庁舎	1階	2,559	2,464	5,023	289	318	607
		地下1階	3,052	3,023	6,075	16	22	38
		計	2,455	2,514	4,969	—	—	—
	計	土曜は 8:30~12:00	8,066	8,001	16,067	305	340	645

来館者数調査（入館者数）



来館者数調査（入館者数）



4 複合施設等整備検討委員会からの提言書

令和元年6月25日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市複合施設等整備検討委員会

委員長 神保 忠男

複合施設及びその周辺環境の整備に向けた提言書について

平成30年11月の発足以来、当委員会では、図書館、(仮称)こども未来館、市庁舎などからなる複合施設とその周辺環境の整備について、各委員の専門知識や経験を持ちより、活発な議論を重ねてきました。ここに、複合施設等の整備に関する基本的な考え方を委員会の総意として取りまとめましたので、別添提言書のとおり提言します。

複合施設等の整備に当たっては、本提言書の趣旨を尊重しつつ、引き続き、より多くの市民の意見を聴きながら、取り組まれることを期待します。



複合施設及びその周辺環境の整備に向けた提言書

— ソフト重視のハードづくりを —

令和元年6月

厚木市複合施設等整備検討委員会

目 次

はじめに

- 1 複合施設整備の必要性について
- 2 複合施設の在り方について
- 3 複合施設の機能について
- 4 複合施設の事業規模について
- 5 複合施設の周辺環境の整備について
- 6 厚木市複合施設等整備検討委員会 検討経過
- 7 厚木市複合施設等整備検討委員会委員名簿

はじめに（提言に当たって）

来年に迫った令和2(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、様々な社会インフラの新設・改修が行われている。同大会のレガシーとして、道路や施設などのハード面だけでなく文化・教育・環境などのソフト面についても、将来に引き継いでいくことが求められている。

厚木市複合施設等整備検討委員会（以下「委員会」という。）は、本厚木駅東口の厚木バスセンター東側に位置する中町第2-2地区（以下「2-2地区」という。）における複合施設（図書館、（仮称）こども未来館、市庁舎等をもって構成する複合施設をいう。）及びその周辺環境の整備について、市民の目線と専門的見地から様々な検討を行うため、平成30(2018)年11月に発足した。委員は、全市的な市民活動を支える関係団体の代表者を始め、大学教授や公共サービスに携わる官民の学識経験者、厚木市の未来へ思いをはせる公募市民で構成し、25人の委員がそれぞれの専門知識や経験とより良い将来への願いを持ちより、7回の議論を重ねてきた。

本書は、中心市街地のまちづくりのテーマに「歩いて楽しいまち」の実現を掲げ、全国に例のない複合施設の整備に果敢に挑戦する厚木市に対して、市民、団体、専門家のそれぞれの立場から、複合施設及びその周辺環境の整備の考え方を委員会の総意として提言するものである。今後策定する整備計画は、本書の趣旨を最大限に尊重するとともに、引き続き、多くの市民に広く意見を求めながら、まとめられることを強く望む。また、整備計画策定以降についても、設計から施工へと業務の進行に合わせて、常に市民の声に耳を傾けながら事業を推進し、ハードだけでなくソフトも併せた厚木市のレガシーを未来へ引き継いでいくことを期待する。

最後に、将来予測が困難な時代を迎える中にあって、複合施設が厚木市のシンボルとして永きにわたり愛され、多くの市民が誇りと愛着を持った居場所となることを委員一同、心から願う。

令和元年6月

厚木市複合施設等整備検討委員会

1 複合施設整備の必要性について

2-2地区周辺は、鉄道、路線バス、自動車などあらゆる交通手段によるアクセスを可能にする、厚木市で最も利便性が高い区域の一つである。また、市民生活を支える充実した公共・民間施設が集積する拠点性も有している。2-2地区周辺は、こうした特徴をいかし、多くの市民が気軽に立ち寄れ、充実した時間を過ごすことができる第3の場所「サードプレイス」を創出していくことを目指し、中町第2-2地区周辺整備方針の一つとして、未来の図書館機能、科学館機能を核とした複合施設の整備を掲げている。

現在の中央図書館及び子ども科学館は、老朽化や狭あい化が進んでいるほか、駐車場を備えていないことや情報通信関連設備及びスタッフの不足といった課題を抱えている。

また、現在の市庁舎は、本庁舎と第二庁舎に分散していることや、中央図書館や子ども科学館同様、老朽化、狭あい化が進んでいるほか、災害対応力の強化といった課題を抱えている。

これらの課題を解決するため、これまでに厚木市が策定した厚木市図書館基本構想、(仮称)こども未来館基本構想、厚木市新庁舎整備基本構想においては、2-2地区に図書館、(仮称)こども未来館、市庁舎などからなる複合施設として整備することが位置付けられている。

複合施設の整備に当たっては、厚木市が持続可能な発展を遂げるため、全ての市民にとっての「サードプレイス」となるよう、2-2地区の立地特性を十分にいかした施設とすることを実現されたい。さらに、現在の中央図書館、子ども科学館、市庁舎の老朽化や狭あい化といった機能面の課題を解決するだけでなく、激甚化する自然災害や日進月歩で進展する情報通信技術に対応し、市民が安心して利便性の高いサービスを将来に渡って享受することができるよう、複合施設の整備計画を策定されたい。

2 複合施設の在り方について

複合施設は、持続可能なまちの発展を支え、永きにわたり厚木市の中核施設としての役割を果たすことができるよう、次の視点を取り入れた施設を目指すことを検討されたい。

複合施設は、将来の科学技術の発展を受け入れることができるような構造やレイアウト等に配慮するなど、将来の社会変化に対応できる施設とすることを検討されたい。また、機能を詰め込みすぎるのではなく、ある程度、余裕が感じられる「遊び」を随所に取り入れていくことを検討されたい。

また、図書館、（仮称）こども未来館、市庁舎の3つの主要機能の連携性を高め、それぞれが有機的に結びつくように、広場などの公共空間を効果的に活用することを検討されたい。

さらには、様々な機能が複合化することによるメリットや見込まれる効果をできる限り明確にし、市民に分かりやすく伝えていくことを検討されたい。

複合施設は、厚木市の中心市街地のシンボルとして、外観や施設レイアウトといったハード面だけでなく、提供するサービスやコンテンツなどのソフト面においても、市民が誇りと愛着を感じることができる施設とすることを検討されたい。また、永きにわたり市民が安心かつ快適に利用できる空間とすることを目指し、計画的かつ適切な維持管理を実施することを検討されたい。

複合施設を整備することによる効果を建物内に留めることなく、複合施設を中核に中心市街地全体で様々な拠点施設が一体となって、厚木市が中心市街地のまちづくりのテーマに掲げる「歩いて楽しいまち」を実現されたい。

3 複合施設の機能について

複合施設の機能は、図書館、(仮称) こども未来館、市庁舎を始めとする様々な機能が有機的に連携した施設となるよう、次の視点を取り入れた施設を目指すことを検討されたい。

図書館については、厚木市図書館基本構想の内容を踏まえるとともに、インターネットを始めとする情報通信技術が発達した社会にあって、図書を読む、調べるだけの場所に留まることなく、子どもから高齢者まで、あらゆる世代がゆったりとした時間を過ごすことができる滞在型の図書館を検討されたい。

(仮称) こども未来館については、(仮称) こども未来館基本構想の内容を踏まえるとともに、子どもだけでなく、大人も科学の不思議や驚きに触れる楽しみを感じることができる施設を検討されたい。また、既存施設との機能の重複を避け、図書館と融合・連携した全国に誇ることができる施設を検討されたい。

市庁舎については、厚木市新庁舎整備基本構想の内容を踏まえるとともに、市民の生命と財産を守る災害対応機能の強化を図ることを第一とし、災害対策本部については、災害時に万全な機能を発揮することができる配置を検討されたい。

市民の交流機能として検討しているカフェやレストランについては、2-2地区の立地特性をいかし、夜間も利用できる魅力ある店舗の設置など、施設単体の拠点性を高める視点と、複合施設の中で全ての活動を完結させるのではなく、周辺の民間施設にも好影響を与えるよう、周辺にも配慮する視点の両面を考慮し、その在り方を検討されたい。

その他の交流機能については、利用者が施設で得た知識や体験を編集、発信できるような場や、その活動が連鎖していくような仕組みを検討されたい。あらゆる世代にとっての居場所となることを目指す一方で、市民交流プラザが担っている既存の市民交流機能との重複がないよう検討されたい。また、厚木市に在住する市民だけでなく、昼夜間人口比率が高い厚木市の特徴を考慮し、市外から訪れる多くの通勤者や来街者にとってもサードプレイスとなることを目指し、中心市街地の活性化につなげていく交流機能の導入を検討されたい。

一体整備が検討されている国県等の行政機関の機能については、市民にとってのメリットやデメリットを整理した上で、その目的と効果を分かりやすく市民に伝えることを検討されたい。

その他の機能については、複合施設の機能性や利便性を永きにわたり維持するため、5G¹やIoT²、AI³などの最先端の情報通信技術に対する投資を重視していくことを検討されたい。さらに、郊外部からのアクセス性を確保するため、必要な駐車場や駐輪場を整備し、誰もが訪れやすい施設とすることを検討されたい。

¹ 5th Generation の略。第5世代移動通信システム。これまでの移動体無線技術を更に高速化・大容量化させるだけでなく、「超多数接続（＝家電、クルマなど、身の回りのあらゆる機器（モノ）がつながること）」、「超低遅延（＝遠隔地にいてもロボット等の操作をスムーズに行うことができる）」といった新たな機能を持つ次世代の移動通信システム。

² Internet of Everything の略。「もの」だけでなく、人、システム、公共施設、データなどの「全て」がインターネットでつながる概念。

³ Artificial Intelligence の略。人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータが処理する技術もAIの一つと考えられている。

4 複合施設の事業規模について

複合施設の事業規模については、建築工事費だけでなく、将来にわたる維持管理費にまで影響することから、複合施設のライフサイクルコストのシミュレーションを行うとともに、厚木市の財政推計等を十分に考慮した上で、次の視点を取り入れた施設を目指すことを検討されたい。

複合施設の規模については、限られた予算や敷地条件にあって、どの機能を優先するのか、施設整備後の管理運営を考えた導入機能の優先順位を検討されたい。加えて、公共施設マネジメントに配慮しつつ、恵まれた立地条件を最大限いかした施設を整備することを検討されたい。

また、図書館、(仮称) こども未来館、市庁舎の3つの機能のうち、現状よりも強化する機能や新たに追加する機能については、その効果と必要性、コストを市民に分かりやすく伝えることを検討されたい。さらに、現在分散している機能や施設を統合することにより圧縮することができるランニングコストなど、複合化することによるメリットについても、市民に分かりやすく伝えることを検討されたい。

複合施設の整備手法の選定に当たっては、図書館、(仮称) こども未来館、市庁舎を始めとする様々な機能で構成される施設となることから、管理運営のノウハウが設計段階から反映できる手法を優先して検討されたい。また、管理運営事業者の選定にも競争性が働くような手法を検討されたい。

複合施設の管理運営については、様々な機能で構成される施設となることから、先進事例をよく調査し、最適な方法を検討されたい。ハードを重視しがちな施設整備が多い中において、ハードは、目指すソフトを実現するためのものとして捉える、ソフト重視の施設整備を検討されたい。また、昼夜間人口比率が高い厚木市の特徴をいかすとともに、厚木市の資源である企業や大学と連携した新しい活性化の方策を生み出すことができる運営方法を検討されたい。

5 複合施設の周辺環境の整備について

複合施設が全国に誇れる施設となり、永きにわたり厚木市の中心拠点として、市民に愛され、恒久的なにぎわいをもたらす施設となるには、施設だけでなく周辺環境の整備も併せて進めることが不可欠である。周辺環境の整備に当たっては、次の視点をもって検討されたい。

複合施設を整備しても、厚木バスセンターと厚木シティプラザが既存のままでは、その効果は限定的となることが考えられることから、厚木バスセンターと厚木シティプラザの機能更新についても、複合施設の整備と併せて検討されたい。その場合は、工期が長期化することから、本厚木駅東口交差点を始めとする周辺交通に与える影響を考慮した整備方法を検討されたい。

また、厚木バスセンターの機能更新に当たっては、安全な歩行者空間の確保を前提に、歩行者、一般車、路線バスなどの様々な交通が円滑に機能するよう、複合施設周辺の交通だけでなく、本厚木駅周辺の交通の在り方を整理した上で、最も効果が高い方法について検討されたい。

複合施設への利用者動線については、多種多様な利用者が様々な交通手段で訪れることが考えられることから、安全かつ快適な動線を確保するだけでなく、時間帯によって変化する交通状況の予測や周辺施設との連携の確保、本厚木駅や厚木バスセンターからのアクセス性の向上など、あらゆる角度からの対策を講じることを検討されたい。特に、本厚木駅や厚木バスセンターからの歩行者動線については、地上レベルの動線だけではなく、本厚木駅前東口地下道を活用した地下動線や、必要に応じて上空利用による動線についても検討されたい。

複合施設周辺の道路整備に当たっては、複合施設利用者や地域住民などの歩行者と自動車の安全を確保するため、道路の拡幅や新設と併せて十分な歩道を整備するとともに、ハード対策だけでなく、交通規制や右折信号の設置などの有効なソフト対策についても同時に検討されたい。円滑な自動車交通の実現に向け、複合施設周辺の道路だけでなく、郊外部からの2-2地区へのアクセス道路の整備など、厚木市の将来の公共交通の在り方についても併せて検討されたい。

中心市街地の回遊性向上については、複合施設の整備だけで達成できるものではないことから、2-2地区周辺だけでなく、複数の拠点をもって「歩いて楽しいまち」を実現するため、厚木一番街や本厚木駅北口周辺のリニューアル、現本庁舎敷地の活用方法などについても検討されたい。その際には、歩行者や自動車など様々な交通手段で訪れる者が安全かつ快適に往来できる街路を整備していくことも併せて検討されたい。また、あらゆる世代の市民にとって訪れやすい交通環境の整備を検討されたい。

以上、委員会の総意として、5つの項目について提言する。

複合施設及びその周辺環境の整備に当たっては、安心で利便性が高く、あらゆる世代から愛され、かつ、予測困難な将来変化に対応できるものとするため、ソフトの在るべき姿を想定した上でハードを考える「ソフト重視のハードづくり」を念頭に事業を推進されたい。

6 厚木市複合施設等整備検討委員会 検討経過

第1回 平成30年11月30日	(1) 複合施設等の整備を検討する区域の整備方針について (2) 図書館、(仮称) こども未来館及び市庁舎の基本構想について (3) 基本計画(案)の構成及び検討スケジュールについて
第2回 平成31年1月8日	(1) 複合施設の主要施設の現状と課題、目指す姿について (2) 複合施設の整備コンセプトについて (3) 複合施設のフロア構成イメージについて (4) 厚木バスセンターの再整備の考え方について (5) 複合施設等の整備に関する市民アンケート調査について
第3回 平成31年2月4日	(1) 複合施設等の整備に関する関連計画について (2) 複合施設における主要施設の機能・規模について (3) 複合施設の維持管理・運営に関する考え方について (4) 複合施設の防災計画について
第4回 平成31年3月27日	(1) 複合施設等の整備に向けた検討状況について
第5回 平成31年4月23日	(1) 複合施設等の整備に向けた検討状況について (2) 検討委員会からの提言について
第6回 令和元年5月16日	(1) 複合施設等の整備に向けた検討状況について (2) 検討委員会からの提言書について
第7回 令和元年6月14日	(1) 複合施設等の整備に向けた検討状況について (2) 検討委員会からの提言書について

7 厚木市複合施設等整備検討委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

	職 名	氏 名	選出区分
1	委員長	じんぼ ただお 神保 忠男	関係団体の代表
2	委員長職務代理者	なかむら みきお 中村 幹夫	関係団体の代表
3	委員	なつめ すずむ 巢 進	関係団体の代表
4	委員	さとう けんじ 佐藤 健治	関係団体の代表
5	委員	ひじかた あきら 土方 明	関係団体の代表
6	委員	さいとう ひろし 齊藤 裕	関係団体の代表
7	委員	もちつき たまさぶろう 望月 玉三郎	関係団体の代表
8	委員	おおうち えく 大内 江公	関係団体の代表
9	委員	おおはし けいこ 大橋 啓子	関係団体の代表
10	委員	かいぬま こ 開沼 クミ子	関係団体の代表
11	委員	こまつ きくお 小松 紀久男	関係団体の代表
12	委員	やまぐち いずみ 山口 泉	関係団体の代表
13	委員	いちばら いずる 市原 出	学識経験者
14	委員	すぎい がくじ 杉井 学治	学識経験者
15	委員	しの けんいちろう 士野 顕一郎	学識経験者
16	委員 (前任)	すぎやま ゆうすけ 杉山 裕介 ご み けんいちろう 五味 健一郎)	学識経験者
17	委員 (前任)	おがわ つかさ 小川 司 たてやま あきのり 立山 昭憲)	学識経験者
18	委員	さいとう けんじ 齋藤 謙司	学識経験者
19	委員	おざき あきふみ 尾崎 亮典	学識経験者
20	委員	やまもと さとし 山本 聡	学識経験者
21	委員	たかむら しんわ 高村 真和	公募による市民
22	委員	ひらの たかひろ 平野 孝裕	公募による市民
23	委員	ふじわら じゅんいち 藤原 準一	公募による市民
24	委員	まつおか な 松岡 る奈	公募による市民
25	委員	よしなが いちろう 善永 一郎	公募による市民

5 市議会からの議会機能に関する要望

平成 31 年 2 月 6 日

厚 木 市 長
小 林 常 良 様

厚木市議会議員
難 波 達 哉



複合施設等整備基本計画の策定に係る議会機能への要望について

本市議会に設置する新庁舎建設特別委員会から、複合施設等整備基本計画の策定に対し、議会機能について別紙のとおり要望がありました。

つきましては、別紙をもって本市議会の要望といたしますので、複合施設等整備基本計画の策定に当たっては、十分に御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

担当 議会総務課 議事調査係
電話 225-2701（直通）



複合施設等整備基本計画の策定に係る新庁舎の議会機能への要望について

新庁舎の議会機能への要望については、厚木市議会基本条例に基づく理念の具現化を目指す議会活動を支え得ることが必要と考える。

このことから、新庁舎の議会機能については、次のとおり要望するとともに、議会フロアは、独立性を確保した上で、市民に広く開かれた議会を推進し、二元代表制の一翼を担う議会として、親しみやすさやあたたかみ、ゆとりのある雰囲気を基調として計画を策定されたい。

なお、整備に当たっては、コスト面を十分に考慮されたい。

平成 31 年 2 月 6 日

新庁舎建設特別委員会
委員長 田上 祥子

全般

- ・セキュリティを確保し、ＩＣＴ（モニター、プロジェクター、Ｗｉ－Ｆｉ 環境等）の充実や多くの方に使いやすいユニバーサルデザインに配慮されたい。

議場等

- ・議場は、品位と格式を備えた重厚感のある室内となるよう配慮されたい。また、多目的利用の是非については、基本設計の段階で結論を出すこととする。
- ・議場の形式については、フラット方式・段床方式等両面で検討し、基本設計の段階で結論を出すこととする。また、議員用登壇席や発言席の設置についても同様とする。
- ・議場は、防音及び音響環境に配慮されるとともに、生中継及び録画中継も行っていることから、議場放映設備を充実されたい。また、十分な明るさを確保するとともに、自然採光など自然エネルギーの活用についても検討されたい。
- ・議場内及び庁舎内に大型モニターを設置されたい。また、その配置箇所についても十分、検討されたい。
- ・議場、委員会室には、聴覚補助システムを導入するなど、傍聴者への配慮をされたい。
- ・傍聴席の配置については、議場の形式に合わせ、基本設計の段階で結論を出すこととする。また、十分な座席数を確保するとともに、車椅子の方への対応など、きめ細かなつくりとされたい。なお、附属施設として傍聴者ロビーも設置されたい。
- ・傍聴席は、乳幼児連れの方などが傍聴しやすい防音完備の個室スペースを確保されるとともに、その際の動線も傍聴席を通らないなど工夫されたい。
- ・記者席については、議員側・理事者側双方から撮影等が行える配置とされたい。
- ・議場、委員会室の各机（議員・理事者）には、タブレット端末の活用を図るため、電源等を確保されたい。

委員会室

- ・全員協議会等を開催する委員会室は、全議員及び理事者が一堂に会する場所であり、十分なスペースを確保されたい。
- ・委員会室は複数設けるとともに、多目的利用（可動式）への対応も検討されたい。
- ・全ての委員会室に録音・放映システムを完備されたい。また、視察の受け入れ、研修会等のためにプレゼンテーション対応が可能となるプロジェクター設備を設置されたい。
- ・委員会室の傍聴席は、十分な座席数及びゆとりを持ったスペースの確保を図られたい。

正副議長室

- ・正副議長室を確保するとともに、機能性を重視したつくりとされたい。
- ・友好都市等からの大人数の賓客などに対応できる議長応接室を設置されたい。

理事者控室

- ・理事者及び説明員等が待機する理事者控室について確保されたい。

会派控室

- ・会派控室は、会派数及び会派の人数変更に応じて柔軟に変更できる構造・設備とされたい（可動式の防音壁など）。また、空調や窓の配置も工夫されたい。

議員応接室

- ・市民との面会や相談、職員との打合せ等に対応するため、共用の議員応接室を設置されたい。

議会図書室

- ・議会図書室は、中央図書館との連携を密に図ることにより、機能的な図書の配架と閲覧スペースを設けたコンパクトなつくりとされたい。

議会事務局事務室

- ・議会事務局は、議会フロアのエントランスに配置し、視認性に優れた空間配置とされたい。また、公共空間と執務空間を明確にするとともに、職員が機能的に執務に専念できる広さを確保されたい。
- ・防犯面から、セキュリティ対策を強化されたい。

その他

- ・議員出退表示板（議会フロアエントランス及び庁舎内）を設置されたい。
- ・作業室及び関係書類や備品を格納する倉庫等を確保されたい。
- ・緊急地震速報の受信端末の設置を検討されるとともに、防災備品や防犯備品の管理スペースを検討されたい。
- ・更衣室の設置を検討されたい。
- ・トイレ（多目的トイレを含む）や水場は、利便性を考慮した配置とされたい。
- ・県産材の活用について検討されたい。
- ・議員用駐車場を確保し、一般車両とは別の出入口にされたい。

6 市議会からの複合施設等整備基本計画の策定に向けた要望

令和元年9月19日

厚木市長
小林 常良 様

厚木市議会議員
寺岡 まゆみ



(仮称)複合施設等整備基本計画の策定に向けた要望書について

本市議会に設置する中心市街地活性化特別委員会から、(仮称)複合施設等整備基本計画の策定に対し、別紙のとおり要望がありました。

つきましては、別紙をもって本市議会の要望といたしますので、(仮称)複合施設等整備基本計画の策定に当たっては、十分に御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

担当 議会総務課 議事調査係
電話 225-2701 (直通)



I はじめに

本市議会においては、中心市街地活性化等の総合的な調査研究を行うため、令和元年8月に、新庁舎建設特別委員会と厚木市議会中心市街地活性化検討協議会を統合し、周辺整備を含め中心市街地における諸課題について、中心市街地活性化特別委員会を設置し、中心市街地におけるまちづくりに関する調査研究を行っているところである。

複合施設の建設・整備等に当たっては、さまざまな角度からの意見・要望等を踏まえた十分な検討を行い、市民の御理解を得ながら、的確に推進していくことが必要不可欠であると考えます。

このようなことから、市におかれては、本要望書の各事項について丁寧かつ十分に検討し、（仮称）複合施設等整備基本計画の策定に取り組まれるよう、本特別委員会として強く要望するものである。

令和元年9月

中心市街地活性化特別委員会
委員長 川口 仁

Ⅱ 要望事項

1 基本計画の目的

複合施設の建設に当たっては、市民を初めとしたさまざまな意見等を総合的に検討した上で、課題の解決策を含めた、中心市街地のまちづくりのグランドデザインをできる限り明確に示すよう努められたい。

2 複合施設整備の基本理念

中心市街地のまちづくりのテーマ「歩いて楽しいまち」や複合施設整備のコンセプト「サードプレイス」が全ての市民にとってのテーマ、コンセプトとなるよう、民間活用も含め、特に立地の特性を十分にいかした魅力あふれる施設の整備を多角的な視野で検討し、市民にわかりやすく示されたい。また、テーマが言葉だけでなく、成果を見据え、現実的な理念を示されたい。

3 主要機能の考え方と規模

複合施設は、連携による相乗効果を生み出していくための機能を備えた施設とし、災害時には安心して避難できる構造、設計、また、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するとともに、すべての機能が充実するよう検討されたい。

また、図書館や（仮称）未来館で賑わいが現実に創出できるかについて、具体的に検討をするとともに、利用する市民及び働く職員が快適に利用できる施設とされたい。

4 建築計画

建物構成は、歩行者に優しい歩道の確保に努め、環境負荷の低減に配慮し、災害時対応の更なる強化を推進するとともに、時代の変化や市民ニーズの変化に対応できるよう、自由度の高い柔軟性の確保に努められたい。

また、PPPやPFI方式の活用など民間の持つノウハウを柔軟に活用されたい。さらに、駐車場及び駐輪場は、十分な台数を確保されたい。

5 事業計画

将来にわたる財政負担の平準化を図るため、補助金等の確保に積極的に取り組まれない。また、複合化による周辺整備費を含めた経済・財政効果について、定量的に示されたい。

6 周辺整備の考え方

土地や建物の権利者がいる中町立体駐車場、厚木シティプラザ及び厚木ガーデンシティビルについては、機能の更新も含め、権利者と十分な意見調整を図られたい。また、複合施設周辺だけでなく、多角的な視点から中心市街地全体の総合的な交通環境の整備を促進し、厚木バスセンターや本厚木駅前東口地下道のあり方等、人の回遊性が向上される歩行者動線を確保し、まちの賑わいを創出するよう将来のあり方を一体的に検討されたい。

7 今後の検討課題

将来への投資である複合施設の建設・整備等に当たっては、負の遺産となることがないように十分に検討し、市民サービスの低下を招くことのないよう、財政の健全化に最大限配慮し、綿密な資金計画・事業スケジュールを推進するとともに、建設・整備に関する情報が常に市民に届くように努められたい。

なお、複合施設に市庁舎を整備する場合は、中町第2-2地区に設置する必要性やメリット、デメリットを、より具体的に明確に表すとともに、デメリットの解決策を市民にわかりやすく示し、十分に市民の理解を得ながら進めていくことが重要な課題である。

中心市街地活性化特別委員会

委 員 名 簿

令和元年 9 月 19 日現在

	氏 名	会派名
委 員 長	川 口 仁	公 明 党
副 委 員 長	渡 辺 貞 雄	あつぎみらい
委 員	井 上 敏 夫	あつぎの会
同	池 田 博 英	日本共産党
同	高 橋 豊	ネクストあつぎ
同	望 月 真 実	新政あつぎ
同	高 村 真 和	新政あつぎ
同	難 波 達 哉	ネクストあつぎ
同	田 上 祥 子	公 明 党

※委員については議席番号順

委員外議員 松 本 樹 影 無 会 派

